

保育実習指導のガイドライン

Ver. V

(令和4年4月)

目 次

I 保育実習について(概要と目的)	1
1. 保育実習(指導)に関するオリエンテーション.....	1
(1) 保育実習・保育実習指導の枠組み	
(2) 実習の意義	
(3) 保育実習の実際	
(4) 保育実習指導の展開	
(5) 実習の評価	
(6) 実習施設の事前訪問(オリエンテーション)	
2. 実習施設についての理解(実習施設の機能、役割、保育士の職務・役割等).....	6
(1) 法令の理解	
(2) 施設理解	
(3) 保育所保育指針	
(4) 保育士の業務	
(5) 子ども	
(6) 見学・体験	
(7) 学生から見た実習施設・保育士・実習内容、学生の保育士を目指す動機の確認	
3. 実習課題の明確化.....	8
(1) 実習課題の明確化の意義	
(2) 実習課題・実習目標の設定の観点・方法	
(3) 実習課題の発見	
4. 養成校と実習先における情報の共有.....	10
(1) 実習前後の学習内容の共有	
(2) 実習の記録、評価方法の共有	
(3) 学生個人に関する情報の共有	
II 実習を行う際の注意事項について	11
1. 保育士の専門性と職業倫理についての理解.....	11
(1) 職業倫理	
(2) プライバシーの保護と守秘義務	
(3) 関連項目ー学生の順守事項(実習中の態度・姿勢)	
(4) 保育士の専門性	
2. 実習生としての心構え(マナー、服装、言葉遣い等).....	14
(1) 実習生としての態度・姿勢	
(2) 実習に対する基本認識	
(3) 実習生＝社会人としての責任意識	
(4) 体調管理	
●新型コロナウイルス感染症対策の心得(案).....	16
3. 事前訪問について(実習施設におけるオリエンテーション).....	24

(1) 事前訪問の手順・留意事項	
(2) 事前訪問の準備	
(3) 事前訪問時における確認事項の検討	
(4) 実習施設への訪問の際の留意事項	
(5) 事前訪問終了後の活動	
● 保育実習Ⅱにおける責任実習(指導案を要する部分・全日実習)の回数について.....	28
4. 事務手続きについて(個人票、細菌検査、礼状の書き方指導).....	29
(1) 実習施設の選定、調整、配当	
(2) 関係書類の説明および指導	
● 実習生調書のひな形(案).....	30
(3) 細菌検査・感染症等検査結果証明書の提出について	
● 実習生出勤簿のひな形(案)	32
● 誓約書のひな形(案).....	34
(4) 準備物の確認	
(5) 礼状の書き方	
(6) その他	
Ⅲ 指導方法について.....	36
1. 学内での指導.....	36
(1) 講義型	
(2) イベント型実習報告会	
(3) 記録介在型	
(4) グループワーク型	
(5) 個別面接型	
(6) 外部講師参加型	
(7) キャリア支援型	
○ チームティーチングによる指導(短期大学)	
○ 学生の自主性を重視した実習指導(四年制大学).	
2. 学外での指導.....	40
(1) 実習施設の見学	
○ 実習先保育所・施設の見学(短期大学)(短期大学)	
(2) 実習施設でのボランティア	
Ⅳ 保育所実習(事前指導)について.....	42
1. 保育実習Ⅰ(保育所実習).....	42
(1) 保育実習Ⅰ(保育所実習)の目的	
(2) 保育実習Ⅰ(保育所実習)の内容	
(3) 保育実習Ⅰ(保育所実習)の実際	
2. 保育実習Ⅱ.....	46
(1) 保育実習Ⅱの目的	

(2) 保育実習Ⅱの内容	
(3) 保育実習Ⅱの実際	
3. 評価票について.....	49
【コラム】小規模保育	
●実習評価票のひな形(案).....	50
V 施設実習(事前指導)について.....	52
1. 保育実習Ⅰ(施設実習).....	52
(1) 保育実習Ⅰ(施設実習)の目的	
(2) 保育実習Ⅰ(施設実習)の内容	
(3) 保育実習Ⅰ(施設実習)の実際	
2. 保育実習Ⅲ(施設実習).....	56
(1) 保育実習Ⅲの目的	
(2) 保育実習Ⅲの内容	
(3) 保育実習Ⅲの実際	
3. 評価票について.....	58
●実習評価票のひな形(案).....	59
○施設実習指導の工夫①(四年制大学)	
○施設実習指導の工夫②(四年制大学)	
【コラム】3つの“支援”.....	65
【コラム】なぜ施設に実習に行くの?(保姆～保母～保育士の歴史).....	66
VI 実習記録について.....	69
1. 保育における記録の意義.....	69
(1) 保育所保育指針における記録の位置づけ	
(2) 保育士養成カリキュラムにおける記録の位置づけ	
(3) 保育の過程(プロセス)と記録	
2. 保育における記録の目的.....	71
(1) 記録の意味	
(2) 記録を通して培われていく力	
3. 記録の技法.....	72
(1) 記録の基本	
(2) 記録の文体	
(3) 記録における《事実》の書き方について	
4. 実習日誌について.....	76
(1) 実習日誌の目的	
(2) 実習日誌の書き方	
●実習日誌のひな形(案).....	81
○エピソード記録を段階的に記入するための施設実習日誌の工夫【書式】(四年制大学)	
○エピソード記録を段階的に記入するための施設実習日誌の工夫【記入例】(四年制大学)	

Ⅶ 実習における計画について	89
1. 保育における計画の基本.....	89
(1) 全体的な計画(カリキュラム等)・指導計画	
(2) 保育の過程と指導計画	
(3) 指導計画作成における基本	
2. 実習における指導計画案(指導案)の作成.....	90
(1) 実習生にとっての指導計画案の意義	
(2) 実習における指導計画案の書き方の実際	
● 指導計画案のひな形(案).....	93
3. 個別(自立)支援計画の理解について.....	94
Ⅷ 保育実習訪問指導	96
1. 実習訪問指導の目的.....	96
2. 訪問指導担当教員.....	96
3. 訪問時期.....	97
(1) 実習が始まってすぐにおこなわれる場合	
(2) 実習期間の中頃におこなわれる場合	
(3) 実習の後半でおこなわれる場合	
4. 実習訪問の面談内容と面談の形態.....	98
(1) 面談時に使用する資料(実習の実際把握のために必要な資料)	
(2) 実習施設の施設長、職員	
(3) 学 生	
(4) 実習施設と学生	
5. 訪問に要する時間.....	100
(1) 一人のとき	
(2) 複数人のとき	
6. 実習訪問指導時の学生の様子や実習状況などの教員間での共有.....	100
7. 訪問時に学生との面談ができなかった場合の対応.....	100
8. 実習に訪問することができなかった場合の対応.....	101
9. 実習訪問指導記録の作成.....	101
● 実習訪問指導記録様式のひな形(案).....	104
Ⅸ 学内実習(みなし実習)について	105
1. コロナ禍における学内実習実施の背景.....	105
2. 学内実習の検討過程とポイント.....	105
(1) 教授内容に即したテーマと内容	
(2) 教材等の提示について	
3. 実践上の留意点.....	106
● 保育実習 I (施設)学内実習(代替案).....	107

X 事後指導について	110
1. 指導内容.....	110
(1)事後指導における総括と自己評価	
(2)事後指導における課題の明確化	
(3)事後指導における学びの共有	
2. 指導方法.....	112
(1)講義型指導	
(2)イベント型実習報告会	
○種別毎の担当教員による実習指導(短期大学)	
○実習評価票を基にした事後指導(短期大学)	
(3)記録介在型指導	
○自己評価シートによる事後指導(短期大学)	
○実習経験を生かした創作絵本作成(短期大学)	
(4)グループワーク型指導(ディスカッション、対話型、PBL、カンファレンス)	
○グループディスカッションによる事後指導(短期大学)	
○ワールド・カフェによる実習事前事後指導(四年制大学)	
(5)個別面談型	
○自己評価票による個別指導(短期大学)	
(6)外部講師参加型	
○外部講師による指導(短期大学)	
○施設職員を招いての実習報告会(四年制大学)	
(7)キャリア支援型	
資料編	122
資料1 保育実践力の育成	123
1. 乳児への支援.....	123
2. 遊 び.....	123
(1)感覚遊び	
(2)造形遊び	
(3)手遊び、歌遊び	
(4)運動遊び	
(5)体操あそび	
(6)ルールのある遊び	
3. 児童文化財の活用(作成)と実演方法.....	127
(1)絵 本	
(2)紙芝居	
(3)素 話	

(4)童 話	
(5)各種シアター(ペープサート、エプロンシアター他)	
4. 環境の構成に関する指導.....	130
(1)四季折々の活動	
(2)園のまわりの植生の観察、樹木草花の名称の理解	
(3)材料、道具の使い方、指導法	
(4)実習期間の行事に関する事前事後の活動 等	
資料2 ボランティア・見学.....	132
1. ボランティアの位置づけ.....	132
(1)入学後から実習前まで	
(2)実習後から卒業まで	
2. ボランティアの時期、ボランティア先の選定.....	132
3. 学生が参加するきっかけ、ボランティアの事前・実施中・事後の教育活動.....	133
4. 東北ブロック内の主なボランティア先、ボランティア内容.....	133
資料3 保育実習 誤表記一覧.....	135
1. 保育所実習 誤表記一覧.....	135
2. 施設実習 誤表記一覧.....	145
 東北ブロック研究委員会メンバー・執筆協力者.....	 152

I 保育実習について(概要と目的)

1. 保育実習（指導）に関するオリエンテーション

保育実習および保育実習指導の履修、実習とは何か、実習指導を受けることの意味や意義、実習の時期、実習施設、実習指導体制、実習の展開、実習指導受講の心得、評価等について説明を行う。

(1) 保育実習・保育実習指導の枠組み

1) 保育実習とは、保育実習指導とは

保育実習とは、これまでに養成校で学んできた知識や技能、学生自身が抱く保育像を基礎とし、実践の場における総合的な体験とそれらが結びつくことを通して、保育実践へと応用出来る力を養うものである。実習により保育者として必要な実践的能力や知識、技術を理解し、学生自らが課題を見出す契機となると同時に、その解決の手がかりを得ることをその目標とする。

保育実習指導とは、保育実習に必要な基礎的知識、技能のみならず、態度やマナー・礼儀、協働性等を理解し、身につける学びの場である。また、実習を通して得られた体験を振り返り、学生自身が見出した課題について言語化し、論理的・客観的に整理することで、その解決に向けて取り組みを行えるよう導く働きももつ。

まず、学生がこれから実習として何に取り組むのか分かるように、保育実習指導および保育実習の全体像を示す。実習に臨むにあたり、学生は不安や緊張を覚えることも予想されるが、既習の事項や学内での学びを基にして保育という奥深い世界に入り、実践と理論を結び付けながら実践レベルにまで自らの知識・技術を高めていくこと、そのためには、実習を完遂する必要があることを伝える。また、①実習での学びには成功からの学びと失敗からの学びの両面があること、②特に乳幼児・児童（子ども）について深く考える際には、失敗を通した学びも貴重であること、③何事にも積極的に取り組む姿勢をもつ必要があること等を伝える。

実習に取り組むということは、学内から出て、実習先という社会に入っていくことを意味するものである。学生として「何かしてもらおう」立場から、保育者として自ら「何かする」立場への変化があること（子どもからみれば大人としてのモデルであること）、そして何よりも、社会人としての基礎を身につけた上で実習に臨む必要があることも伝える必要がある。

一方、施設側からは、実際に実習生をみて新しい知識や技術を伝えられることもある。そうした実習生の影響を意識し、十分な準備をして実習に臨む必要があるということも伝えていく。

2) 保育士資格と保育実習・保育実習指導

指定保育士養成施設指定基準（単位数、実習日数等）について学び、理解するとともに、その構造について説明する。また、保育士資格取得に関わるその意義と役割についても同様に、学生が理解出来るよう説明する。

「指定保育士養成施設の指定および運営の基準について」（別紙 2）に示された保育実習実施基準、また、各養成校における学則に定められた規則やカリキュラム等を示して説明する。

3) 保育実習の時期・期間

それぞれの実習における時期、それらの繋がり（関係）について理解するとともに、必要かつ具体的な実習期間について説明する。

実習の全体像と共に具体的な実習日時を学生に提示し、実習の事前に必要なこと、行うべきことを提示し、実習までの準備をどのように進めていくのかを学生がイメージできるようにする。実習後の指導についても伝え、事前指導、実習、事後指導の関係について、学生が実習のPDCA、すなわちP（事前指導・事前準備）・D（実習）・C（実習の評価、課題の発見と取組み）・A（実習の改善）を理解した上で実習に臨むように働きかける。

また、実習期間中は原則として実習優先であり、出勤日数が足りなくて単位が取得できないといった事態が起こらないようにする。就職のための試験と重なる場合には、実習を欠席して就職試験に臨み、実習日程を延長するか、または、先方に実習中である旨を伝え、就職試験日程の変更をお願いするかといった方法がある。いずれにしても、学生の判断で決められるものではないため、実習先および養成校の担当教員に相談し、実習期間を変更する場合には養成校から実習先に依頼をする必要がある。

(2) 実習の意義

保育実習および保育実習指導の意義について、学生が十分に理解できるように説明する。

実習に臨むにあたり、実習とは何か、なぜ指導を受ける必要があるのかを伝えることにより、学生が実習とは何かを考え、実習指導を受けて実習に臨む必要性について理解できるようにする。

その際には、実習に取り組む中で、学生がなりたい保育者像を具体的にもちながら、実習を振り返って自ら成長しようとする姿勢や、改善すべきことを考えていこうとする姿勢の形成に繋げていくことが必要である。

また、誰のための実習なのかを常に考えながら、実習を完遂できるように努力していく必要があること、そのためには養成校内で教員や仲間と相談するだけでなく、実習先で保育士に相談し、指導を受け、指示されたことはとにかく行ってみようという気持ち、子どもととにかくかかわろうとする意欲をもち続けること等といった、実習を行う上で必要とされる基本的な心構えを伝えてもよいだろう。実習の全体像を提示し、各段階を追って説明することで、それらが資格を取った後に繋がっていくことを学生一人ひとりが意識化できる指導が、事前・事後指導ともに必要である。

(3) 保育実習の実際

1) 保育所実習（保育実習Ⅰ・保育実習Ⅱ）

保育所実習の目的、準備、実際、段階と内容について説明する。

保育所実習の具体的展開について、これまでの実習活動の経験等を踏まえて説明をすることで、学生の理解をより促すことが可能となる。また、当該年度において改善や変更が必要となる点等については、その伝達方法に留意し、学生へ伝える。

2) 施設実習(保育実習Ⅰ・保育実習Ⅲ)

施設実習の目的、準備、実際、段階と内容について説明する。

施設実習の具体的展開について、これまでの実習活動の経験等を踏まえて説明をすることで、より理解しやすくなる。また、当該年度において改善が求められる点や変更が必要となる点等については、伝達方法に留意し、学生へ伝える。

保育所や施設での実習について、厚生労働省の保育士養成のカリキュラム、養成校の目標や方針を伝え、学生が実習の目的の理解や準備に繋げていけるように指導する。

また、実習受け入れにあたっての実習園からの子ども、利用者の実際に即した要望、実習を行うにあたり必要な事前準備、実習の実際、実習の段階(実習初期・中期・後期等の段階を追うこと)、各段階の中で学生が取り組む内容(観察実習・参加実習・部分実習等)について説明し、各段階の課題等について実習目標との関係を例に説明する。学生が実習に対する具体的なイメージをもつことができるように、実習の実際をまとめ、実習に向けた準備については、教員がオリジナルのチェックシート等を用意して説明に使い、学生に計画的に進めるように促しておくといだろう。

(4) 保育実習指導の展開

1) 保育実習指導の概要

①事前指導と授業計画

実習の事前指導について、シラバス等を用いて授業の目的や計画、指導内容を説明する。

②実習中の指導(実習訪問指導等)

○実習訪問指導の目的

実習中における実習訪問指導の意義やその役割、訪問する時期について説明する。

○実習訪問指導の内容と方法

実習訪問指導担当者間での十分な意思疎通が図れるようにする。指導マニュアル等が作成されていれば、それを用いての説明を行うことが出来る。

○諸連絡および問題への対応

・欠勤等の連絡

社会人としての基本的事項として、欠勤、遅刻等の対応について、実習施設への連絡や養成校担当者への連絡を行うことについて説明する。無断遅刻や無断欠席を行っていけないことを説明する。

・実習の中断・中止について

体調不良や災害など、万が一問題が発生し、実習を中断・中止せざるを得ない場合の対応についても説明しておく。

③事後指導と授業計画

実習後の指導について、その内容や授業計画について説明する。

2) 保育実習指導の指導体制(教職員の紹介等)

実習指導体制は、養成校によって様々な状況にある。科目担当者として一人の教員が担当している場合や、複数の教員が担当している場合、委員会等を組織して組織的に指導体制を構築している場合もある。学生に対して、実習担当や実習指導にかかわる教員組織の周知を図っておく。

3) 保育実習指導受講の心得

保育実習指導は、多くの養成校において、通常の講義科目や演習科目と異なる位置づけにて配置されている場合が多い。専門職である保育士として勤務することを想定し、社会人として必要とされる基礎的な力（実務）や同僚間での協調性や協働性等（態度・姿勢）を身につけることが出来るための配慮が必要となる。また、受講態度や提出物に関する指導についても同様に行う必要がある。

学生が実習先と養成校の関係について理解し、学生が実習先と養成校の双方から指導を受ける必要があることを理解させる。各養成校において実習中止の要件がある場合には、学生に予め明示しておく必要がある。実習訪問指導の内容および訪問時期を学生に示し、実習訪問指導時に学生が実習で困っていることを教員に相談や助言を求めることができること等も伝える。

また、複数の教員で担当する等実習指導の体制が複雑な場合には、どのような相談をどの教員が受け付けるのかについて、学生にわかるようにしておく。

実習指導の意義や内容については、実習指導の内容が実習と密に関連していること、実習指導において、社会人に必要な基礎的な力を養うことで実習に円滑に取り組むことができ、かつ、それらが実習を終えるために必要であること等を伝え、学生が心得を理解し、努力をしようとする姿勢の涵養につなげる。

(5) 実習の評価

1) 実習評価の考え方

～公正さと成長効果、実習評価と人間性への評価、PDCA サイクルと実習評価～

実習を進めるにあたり、実習計画の確認、実習の実施、実習訪問指導（中間評価）、処置・改善、（再）計画という構造的な実習活動として展開できるべく、実習評価の意義や役割について説明する。

また、それぞれの評価について、開示することや比較すること等、学生へ学びとして提供したい意図によりその方法は変化することとなる。

そのため、実習についての施設による評価、自己評価、養成校による評価の違いとそれぞれの意義、そして評価により学生自身が成長していく役割と効果について、学生が理解出来るよう留意した指導が行われる必要があり、多くの養成校で独自の方法による指導が求められている。

2) 実習評価の対象・評価・比重、減算と最終評価

～保育実習に関連する各教科目の評価の対象と評価の観点および評価の比重、および評価の算定と最終評価（評定値）～

実習における各評価の取り扱い、および保育実習や保育実習指導に係る養成校における評定の算定について学生に周知することで、実習施設の評価格差により評定が算出されていないことを認識させる。学生の成績評価にかかる責任は、養成校が負うものとして指導が行わなければならない。

実習先からの評価を実習指導の評価に加味する場合には、その旨を明確にして伝える。その際、教員から提示された評価を見て「できた・できない」、「うまくいった・いかない」、「評価してもらえた・もらえなかった」といった単純な二分法的な評価基準・判断ではなく、学生自身も実習全体として自らが考えたことや言動についてしっかりと振り返りながら自らの評価および反省・改善を行い、次の実習に繋げていくことも、実習生に必要な態度であること理解させるとよい。

(6) 実習施設の事前訪問 (オリエンテーション)

1) 実習施設のオリエンテーションの意義と目的

実習施設オリエンテーションは、学生と実習施設において、場の確認や内容の確認、日程確認、実習中の留意事項、実習に必要な準備物等について確認を行うことで、実習に伴う不安を軽減するとともに、円滑な実習を行うための関係作りの場である。また、実習を進める上で、何を学ぼうとするのか、何を体験・経験したいのか、どのような疑問を抱いているのかといった目標や課題について、学生と実習施設で齟齬のないよう共有する場面でもある。

そのため、実習全体において、事前のオリエンテーションが持つ重要性を学生のみならず実習施設、養成校も理解し、進めていく必要がある。実習活動を経験したことがなく、社会的経験も未熟である学生にとって取り組むべき内容がとて多いという認識に基づき、養成校側では慎重な対応と丁寧な指導が行われなければならない。

2) オリエンテーションの一般的な流れと内容

学内の指導において、実習施設についての理解や実習の展開、実習の内容等を概ね理解することが必要となる。その上で、電話連絡や訪問することを前提とした対外的なスキル (マナーや礼儀、話し方、服装、髪型等) に関する理解と習得も必要となる。そのため、これらの点について、各養成校において入学時から継続して学生の指導を行う必要がある。

オリエンテーションを受けるにあたっては、事前のアポイントメントに係る電話連絡が必要であり、その時期や方法についても指導の必要がある。そして、オリエンテーション時に確認すべき事項について確認漏れや不足がないよう、具体的項目を示すことや報告書を作成することなど、多くの養成校が対応している (電話の掛け方については、「VI 事前訪問 (実習施設におけるオリエンテーション) について」において示す)。

オリエンテーションを受ける意義や必要性、そのための手続きやその流れに対する学生の理解が必要である。

実習に先立ち、実習先やそこで生活する子ども、保育者の援助等を見学・観察し、実習の準備に役立つ機会であることを学生が理解できるように伝え、実習先に伺うには、目的をきちんともっていること、すなわち、実習目標とそれに応じた課題を明確にする必要性を伝える。

実習オリエンテーションを受けるために予約の電話が必要であること、その時期、オリエンテーション時に確認すべき事項、持ち物、報告書の作成が必要であり、その作成方法について等も指導の内容となる。尚、オリエンテーションの段階で、児童福祉施設や実習施設についての理解を深めるような課題が出されることもあるため、その際には、養成校の教員にも報告し、アドバイスを受けるように伝える。

2. 実習施設についての理解（実習施設の機能、役割、保育士の職務・役割等）

「教科目の教授内容」に示された「保育実習指導 I」の〈目標〉・〈内容〉では、指定のない事項である。しかしながら、「保育実習 I」では〈目標〉に「1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する」が、また〈保育所実習の内容〉には、「1. 保育所の役割と機能、(1) 保育所における子どもの生活と保育士の援助や関わり、(2) 保育所保育指針に基づく保育の展開」が掲げられており、「実習施設の理解」については、その予備的学習として「保育実習指導 I」のなかで扱う意義がある。内容的には「保育原理」や「保育者論」で学んだ事項の再確認となるが、「保育実習 I」の〈目標〉に示されている「具体的に理解する」の趣旨を汲み取り、見学実習等を通して確認する方法もある。

保育の基本となる法令や指針の理解は不可欠であることを説明する。また、種別が同じ施設であっても各施設の特徴があること、そして、実習生として短期間その施設の保育の一部に携わるため、施設についての理解は必要不可欠であることを伝える。また、実習施設について理解する過程で、①実習施設の選択を学生が行うこと、②施設に関心をもって実習に臨むこと、③学びたい内容を明確にすること、④施設の社会的な役割・施設の理念・方針および子どもの生活の実際について理解して実習に臨むこと等、上記①～④の理解を通して保育士として必要な資質、知識、技能を身につけるための土台が形成されるような指導をする。

指導担当者には、児童福祉施設および実習先施設について学生が実習前までに学習した内容を科目の枠を超えて繋ぎながら理解していくこと（知識等の再確認・再編）や、学生がオリエンテーションや施設体験に伺う際にどのような点に着目するのか等についての指導が求められる。

（1）法令の理解

1) 保育の制度、役割（児童福祉法）

保育に関わる様々な法律（児童の権利に関する条約、児童福祉法等）について説明する。

2) 法的基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

学生が保育の制度、施設の役割、法的基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）等を理解することを通して、実習先の理解やそこで生活している子どもの理解につながる知識を獲得するための指導を行う。

（2）施設理解

1) 施設監督官庁理解、保育所と幼稚園の機能・役割の違い

類似していると思われがちな幼稚園と保育所の監督官庁（管轄）、機能や役割の違い等についても説明し、学生の理解を促す。

2) 施設種別ごとの特徴（意義、目的、理念、目標、性質）

児童福祉施設全般の各種別の意義、目的、理念、目標、性質の理解を通して、学生が実習先についての理解、児童の理解に役立てることができるよう指導を行う。

3) 保育実習先施設概況・概要(定員・保育目標等)、地域の特徴、施設周辺の環境、日常生活

実習先施設の概況・概要(定員・保育目標等)や、実習先施設がある地域の特徴や施設周辺の環境、子どもの日常生活の様子等を、実習に先立って理解しておくことが必要であることを説明する。

ここでは施設理解を通して、学生が学びたいことを発見できるように、各種別の施設の役割や保育士の仕事についても理解を促進することが重要となる。

(3) 保育所保育指針

保育所の役割、社会的責任、子どもの発達の姿、養護と教育、ねらいと内容・五領域、保育者支援、職員の資質向上等に関する基本的な理解。

保育所保育指針の文言および内容の理解をすすめ、実習に取り組む際に目の前にいる子どもの姿と結びつけられるようにする。

(4) 保育士の業務

業務内容、支援の実際、援助の実際、処遇、日常生活の支援、子どもの観察・理解・支援、個々の状態に応じた関わり、特別な援助を要する子どもの理解、障がいの理解、児童虐待、計画に基づく活動や援助等についての理解。

実習先の様子について、学生が少しでも具体的なイメージをもてるような工夫の下、学生が学びたいことを発見できるようにする。

(5) 子ども

子どもの実態、子どもの姿、援助の実際、処遇の実際、障がい児等特別な配慮を要する子ども等の理解。

「発達過程」、年齢による発達(育ち)の違い、標準的な発達の姿(定型発達)の理解、標準的な発達の姿と目の前にいる子どもの姿にはズレがあること、そのズレをどう捉えて援助に結び付けていくのか考えていけるようにする。また、特別な配慮を要する子については、例えば「自閉症の子」という見方をするのではなく、子どもの実際の姿に基づいて子どもの特性を理解した上で、配慮事項、援助方法について考えること等に、学生が自ら取り組む意欲をもてるようにする。また、子どもを具体的に見ることが保育の出発点となるが、子ども理解のためには観点を定めて具体的に理解する必要がある。子ども理解に基づく対応の実際を理解すること等については、学生による既習の内容が総合的なものなるようにする。

(6) 見学・体験

見学・体験準備については、実習施設への電話、持ち物、注意事項(遅刻、欠席、早退、怪我、物品破損等)、服装等を指導する。

見学においては、保育に参加することで保育士の業務、子どもの姿の理解や保育士の子どもへの対応、一日の具体的な流れ等を「体験的に」観察するほか、子どもの遊びや歌われている曲についても把握するよう伝える。

適度な緊張感を保って見学や体験に臨むように学生に伝える。見学や体験に臨んでいる学生であっても、実習の場に入れば社会人（大人）としての基礎的な立ち居振る舞いを求められること、子どもに向き合う際には保育士ならではの価値観を大切にす等の留意すべき点があることを伝える。その上で、学生に対して、施設側に対してしっかりと挨拶を行い、実習準備に際して必要な事柄を質問したり、打ち合わせたりすることができるように必要事項を伝える。

その後、各養成校での指導を受けた上で、事前に実習先に挨拶の電話をする際に、オリエンテーションの時間帯および持ち物、諸費用について、実習先に質問することを伝える。オリエンテーションにおいては、沿革、周辺地域の環境、施設の理念・方針・特徴、子どもの生活の様子・実習期間中の行事その他の予定、職員構成、実習方法・内容、実習中の留意事項、持ち物等について事前学習を基にした打ち合わせや質問も行う。

（7）学生から見た実習施設・保育士・実習内容、学生の保育士を目指す動機の確認

先輩による実習報告会等で実習Ⅰ～Ⅲまでの経験内容に触れ、学生から見た実習先の様子、学生から見た保育士の業務についての理解やそれについて感想を述べること、仲間の体験への共感等を通して、学生が見通しを持ち、また、保育士を目指した動機・理由等について学生が記述する過程での学びを重視する。また、学生個別の保育士に対する動機づけについても確認しながら、それに必要な事柄を学ばせてもよいだろう。見学・体験実習の指導については、「VI. 事前訪問」も参照。

これから実習に臨む学生が、既に実習を終えた学生の視点から捉えた実習施設や実習内容を理解するように援助する。また、保育実習は何のためにあるのか、保育は誰のためにあるのか、学生自身は何のために資格を取得しようとしているのかについても一度見つめ直す機会をもてるようにする。

3. 実習課題の明確化

「教科目の教授内容」に示された「保育実習指導Ⅰ」の〈目標〉では、2.に「実習の内容を理解し、自らの実習の課題を明確にする」、〈内容〉でも2.に「実習の内容と課題の明確化」の文言があり、本章はこれらに対応する内容である。

また、〈目標〉の4.には「実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や内容について具体的に理解する」が掲げられており、学生を指導する際には、「保育実習指導」と「保育実習」が、PDCAのマネジメントサイクルに類したサイクルで一体的に扱われる必要があることに注意しなければならない。このサイクルのなかでは、実習課題の明確化は「実習の計画」に相当するものであり、学生自身が実際の保育所・施設運営のマネジメントサイクルを擬似的に理解するという意義がある。

実習課題を明確にすることは、実習でどのようなことに取り組むのかが学生にとって明確になり、実習に対する主体的な姿勢を形成する一助となるだろう。また、課題設定の過程において保育に関する既習の内容や見学・体験したことを振り返ったり、繋ぎ合わせたりしていくことが必要となる。それにより、学内での学習とこれまでの見学・体験学習を含めた学びの振り返りの機会や保育や保育士についての気づきを得る機会となる。

指導にあたり、実習の意義や教授内容を踏まえた上で、PDCAを意識した学生の実習の計画作成に役

立つように指導を行い、必要に応じてこれまでの学びを振り返ることや、保育士として必要な資質、知識、技術を身に付けるためには実習で如何なることを学ぶ必要があるのかといった自らの育ちに目を向けさせるような意識付けや自己覚知のプロセスへの配慮が必要だろう。

(1) 実習課題の明確化の意義

各自にとっての実習の意義を考え、主体的に実習に取り組む。

保育士として必要な資質、知識、技術を能動的かつ積極的に習得していくため、また、実力を伸ばすとよいところや改善を要するところ等を意識した上で実習に臨むためにも、自らの実習課題を明確にする必要があることを伝える。その際、実習の課題と成り得るように、保育士の専門性を意識した課題の設定が必要になることも併せて、具体的な例を用いながら学生が理解しやすい形で指導していく。

(2) 実習課題・実習目標の設定の観点・方法

保育士・子ども・施設の領域等にわたる目標設定、実習先の特色や一日の流れを理解した上での課題を設定する。

保育士の社会的役割、日々の業務についての理解、児童福祉施設の社会的役割および実習施設についての理解、子どもの発達や入所・通所児童の生活、入所・通所児童の特徴、配慮を要する子どもの理解についての事前学習を行い、それらを考慮した上で、自らの資質・知識・技能を高められるような目標を考えるように伝える。

(3) 実習課題の発見

見学・体験学習、事前指導における実習課題の発見。

学生が保育の現場に出入りして、その実際に触れることで、目標の課題を発見することがある。養成校の教育において、実習以外でも保育の現場を訪ねる機会を設けたり、ボランティアやアルバイトをすることによって保育について考えたり、不思議に思ったこと、感動したこと、自己の伸ばしたいところや改善したいところ等を学生が意識できるようにしておくとういだろう。

学生が学内でのこれまでの科目ごとの学びについて、科目間を繋いでいくように復習したり、保育所保育指針等を熟読し内容を理解したりする学習により、実習中に取り組んでみたいことを発見することがある。また、学生が学内で目標を設定しても、それが実習先の実情や実習内容に適したものか、達成可能かを確かめる必要がある。

例えば、実習先への事前訪問、見学・体験実習、オリエンテーションに参加し、実習先にも目標について相談してアドバイスを受けることも考えられる（実習先との相談の中で、その実習課題を達成するのが困難であることがわかる場合もある）。実習課題に取り組むことが困難であることが発覚した場合には、実習先の実際に即して（学べる内容に）変更することを学生自らが考えて、変更する場合には再度、実習計画と共に練り直すような指導を行う。

4. 養成校と実習先における情報の共有

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に示されてある「保育実習実施基準」の「第2 履修の方法」に、5.「指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画において、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を明らかにし、指定保育士養成施設と実習施設との間で共有すること。」との文言がある。

つまり、養成校と実習先が一体となって実習を行っていくよう示されているのであり、実習内容の検討から、事前指導、実習、そして実習後の事後指導も、実習先と協議、共有しながら進めていく必要がある。

(1) 実習前後の学習内容の共有

保育実習指導において、各実習の課題や内容を学生へ指導する前に、実習先と実習内容については協議、共有しておくことが望ましい。また、実際の保育は多様であることから、実習内容を一律にすること、延いては実習指導も一律に行うことが難しい現状もあるため、実際の保育と照らし合わせながら、多様な内容を実習先との協議によって準備し、実習指導においても多様な保育があることを学生が学びながら、各々が行う実習の課題、それに対する学習準備の指導を行う。さらに、実習後の指導においても、養成校内での指導に留まらず、実習先の指導者と実習内容を振り返りながら、学生の自己課題の明確化へとつなげ、養成校と実習先の次期の実習指導、実習内容へと反映させていくとよいだろう。

(2) 実習の記録、評価方法の共有

実習記録の書式や記録方法は、実習における学習を達成するために必要な道具の一つであり、各養成校の学習のねらいが現れるものでもある。そのようなことから、実習先で指導を行う実習指導者も、その書式と記録方法を理解した上で、実習先の実態や考えも取り入れながら学生の学習を助けていけるよう、養成校の記録に関する学生への指導内容を実習先と共有しておく必要がある。

(3) 学生個人に関する情報の共有

各実習における課題の取り組み方には、実習先の多様さに合わせるだけでなく、学生個人の多様性も含めて検討していく必要がある。学生一人一人の学生生活から見える特性や性格は、時に実習の取り組みや達成状況にも大きな影響を与える。疾病や障害のある学生に対する配慮は当然のこと、実習の課題を達成する上で、学生の特性を実習先と共有しておくことにより、実習先の配慮や工夫が実習の大きな満足度や充実感へとつながることもある。そのため、配慮を必要とする学生だけでなく、学生の特性を実習先と事前に共有できることが望ましい。

II 実習を行う際の注意事項について

1. 保育士の専門性と職業倫理についての理解

「教科目の教授内容」に示された「保育実習指導 I」の〈内容〉においては、「3. 実習に際しての留意事項、(1) 子どもの人権と最善の利益の考慮、(2) プライバシーの保護と守秘義務」に該当する。

「3. 実習に際しての留意事項、(3) 学生としての心構え」とは独立した項目として示されており、「(3) 学生としての心構え」で代替することはできないことに留意する必要がある。

また、「保育実習 I」の教授内容では、職業倫理については〈目標〉・〈内容〉の末尾に示されているように、実習を通して学ぶことが難しい内容でもありうるので、保育実習指導のなかで十分に扱っておく意義がある。

保育士として子どもに関わる際には、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を実現することへの責任と公共の福祉への責任を果たすことを考えていくことを学生に理解させる。また、守秘義務についても、学生が守るべき重要な課題である。例えば、SNS 等を利用しての実習中のインターネットへの書き込み、仲間とのやり取り等をはじめとして、保育士になる前段階である学生としての軽い気持ちによる言動であっても、倫理上の責任が問われること等は、学生が実習に臨む前に理解する必要がある。

(1) 職業倫理

1) 保育者の使命

児童福祉の理念を実現させることが、保育者の使命であることを理解させる。

2) 児童の権利、人権と権利擁護

日本国憲法、児童福祉法、児童憲章における子どもの人権についての理解、児童福祉施設における児童の人権・権利擁護の実際について理解させる。

3) 子どもの人権と最善の利益の考慮、児童虐待

①実習における子どもの人権への配慮、実習における最善の利益の考慮

②人権や最善の利益の配慮に基づく具体的な行動

③最善の利益の考慮の基盤となる人間観、子ども観等の総体としての人間性や責任の自覚

児童の権利に関する条約第 3 条及び児童福祉法第 2 条に明記されている「児童の最善の利益」について十分に理解させることが必要である。

4) 倫理綱領

全国保育士会倫理綱領に示されている保育士としての倫理について、学生に十分に理解させる。

実習中に特に気をつける（しなくてはいけない・してはいけない）ことについて、学生自身が理解することが必要である。個人情報取り扱いと情報機器における注意事項、子どもの権利条約、全国保育士会倫理綱領、保育所保育指針、児童福祉施設における取組等についての基礎となる知識や事例を学生の理解度に合わせて伝え、「保育士の職務や倫理」が実習生にも当てはまることを理解できるように指導する。

(2) プライバシーの保護と守秘義務

プライバシー保護、個人情報保護、守秘義務、信用失墜行為の禁止、実習における守秘義務、個人情報保護法と保育。

実習先施設や子どもについて、実習中に blog、Twitter、LINE 等の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）において施設内および利用者が写った写真、子どもの様子、実習担当者から受けた指導、愚痴や嘆き、嬉しかったこと等を含む一切の内容について書き込みをしないことを伝える。また、実習中に困った事態が発生した際には施設職員や学内の実習担当教員や巡回指導担当教員に相談することを伝える。また、子どもや保護者には丁寧な言葉で、丁寧に接することが保育士を目指す学生として望ましい態度であることを伝える。

(3) 関連項目－学生の順守事項（実習中の態度・姿勢）

1) 自己管理

健康管理に気を付ける、実習先の生活になれる、準備、安全、衛生（身だしなみを含む）、清潔を心がける。

実習中は、学内での生活とは異なる生活に入っていくため、体調を崩しやすいこと、自己管理に気をつけること、実習時の生活に合わせて早寝早起きをすること等を学生に伝える。また、実習中のアルバイトはしないこと等を学生に伝える（学生のおかれた経済状態によるので、必要に応じて個別対応をする）。その他の過労を招く行動についても気をつけるように伝える。ひとたび体調を崩せば、子どもに風邪などを感染させる懸念が生じること、また、実習を完遂できなくなる可能性が生じること十分に留意させる。

2) 保育士としての心構えと行動

①対子ども

集団と一人ひとりを見ること、生活リズムを安定させること、情緒的安定を図ること、一人ひとりの子どもがかけがえのない存在であり、一人ひとりを尊重すること、主体性を尊重すること、自己肯定感が育まれる対応をすること等ができるように意識させる。

子どもの前に立つときには、保育者としての責任をもつ覚悟で臨むこと、保育士になるつもりで実習期間を充実させることを学生に伝える。実習生が子どもの生活の場に入ることにより、子どもに影響を与えるため、明るい笑顔や挨拶を心掛けること、子どもが安心して過ごせるように丁寧な言葉遣いや接し方をすることを伝える。

また、子どもとの約束事は実行可能な範囲で行い、自らの連絡先等の個人情報を子どもに伝えずに、子どもとの距離を適度に保つことが必要である。学生が子どもと安易に約束をして約束を破れば、トラブルに発展する可能性もあるため、子どもとは、果たすことができる範囲内での約束をすることへの理解を求める。例えば、「また明日ね」と約束し、翌日子どもが期待していたのに果たされずに子どもが悲しい思いをした等の具体例を提示する。仮に実習後の交流をもつとしても、実習先を通してのやりとりになるので、学生と実習先の子どもが直接交流できるようになるような連絡先を教えることは控えることも伝える。

②対保護者

パートナーシップについて理解し、信頼関係の形成と維持ができるように、共感的な態度で接することが必要である。

そして、保護者と共に子どもの成長・発達を支え、保護者と共に子どもの成長を喜ぶ心をもつこと、子どもの 24 時間の生活の連続性をつくり、成長・発達を支えるパートナーとして保護者との関係性に関心をもったりするように学生に働きかける。

③対保育者

目的をもって素早く、笑顔で、気持ちの良い挨拶を心がけること、勝手な判断は慎むこと、積極的に質問すること、保護者からの預かりものや伝言は直ちに保育士に渡すこと、指導には素直に従うこと、指示されたことは素早く行うこと、保育の妨げにならないよう行動を考えることなどを心がけるように伝える。

保育者に対しては、指導を受けるにふさわしい態度で接すること、保育者は子どもの成長・発達への意図と配慮をもって保育を計画し、日々の生活を送っているため、実習生が生活の場を乱すことがないように、保育者の意図をくみ取って行動することを伝える。また、保護者と保育者の信頼関係があって初めて連携が取れて子どもの生活がよりよいものとなるため、信頼関係を維持する一つの方法として、保護者からの伝言や渡すように頼まれた物はすぐに保育者に渡すこと等を伝える。

上記の子どもとの約束と同様に、実習先との約束（例えば、実習終了後の行事の手伝いやボランティア活動）についても、安易に引き受けず、自分で責任を果たすことができるかどうかを十分に確認したうえで行動することが必要である。

※「(3) 関連項目ー学生の順守事項（実習中の態度・姿勢）」については、「2.学生としての心構え（マナー、服装、言葉遣い等）」も参照。

(4) 保育士の専門性

保育士の専門性について触れられている文献は多数存在するので参考にして指導する。保育所保育指針解説書において、「第一章 総則」および「第五章 職員の資質向上」において保育士の専門性について述べられているので、参考までに項目として挙げておく。

- ① これからの社会に求められる資質を踏まえながら、乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、一人一人の子どもの発達を援助する知識・技術
- ② 子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識・技術
- ③ 保育所内外の空間や様々な設備、遊具、素材等の物的環境、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく知識・技術
- ④ 子どもの経験や興味や関心に応じて、様々な遊びを豊かに展開していくための知識・技術
- ⑤ 子ども同士の関わりや子ども保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術
- ⑥ 保護者等への相談、助言に関する知識・技術

2. 実習生としての心構え（マナー、服装、言葉遣い等）

実際に保育現場に参加し、保育に必要な知識、技能、倫理観を体験的に学ぶ実習においては、実習生自らが保育士資格取得を目指す学生であると同時に、子どもや保護者の方々から見れば他の保育士と同じ「先生」としての役割を期待され、責任を負うことを認識しなければならない。

そして、何より「将来の保育を担う人材を育てたい」というメンターシップ（mentorship）やプリセプターシップ（preceptorship）の関係の下、過密かつ多忙な中で実習を受け入れる実習施設に感謝の気持ちを表しながら、謙虚且つ意欲的な態度で実習に臨まなければならない。

実習指導では、こうした「心構え」を実習生に意識化・徹底化するとともに、それらの認識や姿勢が態度・外面から受け取られる事項（マナー、服装、言葉遣い等）について、指導する必要がある。

（1）実習生としての態度・姿勢

実習に能動的に学びに取り組み、意欲的に学ぶ態度を持って臨むことを自覚させる。

実習生として重要なのは、成長したいという気持ちを強くもつことである。保育者としての専門性は、ただ仕事を経験しさえすれば、受動的に身に付くというものではない。自分自身で考えて行動し、疑問に思ったことは進んで尋ねるなど能動的に取り組むことで、学びは深まっていく。何事も最初はうまくできなくて当然であり、失敗を過度に恐れずに、積極的にチャレンジすることによって少しずつ成長していく。このような能動的かつ意欲的に学ぶ態度や姿勢の重要性と実際について、実習生一人ひとりが自覚するような指導を行う。

（2）実習に対する基本認識

実習という機会を提供してくれる実習施設に対して、感謝の気持ちを持って学びに取り組むことを理解させる。

保育所や施設の目的は、保育を必要とする子どもを保育し、その心身の健全な発達を図ることであるため、実習生を指導することは職員の本来的業務ではなく、実習をすることができるのはご厚意によるものであることを実習生自身に意識化させる指導を行う。

そして、実習を受け入れてくださったことに感謝の気持ちをもって、全力で実習に臨むと同時に、準備や片付け、清掃など、実習生にできる業務は進んで手伝うように自覚させる。

さらに、職員からの指導を謙虚に受け止め、自己の成長に生かそうとする姿勢の重要性を理解させる指導を行う。

（3）実習生＝社会人としての責任意識

実習では、社会人の一人として責任をもった行動が求められることを理解させるために、以下のような指導を行う。

1) 服装、身だしなみ

実習施設内では、動きやすく、清潔を保つことができ、汚れてもかまわない服装をするのが基本である。また、季節感を意識し、子どもが親しみをもてるような服装を心がけたい。エプロンの着用や服装については実習先の指導に従う。

髪の毛は生来の色とし、長い髪は束ね、前髪が目にかからないようにする。化粧はやむを得ない場合

を除いて原則禁止（マニキュア、香水、強いにおいのする整髪料等は厳禁）、装飾品も身に付けてはならない。

また、オリエンテーション、実習前後の挨拶、実習先への往復時にも、スーツや制服など社会人にふさわしい服装・身だしなみをする。

2) 言葉遣い・挨拶

- ①職員・子ども・保護者に対して、笑顔を忘れずに心をこめた挨拶をする。
- ②職員・子ども・保護者に対して、わかりやすく、丁寧な言葉遣いを心がける。
- ③返事は相手に十分に聞こえる声の大ききで、はっきりとする。

3) 行動等

- ①実習中は携帯電話の電源を切り、鞆の中に入れておく。
(実習施設から指示がある場合はそれに従う。)
- ②実習中は原則としてアルバイトをしない。
- ③行動は目的をもってすばやく行う。
- ④勝手な判断は慎み、必ず職員に報告・連絡・相談する。
- ⑤保護者からの伝言や預かり物は直ちに職員に引き継ぐ。

実習生であっても、大切な子ども＝命を預かっているために重大な社会的責任を伴っていること、また保育所や施設は子どもが育っていく教育の場であるため実習生自らが子どもの成長に大きい影響を与えるという意味で、社会人と同等に位置づけられることを理解し、子どもや保護者が安心できるよう充分心がけるような指導を行う。

(4) 体調管理

1) 疾病の予防と健康の維持

実習中は健康管理に留意し、心身ともに元気で実習ができるように心がけることを理解、徹底するよう指導する。

早寝早起きなど普段から規則正しい生活を送ることを実行するよう伝え、実習生の自覚を促す。また、特に感染症については、実習前にそれらの罹患歴および予防接種状況について、母子健康手帳などから調べ、できる限り抗体をつけるように努力するよう伝える。

なお、必要に応じてインフルエンザやその他ウィルスの感染予防対策の指導をする。

〈参考〉

2020年度保育士養成各実習における新型コロナウイルス感染症対策の心得
(全保養協東北ブロック研究委員会編)

【基本方針】

子どもの最善の利益を尊重する専門職である保育士を養成する施設として、本心得は、第一に、実習施設の利用者、職員、実習生及び関係者のご家族の健康を守るためのリスクマネジメントをねらいとする。第二に、実習生が保育士になるための学習機会の保証をねらいとする。第三に、上記のねらいに即して、新型コロナウイルスへの感染防止、実習を含む保育士養成についてその具体的方法を検討し、判断基準や必要な事項を定める。

なお、この心得は令和2年6月22日の情報を元に作成しています。

【新型コロナウイルス感染防止策】

1. 実習の前段階

(1) 実習の前提：下記事項のすべてが守られていることを実習実施の条件とする

- 1) 養成校・関連施設内に感染者がいない※
- 2) 実習生の行動範囲に感染者がいない
- 3) 実習生と同居している家族等に感染者（実習直前一カ月以内の回復者を含む）がいない
- 4) 実習施設及び関係者に感染者がいない
- 5) 実習生本人に感染の疑いがない

※感染者がいた場合であっても感染経路が明確であり、実習実施に影響がないと考えられる場合を含む

(2) 実習の前提における補足

① 健康観察・行動記録票の作成→書式1参照

健康観察・行動記録票については、書式1を参考に各養成校で紙媒体あるいは電子ファイル等の任意の形式で管理・運用することが望ましい。その際、実習受入先と協議し、適宜必要な情報を追加・修正を図る。

なお、事前打合せ等の対応については、実習受入先と予め協議し、オンライン等での対応を検討するなどの対策を講じることが望ましい。

■健康観察・行動記録票の項目例

健康観察：検温結果、風邪の諸症状があるか、その他体調の変化はないか、等

行動記録：外出した時間や同行者等の行動歴を記載する項目を設定する。その際、新型コロナウイルスの感染が疑われない限り情報開示はしない等を補足する個人情報に配慮する注釈を付ける。

② 健康観察・行動記録票の運用

実習直前の二週間において記録を行った健康観察・行動記録票は、必要に応じて実習初日に任意の形式で実習受入先に提出する。

③ 実習前のステイホーム期間の設定について

一定期間自宅待機をする「ステイホーム期間」は、設定することで感染リスクを少なくし、感染経路を明確にすることができると考えられる。各養成校は、実習受入先と協議の上で、実習受入先から求められた場合は2週間程度のステイホーム期間を設定することが望ましい。

2. 実習期間中

(1) 実習初日

実習生から実習施設へ健康観察結果、感染防止策の学習などを保証する書類を提出
→書式2参照、ただし実習施設と相談のうえで必要項目を調整する

(2) 実習中の感染予防策

実習中は下記の予防策を実習生に取らせる

- 1) 出退勤時（特に公共交通機関利用時）、およびその他の必要な時にマスクを着用する
- 2) 出退勤後に必ず、手洗い・消毒・うがいを実施する
- 3) 体調の変化に留意し、こまめに検温を実施するとともに健康観察票に記録する→書式1参照
- 4) 感染に備え、その日に接触したり行動を共にしたりした人物を行動記録票に記録する→書式1参照
- 5) 規則正しい生活を心がけ、睡眠不足や偏った食事にならないようにする
- 6) その他、実習施設の感染対策を十分理解し、従って行動する

3. 実習後

無症状保菌の可能性を考慮し、2週間健康観察を実施する→書式1参照

実習終了後2週間以内に以下の事象が発生した場合の対応を示す

(1) 実習施設関係者に感染あるいは疑わしい症状が生じた

- ① 養成校内で共有
- ② 実習生の2週間の自宅待機と健康観察実施
 1. 記録票は書式1で対応
 2. この間は出校停止の扱い：欠席ではないことを校内で共有
- ③ 安全確認後、登校再開

(2) 実習生に疑わしい症状が生じた

- ④ 実習施設へ連絡
- ⑤ 実習生の症状確認と加療
 1. 感染が確認された
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)養成校内で共有、保健所へ連絡、全学生の出校停止の検討、学内の消毒
 2. 感染が確認されなかった（陰性）
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)養成校内で共有

4. 実習延期・中止等の判断：下記のいずれかに該当した場合には原則実習を延期・中止

- 1) 実習生本人に疑わしい症状が出た（37.5度以上、風邪等の諸症状、通常と違う体調になった場合）

- 2) 養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が不明
- 3) 養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が明確であるが当該実習生に接触可能性が判明した
- 4) 実習施設内で感染者が確認された

※例年、実習期間の後半は疲労などによって体調を崩す学生が多くなる傾向にあるが、今年度に関しては、いかなる理由であっても体調を崩した場合は一旦中断・延期とすることを推奨する。

5. 実習再開の判断：下記の条件を満たした場合のみ実習を再開する

実習再開に関しては、実習受入先の意向にも留意し慎重に判断することが求められる。実習再開等の基準として、以下を目安とし、再開は実習受入先と協議して判断することが望ましい。なお、疑わしい症状が出た場合は、養成校だけで判断せず保健所の指示を仰いた上で判断をすることが必要となる。

①実習生本人に疑わしい症状が出た場合の判断

- (ア) PCR 検査で新型コロナウイルス「陰性」の診断を受け、その後の体調に問題がない場合は実習を再開する。
- (イ) PCR 検査が受けられない場合は、保健所の指示に従い、体調に問題がなければ実習を再開する。

②養成校に感染者が確認され、かつ感染経路が不明な場合の判断

- (ア) 行動記録簿を確認し、濃厚接触の可能性が極めて少ないと判断される場合は実習を再開する。
- (イ) 行動記録簿への記録忘れや、濃厚接触の可能性が否定できない場合は自宅待機を2週間継続し、体調に問題がなければ実習を再開する。

③養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が明確であるが当該実習生に接触可能性が判明した場合の判断

自宅待機を2週間継続し、体調に問題がなければ実習を再開する。

④実習施設内で感染者が確認された場合

実習受入先の状況に応じて、柔軟に対応する。

【実習実施関連事項】

○実習前

1. 実習前の指導内容

(ア)各養成校で実習事前指導の一環として、感染症対策講座を実施することが望ましい。

2. 実習施設への連絡・確認事項

- (ア)書式2を基にどの事項を実習施設に伝えるか調整、共有する
- (イ)施設利用者及びそのご家族への周知事項についても、実習施設との協議の上、必要な配慮を行う

3. 実習生のご家族への連絡事項

- (ア)書式3を参考に各養成校で検討、必要な場合は文書での通知を行う
- (イ)通知事項の例

- ① 養成校としての感染症対策基本方針
- ② ご家族や身近に暮らしている方に感染や疑いのある症状が出た場合の対応
- ③ 感染の出た場合の個人情報の取り扱い

4. その他

(ア)各養成校の実習に関する連絡窓口の明確化

各養成校にて、以下の点について窓口や対応時間の確保など対策を講じる

- ① 実習依頼・承諾、実施、評価等に関する連絡窓口、対応時間
- ② 実習種別で分ける、あるいは一本化するなど、具体的なことは各養成校で検討する

(イ)実習費の考え方：下記事項が養成校により異なるため、各養成校で検討をお願いする

- ① 一日単位、一時間単位などの金額算出方法
- ② 授業料の一部、実習費、諸費などの財源/名目

○実習中

1. 実習生の健康状態の把握について

実習中は原則毎日、各実習生から訪問指導担当者へ、健康観察報告を行う

→書式1の項目を参考に、Microsoft Forms、Google form、メールなどの時間的拘束が少ない方法を、

各養成校で検討して実施

※実習中の疑問・質問を、質問欄・備考欄等で聞き取ってもよい

2. 実習期間と時間数：ごく短時間・短期間での実施も可能

合計時間は各養成校が学則等で定める時間を基本とする

→状況に応じ、時間短縮、日数削減など、安全を優先した柔軟な実施方法を検討する

3. 実習中の訪問指導の形式：前述の健康観察報告を踏まえ、より指導が必要なことに応じて形式を検討する

- 1) 電話(必要に応じて、指導内容が他の職員・実習生の耳に入らない環境を用意できるよう配慮する)
- 2) オンライン(teams、google meet、ZOOMなど、各養成校の環境による)
- 3) 訪問での対応 ※上記1)、2)が難しい場合。ただし遠方の場合には自治体の指示に従う。また、訪問指導担当教員については書式1と同様の健康観察記録簿をつけ、感染の疑い等がないことを保障する手続きを取る。具体的な手続きについては実習施設の協議の上決定すること。

○実習後

1. 実習中断となった場合の対応：以下について確認が必要であり、具体的な類型・対応等は現在検討中。

- 1) 実習で実施した内容のチェックポイント
- 2) 実施した内容に応じた事後指導の内容や時間数

2. みなし実習・学内演習等の内容

既にみなし実習・学内演習を実施している養成校やその計画を具体的に立てている養成校の実例をもとに、別途、情報提供する予定

2021年度 保育実習における新型コロナウイルス感染症対策の心得フローチャート
(仙台白百合女子大学 人間発達学科 保育士養成課程)

実習の前提

実習直前2週間: 健康観察・行動記録の作成、不要不急の外出・アルバイト等の禁止を指導

- 1) 養成校・関連施設内に感染者がいない※
 - 2) 実習生の行動範囲に感染者がいない
 - 3) 実習生と同居している家族等に感染者（実習直前一カ月以内の回復者を含む）がいない
 - 4) 実習施設及び関係者に感染者がいない
 - 5) 実習生本人に感染の疑いがない
- ※感染者がいた場合であっても感染経路が明確であり、実習実施に影響がないと考えられる場合を含む

実習期間中

実習初日に、実習生から実習施設へ健康観察結果・行動記録の感染防止策の学習などを保証する書類を提出

※実習施設と相談のうえで必要項目を調整する
※実習生については、別紙ガイドライン【新型コロナウイルス感染防止策】2.(2) 実習中の感染予防策を遵守する

新型コロナウイルス関連の事象が発生

実習の延期・中止等の検討

- 1) 実習生本人に疑わしい症状が出た
- 2) 大学内で感染者が確認され、かつ感染経路が不明
- 3) 大学内で感染者が確認され、かつ感染経路が明確であるが当該実習生に接触可能性が判明した
- 4) 実習施設内で感染者が確認された

※例年、実習期間の後半は疲労などによって体調を崩す学生が多くなる傾向にあるが、今年度に関しては、体調を崩した場合は一旦中断・延期とすることを検討する。

通常の実習日程を消化

実習を再開

実習再開の検討

実習再開に関しては、実習受入先の意向にも留意し判断することが求められる。別紙ガイドライン【新型コロナウイルス感染防止策】5.実習再開の判断を参照し、再開の判断は実習受入先と協議し慎重に判断する。

実習後

無症状保菌の可能性を考慮し、2週間健康観察を実施する

特に問題がない

実習施設関係者に感染あるいは疑わしい症状が生じた

- ①大学内で事実の共有
- ②実習生の自宅待機と健康観察実施
- ③安全確認後、登校再開

実習生に疑わしい症状が生じた

- ①実習施設へ連絡
- ②実習生の症状確認と加療
 1. 感染が確認された
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)大学内で共有、保健所へ連絡
学生の出校停止の検討、学内の消毒
 2. 感染が確認されなかった（陰性）
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)大学内で共有

実習終了

必要に応じて療養、登校再開

書式1 健康観察 兼 行動履歴記録票

【自覚症状】発熱、咳、倦怠感（だるさ）、味覚異常、嗅覚異常、悪寒、悪寒、喉の痛み

【移動方法】徒歩・自転車、自家用車、知人の自家用車、バス・高速バス、在来線・新幹線、航空機、その他

学籍番号 氏名

No.	日付	時間(朝)	体温(°C)	時間(夕)	体温(°C)	自覚症状	外出した時間	場所	目的(持病)	移動方法	同行者
1	6月21日	8:00	36.4	18:00	36.8	なし	18:30	〇〇医院	通院(持病)	自家用車	家族
2							~				
3							~				
4							~				
5							~				
6							~				
7							~				
8							~				
9							~				
10							~				
11							~				
12							~				
13							~				
14							~				
15							~				
16							~				
17							~				
18							~				
19							~				
20							~				

書式3 実習生のご家族への周知事項

令和〇年〇月〇日

〇〇（校名・学科等） 第〇期生 ご家族の皆様

令和2年度学外実習に関するお知らせとお願い

〇〇（校名・学科等） 〇〇長 〇〇（学長、学部長などの肩書と氏名）

挨拶等（略）つきましては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、保育者としての資格取得に向けた学外実習について、下記の事項についてお知らせいたしますとともに、ご理解とご協力を賜れば幸いです。

4. 本学における、新型コロナウイルス対策の基本方針

※各養成校で公式に提示している方針を掲載

5. 実習生と身近に暮らしている方に感染、あるいは疑いのある症状が出た場合について

- ① 実習生、および実習施設において感染あるいは疑いのある症状が生じた場合、安全確保のため実習を見合わせます。
- ② ご親族に感染者が確認され、実習生本人と接触の可能性がある場合も、安全確保のため一時実習を見合わせていただきます。
- ③ 同居するご親族や身近な方に感染が生じた場合は、感染拡大予防の観点から、受け入れ施設側にその情報を提供させていただきます。
- ④ その他、上記に該当しない事態に対し、本学は、安全確保を第一とし、内容、状況、緊急度等により柔軟な対応を取ります。その場合も、実習生及び身近に暮らすご家族への周知・説明を行い、了解を得ながら対応を進めることを原則とします。

以上です。なお、本文書の内容、及び学外実習実習に関してご不明の点、ご質問等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

※各養成校の、実習に関する問い合わせ窓口、対応可能時間等を明記

2) 病気に罹った場合の対応

実習中に病気になった場合は、すぐに実習先に連絡して状況判断を仰ぐとともに、養成校にも相談した上で、慎重に対応を検討するように指導する。

病気になった場合は、まずは勝手な自己判断をしないよう指導する。

特に、実習生にとって実習に通える程度の疾病の症状でも、子どもに感染した場合、その子どもの命にかかわる状況になることがあるため、慎重な判断が必要であることを理解できるように指導する。

3) 欠勤・早退・遅刻せざるを得ない場合の対応

体調不良や事故などで、やむを得ず欠勤・早退・遅刻などをせざるを得ない場合には、実習先と養成校両方の担当者に相談し、指示を受けることを説明する。

例えば、実習先に向かう途中で事故に遭った場合には、応急処置をしながらすぐに警察など必要な機関に連絡するとともに、実習先および養成校に状況を報告し、指示を仰ぐように伝える。何よりもまず、無断の欠勤・早退・遅刻はしてはならないことを徹底し、指導を行う。

3. 事前訪問について（実習施設におけるオリエンテーション）

※事前訪問…実習施設におけるオリエンテーション、実習施設における事前指導

実習生は、各実習施設がどのような理念や目標をもち、子どもをどのようにして育てようとしているのかということの実際について、あらかじめ理解しておくことで実習での学びを深めることができる。

学内の事前指導の内容は、実習生の多くに当てはまる一般的かつ概括的なものにならざるを得ないが、実習先の施設は個々に特性があり、対象となる子ども（利用者）もそれぞれ個性があるため、実習施設でのオリエンテーションに参加する段階で、実習施設や対象児・者について一定程度事前に把握しておく必要があることを認識させなければならない。

より充実した実習にするためには、実習先を訪問し、施設長や実習指導担当の職員から具体的な実習内容や実習計画についての打ち合わせや留意点等の指導をうけることが必要であり、事前訪問の仕方やその実際について学生に周知することとなる。また、事前訪問は実習前ではあるが、すでに実習が始まっているとの認識・自覚を促す必要がある。その際、第一印象がその後の実習に影響が及ぶことをも学生に理解させる。なお、保育実習Ⅱを保育実習Ⅰと同じ保育所で行う場合でも、それぞれの実習段階での目的・内容等は異なるため、実習の展開や内容等に関する確認（改めての事前訪問など）は必須であることも理解できるよう指導していく。

（1）事前訪問の手順・留意事項

1) 訪問日の検討

適切な時期を考え、実習施設の都合を伺いながら、訪問日を検討する。

訪問時期は、その後の準備や事前学習を考慮すると、実習の約1か月前から少なくとも1週間前までに実習施設に訪問してオリエンテーションを受けるのが望ましい。場合によっては、前日、あるいは実

習当日ということもあるが、そのときには、服装・持ち物・注意事項など、あらかじめ電話で確かめるようにするよう指導する。

2) 電話による事前訪問のアポイントメント

事前訪問に関する交渉・依頼を電話で行う。

相手先の都合をよく考えて、実習施設に自身で電話をかけることになるが、おおよそ次のような事項を要点として指導する。

- ・実習施設が比較的余裕がある時間帯を選んで電話かける。
保育所：13時～14時
施設：10時～11時、13時～15時が目安
- ・実習先に複数の実習生がいる場合、代表者が電話をかける。
- ・携帯電話を用いる場合は、電波状態がよく、静かな場所でかける。
- ・手帳を用意し、メモを取りながら電話をかける（日時、持ち物、電話で対応していただいた先生の氏名、職名などを記入する）。
- ・ビジネスマナーに準じて電話のかけ方を学生に实际的に指導する。

【事前訪問打診に関する電話ロールプレイ展開の例】

- ・学生の所属している養成校名、学年、自分の名前を名乗る。
- ・実習を行うこと、事前訪問の依頼であることを手短かに伝える。
- ・2人以上で実習する場合は、代表者が連絡していることを伝える。
例「私は、〇〇大学〇〇学科に在籍しております〇〇〇〇と申します。〇月に実習させていただく予定なのですが、事前のご指導をいただくための日時をお伺いしたく、お電話いたしました。おそれいりますが、園長先生（施設長先生）はいらっしゃいますでしょうか。」
- ・園長（施設長）もしくは実習指導担当者に取り次いでもらい、用件を話す。
- ・園長（施設長）に取りつがれた際も再度、自己紹介を手短に行う。
- ・園長（あるいは実習担当の先生）が不在、またはすぐに日程が決められない場合は、実習先からの電話を待つのではなく、次にはいつ頃電話したら良いかを尋ね、その日時に必ず自分から電話する。
- ・訪問日を指定された場合は、それを最優先として日程を調整する。
- ・「何時でも良い」と言われた場合や希望日を聞かれた場合、授業や試験に最も支障がない実習開始2週間程前で学生自身が訪問可能な日程を事前に検討しておき、その訪問日時を伝える。
- ・実習初日にオリエンテーションを行うことにより事前訪問を要しないとされた場合は、必要な確認事項を電話で質問する。そのためには、事前に質問事項は検討し、まとめておく。
- ・オリエンテーションの日時が決定したら、必ず内容を復唱する。
- ・ひととおり用件が済んだら、感謝の言葉を添える。

※電話によるオリエンテーションがそのまま行われる可能性があるため、『(2) 事前訪問の準備』及び『(3) 事前訪問時における確認事項の検討』に記載されている内容を準備しておくよう指導することが必要な場合もある。

(2) 事前訪問の準備

実習施設に関して、訪問前に自分で調べられることは調べておくように指導する。

例えば、実習施設の所在地、種別（施設実習の場合）、子ども・利用者の数、保育方針（目標）など資料やホームページからわかることは、事前に調べておくように指導する。また、小論文などが事前に課されている場合は、しっかりと準備するように伝える。

事前訪問は、通常授業のない時間帯に入れることが望ましいが、やむを得ず授業を欠席する場合は、定められた手続きに従って、欠席の連絡をするように指導する。

(3) 事前訪問時における確認事項の検討

事前訪問においては、実習施設の概要を理解するため、以下のような事項を把握しておくように説明する。

- ・沿革（設立当時の状況から現状に至るまでの変遷）
- ・周辺地域の環境（住宅地・商業地など）
- ・理念、方針、特徴（保育所要覧、月間行事・計画などの資料をいただく）
- ・支援計画、全体的な計画や支援計画（年間計画）、指導計画、デイリープログラム
- ・実習期間中の行事、楽譜
- ・クラス構成（クラス数・男女の割合など）
- ・敷地・建物の様子（施設・設備・備品など）
- ・施設内外において安全面で特に注意すること
- ・職員構成（職員構成および職員の配置、勤務体制など）
- ・実習方法、内容（実習担当クラスと実習日程、必要な教材教具など）
- ・子どもの特徴、日々の生活の様子など
- ・出勤簿や実習日誌の提出の仕方
- ・地震注意報・暴風警報・大雨警報などの災害発令時の対応
- ・その他の留意事項（実習生の行動、言葉遣い、服装、所持品など）

上記のような事項については、オリエンテーション時に実習施設側から特に説明や指導がない場合でも、実習自身が自ら質問して確認するように指導する。その際、質問の仕方や内容、失礼のない謙虚な伺い方ができるように実際的に指導する。

(4) 実習施設への訪問の際の留意事項

1) 身だしなみ・持ち物

事前訪問の際には、一般的に以下のようなものを持参する必要があることを伝える。

- ・筆記用具
- ・実習日誌
- ・実習の手引き
- ・メモ帳（絵柄のないノートが良い）
- ・上履き（清潔なもの）
- ・提出書類

事前訪問も保育実習の一環であり、その服装は実習に日々通う際の服装に準ずるものであることを指導する。スーツや制服など社会人としてふさわしい服装を原則とし、髪の色も自然な状態で、マニキュ

〈参考〉

保育実習Ⅱにおける責任実習(指導案を要する部分・全日実習)の回数について

保育実習Ⅱにおける責任実習の望ましい実施回数に関して、養成校と実習施設それぞれの実習指導者はどのように考えているのか調査された結果を以下の TABLE に記す。

	TABLE					[件(%)]
	0回	1回	2回	3回	4回以上	
養成校	2 (5.7)	22 (62.9)	9 (25.7)	2 (5.7)	0 (0)	
施設	1 (0.1)	166 (27.8)	140 (23.5)	116 (19.4)	174 (29.1)	

養成校間で相違がある以上に、施設間ではより大きな相違があることが確認できる。

また、それらの回数を望ましいとした理由については、養成校は主に実践への準備や保育計画を立案する能力の獲得、自己の課題の発見等といった「学生の学びの優先志向」によるものと「学生

の負担軽減志向」によるものが見られている。一方施設でも、「学生の学びの優先志向」によるものと「学生の負担軽減志向」によるものが見られているが、さらに「就職後の職場適応」に言及している回答も見られている。そして、配属クラスの子どもの状態や実習生指導時間の確保の困難さなど、「施設側の状況・都合」に言及した回答も見られている。

〔調査方法〕

養成校対象の調査は、2018年9月～10月にかけて、郵送法による質問紙調査にて実施。全国保育士養成協議会東北ブロックに加盟している保育士養成校のうち、保育実習Ⅰ・Ⅱを既に実施している41校が対象(回収率100%)。

施設対象の調査は、2019年7月～9月にかけて、郵送法とWEBによるアンケート調査にて実施。2017・2018年度に同協議会東北ブロックに加盟している保育士養成校の保育実習Ⅰ・Ⅱの実習生の受け入れを行った保育所、認定こども園1364施設が対象。(回答があったのは669施設;回収率約49%)。

なお、回答者の通算実習指導歴は、養成校の回答者が1年目0名、2～3年目2名(4.9%)、4～6年目11名(26.8%)、7～9年目9名(22.0%)、10年以上19名(46.3%)であり、施設の回答者は、1年目68名(10.2%)、2～3年目159名(23.8%)、4～6年目124名(18.5%)、7～9年目67名(10.0%)、10年以上221名(33.0%)、無回答・その他30名(4.5%)であった。

※大関嘉成・石森真由子・西敏郎・細川梢・石井美和子・佐藤匡仁・日野さくら「保育実習のあり方に関する養成校と実習施設の意識－東北ブロックにおける養成校と実習施設の連携に向けて－」(日本保育学会第73回大会発表論文集, 2022)より抜粋作成。

4. 事務手続きについて（個人票、細菌検査、礼状の書き方指導）

実習施設と連携を図り、学生が円滑に実習に取り組めるように、実習に必要な手続き書類等の作成や実務的な実習準備に関する指導を行う。

（1）実習施設の選定、調整、配当

養成校の担当者は、実習生の所在（居住地等）や希望等をふまえて、実習施設と本人の諸状況を勘案し、本人とも相談しながら実習施設を選定・調整して決定する。

養成校によって必要な手続きが異なるが、実習可能な施設は数が限られていることに加え、

- ① 諸事情により、必ずしも自分が最も希望する施設で実習できるとは限らない、
- ② 実習生の希望により施設を選ぶように指示されている場合であっても、最終決定を行うのは養成校と実習施設である、

という二点について学生に周知し伝えることが基本的事項となる。なお、施設実習のうち、居住型福祉施設での実習の場合は宿泊による実習が基本であり、実習先によっては実習生の宿泊設備がないために、通勤による実習になる場合があることも明確に伝える必要がある。

（2）関係書類の説明および指導

1) 実習生個人票の書き方指導

実習生個人票（個人調書、実習調書、総合調査票、実習生プロフィール、学生カード）の書き方を指導し、内容を確認したうえで必要な場合は補足指導をする。

実習生個人票は、実習生自身についての情報や実習に向けての課題などを記した書類であり、実習施設が実習生個人を理解する上で大切な情報源となることを理解させる。実習生個人票により、実習生のこれまでの実習経験や特技、健康状態などを実習施設に知らせることで、実習施設における実習計画や指導内容を検討する際の参考資料となる。実習での学びに影響を与える重要な書類であることを実習生が意識し、丁寧に記載するように指導する。また、写真を貼付する場合は、髪型や服装など身だしなみを整えるよう指導する。

○実習生個人票のひな形（案）

（養成校名） 年度 保育実習 実習生個人票

学部・学科 (コース等)	学籍番号 (組・氏名)		写真貼付 3×4 cm
ふりがな 氏名	生年月日		
現住所	〒	電話番号	保護者氏名
		携帯電話番号	
保護者住所 (実習中住所)	〒	電話番号	保護者氏名
		携帯電話番号	
通勤方法	徒歩、自転車、バス、電車、その他 ()		所要時間 分
実習経験・ 実習予定	保育実習Ⅰ(施設) 種別		済み・予定 日間
	保育実習Ⅰ(保育所)		済み・予定 日間
	保育実習Ⅱ		済み・予定 日間
	保育実習Ⅲ		済み・予定 日間
			済み・予定 日間
取得予定の 資格・免許			
ボランティア	活動場所	活動内容	
	(活動期間)		
学内・学外 における活動		活動内容	
自己紹介	実習の抱負		
	趣味・特技		
	性格		
	得意な科目		
健康状態	アレルギー等実習上の配慮を要する事項		

2) 出勤簿（出勤票）の書き方、意義、欠席等の連絡

出勤簿（出勤票）の意味と記入方法等を周知する。

実習においては、必要な実習日数や時間を確保するために、出勤時刻と退勤時刻等を日々、記載しなければならないが、出勤簿はこれらを確認するために必要な重要書類であることを理解させる。また、これとは別に、欠勤・遅刻・早退などを願ひ出る「欠勤願（届）」等がある場合は、その記入方法等も説明する。

3) 実習記録（実習録、実習日誌）の取り扱い

実習記録は、実習終了後には実習生自身に帰属するものであるとはいえ、基本的には実習中は公式な文書に準じて位置づけられるため、組織で公開・共有して取り扱うべきものであることを理解させる。

実習記録の記載においては、会話調の表現を用いずに、他者にわかるような記載を心がけ、実習先に毎日提出するように指導する。乳幼児の活動や実習活動については、事実に基づいて客観的に記録した上で考察を加えることを理解させ、実習後には日々の記録を読み返し、体験を通しての感想や省察、指導者による指導や助言等をふまえて、その後の改善を図るような指導を行う。

なお、記入の仕方については、子どもの個人名の記し方など（守秘義務の取り扱い）に若干の違いがある場合があるので、基本的には実習施設の指導に従うように伝える。

4) 誓約書

実習における誓約書の意義と目的を周知した上で、実習生の責任と自覚を促すように留意しながら誓約書を記入するように指導する。

「個人情報保護法」、「児童福祉法」第 18 条の 22、「保育所保育指針」などを踏まえ、子どもの最善の利益を守るためのものであることを理解させる。また、職業倫理に基づく秘密保持の原則、および法令や規則の遵守等に関して理解できるような指導を心掛ける。

（3）細菌検査・感染症等検査結果証明書の提出について

以下の検査の目的と手続き等について説明し、これらの証明の重要性を理解させる。

- ・健康診断証明書
- ・腸内細菌検査証明書
- ・インフルエンザ予防接種証明書
- ・各種抗体検査証明書 など

実習前に腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌 O-157）を実施し、検査結果を定められた期日までに実習施設に提出するように指導する。また、必要に応じて、インフルエンザ予防接種や各種抗体検査（麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘等）などを受診させ、検査結果の証明書を定められた期日までに実習施設に提出するよう指導する。各種抗体検査については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知（平成 27 年 4 月 17 日厚児保発 0417 第 1 号）「指定保育士養成施設の保育実習における麻疹及び風しんの予防接種の実施について」を参照のこと。

○実習生出勤簿のひな形（案）

（実習生出勤簿・ひな形1）

実習生出勤簿

養成施設名・学科・学年等

氏名_____

実習科目 保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

実習期間 年 月 日 ～ 月 日 出席すべき日数 日

月 日（曜日）	実習生捺印	実習時間	備考（欠席等理由）
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	

出席_____日 欠席_____日 遅刻_____日 早退_____日

以上の通り、実習しました。

年 月 日

施設名

施設長名

印

○誓約書のひな形（案）

施設長 _____ 様

誓 約 書

このたび、_____（実習施設名）_____で実習をさせていただくにあたり、次の事項を厳守することを誓います。

1. 実習中に知り得た施設及び個人の情報については、実習期間中及び実習期間後において、秘密保持と適正な取り扱いをいたします。
2. 貴施設の服務規程及び方針を守り、職員の指導に従います。
3. 誠実な態度で実習に取り組みます。
4. 実習中の事故防止に努め、自己と周囲の安全に十分気をつけます。
5. 実習生の個人情報を利用者に提供いたしません。

実習生 _____ 養成校名・学科・学年等

_____ ・印

養成校 _____ 養成校名・学科等

_____ ・印

(4) 準備物の確認

実習期間中の持ち物について、実習先でのオリエンテーション時に確認するように周知する。一般的には、以下のようなものである。

- ・実習記録（実習日誌）
- ・出勤簿
- ・誓約書
- ・健康診断書
- ・腸内細菌検査証明書
- ・印鑑
- ・保険証(コピーでも可)
- ・筆記用具
- ・衣類(実習時の服装、エプロン、パジャマなど)
- ・洗面用具
- ・諸費用(宿泊費、食費、交通費など)

準備物には、実習前に養成校から実習施設に届けるものと、実習生自身が持参するものがある。それぞれ具体的に点検リスト化するなどして、準備に不備がないよう自己チェックするように指導する。

(5) 礼状の書き方

謝礼状は、成長の機会を与えてくれた実習施設への感謝の気持ちを伝えるものであるが、実習における自己の学びや課題を振り返り誠実に記述することで、学生自身が謙虚に省察する機会ともなる。

謝礼状は、通常は実習終了から1週間ないしは2週間以内に出すことが望ましいため、実習終了直後または実習に出向く直前での指導となる。謝礼状を書くことは、社会的な礼儀を学ぶ機会であるが、実習における具体的な場面や活動を振り返り、自身の学びの成果を表しながら記載するため、一般的な謝礼状の書き方に準じ、自分の学びを自分の言葉で心を込めて表現するように指導する。

(6) その他

実習中および実習終了後の以下の点について、必要に応じて指導する。

- ・実習期間中の自家用車使用について
- ・実習に要する所要経費（食費・宿泊費・その他の実費等）について
- ・保険について など

Ⅲ 指導方法について

1. 学内での指導

(1) 講義型

1) 実習担当教員による講義（テキスト・教員作成の教材・視聴覚教材等の利用）

事前指導において行われる最も標準的な指導方法である。テキスト（市販の保育実習指導のテキストや保育所保育指針）や実習の手引き（養成校が独自、もしくは県毎の協議会等で作成したもの）、養成教員が作成したオリジナルの教材（プリントやチェックシート）等を利用して、実習に必要な事項の説明を行う。指導内容によっては、視聴覚教材の利用も考えられ、特に実習の実際の様子や、実習先の保育所・施設の理解を深めるためには有効である。

また、講義として説明した内容の理解等の達成度を確認するために、テストの実施やレポート等を作成提出させるという方法も考えられる。

2) 講義型報告会

実習指導の講義の中で簡易な報告会を行うこともできる。正規の保育実習とは別に、実習指導の一環として実施した保育現場における見学実習や体験実習、ボランティア活動などを経験した後に、その内容を振り返りながら記録（レポートや報告書）を作成して発表することにより、保育所や保育士の役割について考えたり、実習先施設の理解や実習内容についての理解を深めたりして、今後の自己課題を明確にしていく。

また、実習を終えた先輩からの話を聞く機会を講義の中で作り、先輩から実習についてのアドバイスを得るという方法もある。

(2) イベント型実習報告会

実習終了後に行う実習報告会は、学生にとっては実習を振り返り今後の課題を明確にするという意義があるが、実習前の学生にとっても、こうした報告会に参加することにより、先輩の体験・経験や学びから間接的にではあるが多くのことを学ぶことができる。例えば、実習を意識したり、先輩の様子から自分の実習をイメージしながら聞いて実習に臨む動機づけにつなげたり、心構えを形成することが可能になるだろう。ただし、こうした報告会は、これから実習に臨む学生の実習時期や養成校教員側が実施したい時期と必ずしも一致するわけではないため、実習報告会に参加する前に目的について指導しておくといだろう。

イベント型の実習報告会については、さまざまな形式が考えられるが（詳細は「X 事後指導」参照）、報告を聴くだけでなく、例えば、これから実習に臨む下級生と既に実習を終えた上級生が一同に会し、下級生が上級生の発表を聞いて討論するといったグループワーク型の報告会を行うことで、お互いに学び合うといった方法もある。

(3) 記録介在型

実際の学外実習の場面では、実習日誌や指導計画など文章を書く機会が多くあるため、事前指導の段階からできるだけこうした機会を設け、指導していく必要がある。

1) チェックシートの作成

学生が実習に備えて行う学習シート（チェックシート）を教員が作成・配布し、記入させる。

実習指導だけでなく、入学から卒業までの学びを記録する「学習ポートフォリオ」や、教育実習指導で作成・記入する「履修カルテ」などを参考に、それらと整合性をもたせるようにして保育実習指導用のチェックシートを作成したり、既存の「学習ポートフォリオ」や「履修カルテ」に保育実習指導の内容を含めて作成するといった方法も考えられる。

また実習直前は、学生自身で行わなければいけないことも多いため、自分の行うべき行動や準備物の確認ができるチェックリストを活用させることも有効である。

2) レポート課題の作成

事前指導にかかわる様々な課題をそれぞれレポートとして作成・提出させる。例えば、実習の意義や実習課題を考える、実習先施設について調べる、保育士の専門性について調べ、望ましい保育者像について作文を書く、などといった課題が考えられる。

なお、生活態度が気になる学生については、学生の様子に応じた指導方法をとることもあるだろう。

3) 実習報告書の作成

保育現場において実施した見学実習や体験実習、ボランティア活動などについての講義型報告会の資料として、報告書を作成するというような方法が考えられる。

4) 実習記録の書き方・指導計画の立案

主に実習記録（日誌）の書き方や指導計画の立案のための基礎的な事項を学内で学習し、それをふまえて保育現場において観察・記録・評価を体験的に学ぶことになる。

学内では各種エピソード・映像・写真などの多様な記録をもとに、観察方法や記録方法についてトレーニングを行い、また学外での見学実習や体験学習の記録を実際に記入・作成することにより、具体的な記録の書き方について指導する。

実習記録や指導計画の作成に Word 等のワープロソフトを使用する際には、学生の習熟度を把握したうえで、手書きの場合と同様に、作図や画像の貼り付け、文字の大きさ等、読みやすさを意識して作成するように指導する。

（4）グループワーク型

1) グループによる情報収集・共有

事前指導の中では、一人一人が課題を持って学習に取り組むことも大切であるが、少人数のグループに分かれて課題に取り組むことで理解が深まることもある。例えば、同じ実習先に配属される学生複数名が協力して実習先施設の社会的役割や保育士の業務、子どもや利用者について調べたりすることで、多くの情報を収集し、共有することができる。

2) グループによる話し合い（グループディスカッション・対話）

実習先での生活や、実習そのものについて話し合い（グループディスカッションや対話）をしたり、実習課題について各自の問題意識を発見するように話し合ったりすることで、グループでの学びあいの効果が期待できる。

また、実習直前に不安を抱えている学生への対応として、グループでの話し合いを活用して、不安ながらも一生懸命取り組もうという気持ちがわいてくるように動機づけしてもよいだろう。

（５）個別面接型

学生の理解度や学修状況、受講態度により、一人一人に面接・面談する必要がある場合には、この方法を用いる。実習課題について自己の課題を明確にしたり、学習が足りていない学生に学習を促したりする機会になる。また、学外での見学実習や体験学習の後に実施する場合は、実習内容・実習における体験の振り返りを通して、保育士の役割や専門性とは何かについて、学生が考えることを助ける機会にもなる。

学生の理解度や学修状況、受講態度、生活態度等において懸念される学生については、個別面接を行い、学生の気づきを促していくようにすることが必要である。

（６）外部講師参加型

保育所や保育所以外の児童福祉施設の施設長、現職保育士による講話を学生が聴く機会を設けることによって、実習についての理解を深める。

実習に臨むには、目標を明確にすることの必要性や、それぞれの実習施設の特性から学生にどのような学びを期待するか、どのような実習を行っているか、実習生に期待することや遵守事項等、実習受け入れ施設の子どもや職員の立場から話をしていただく。

また、実習指導としてだけではなく、キャリア支援の一環として、礼儀や身なり・挨拶・マナーの分野の専門家等を外部講師として講座を行うことも考えられる。

（７）キャリア支援型

保育現場での実習自体が、保育士として働くためのインターンシップの意味合いもあるため、実習に臨むことや資格を取得することが自らの人生においてどのような意味をもつのかを考えることにより、学生の職業意識や将来の生活設計に役立つような働きかけをする。また、児童福祉施設長、保育士の講話を聴くことにより、保育の世界への理解が深まる。また、具体的に保育士の仕事をイメージすることにより、保育士になる自分が準備することについて考えたり、保育士という職業を選択した後の自分の生活を想像しやすくなったりする。

容儀・挨拶・マナーの習得についての指導は、実習だけでなく就職活動等のキャリア支援にもつながる。授業の中でロールプレイング（例えば、教員が今の学生の言動や服装を模倣し、保育現場の「実習生」「先生」として適切でない状況を反面教師的に演じて見せる）を行ったり、礼儀や身なり・挨拶・マナーの分野の専門家等を外部講師として講座を行ったりする方法もある。こうしたことは、普段の生活態度や心構えとも大きく関連するため、学生が生活をふり返り、職に就くまでの間に身につけておくべき基礎的な力について気づかせたり、理解させたりするような取り組みが必要である。

また、実習先に提出する実習生調書（個人票）は、就職活動の際の履歴書とほぼ同様な書式が多いため、書き方の指導を行うこともキャリア支援につながっていく。

チームティーチングによる指導（短期大学）

○チームティーチングのねらいと進め方

実習指導だけでなく、保育内容研究など様々な授業をチームティーチングの形で行っており、専門の違う教員同士が共同で授業の計画や教材開発をすることにより、多角的な広い視野の下、学生に指導ができるようにしている。

実習指導では、2～7名の教員によるチームティーチングを行っており、科目によっては、授業時間毎に担当教員が集まって、1時間以上時間をかけて打ち合わせをし、指導内容の反省や今後の指導内容について話し合うなど、教員同士が緊密に連携して指導に当たっている。この担当教員同士の打合せ時間を確保するために、実習指導の前後は担当教員が空き時間になるように時間割りが組まれている。また、学科全体が組織的に実習を中心としたカリキュラムを組んでおり、専任教員全員が実習に関連した授業のチームティーチングに参加しているため、教員間の連携が必然的になっている。

○チームティーチングの成果

チームティーチングの成果として、様々な視点から物事を捉えることができるため、学生にとって分かりやすい指導内容になったという授業評価が得られている。指導法の一例として事後指導の中で、学生の実習録に記録されている子どもとの関わりの部分を5領域に分解して、それぞれ多角的に見直す学習を行っている。その結果、実習中の子どもの様子と、大学での保育内容研究の授業との関連性、領域間の関連性に対する認識が深まり、実習指導だけでなく、その他の授業についても学生の意欲や理解度が高まるようになり、このことが学生の充実した実習成果につながっている。

学生の自主性を重視した実習指導（四年制大学）

○学生の自主性を重視した実習事前指導

1学年20名ということで、少人数、丁寧な指導と思われがちであるが、結構「自主性」を尊重するような部分もあり、むしろそういった点も大事だと考えている。実習においても、学生自身が自ら考え、悩む余地があること、学生が「育つ」時間を持ち、もてることが「四大の」利点かもしれないと思っている。「自主」的にボランティアに行かせ、現場での指導を受けながら、大学でそこについての意味づけをゼミで行う。ゆえに、問題意識は「自主性」の中で自分で見つけ、そこを探究するときには教員が手助けもしている。

○異学年の学生同士の活動による実習指導

実習についてわからないところは、前年に行った先輩に聞くように指示している。

異学年の学生同士を交流させるために、4人一組のグループを作り、月に1度、階段の掲示版に壁面を作らせている（施設実習までに2回は作る）。これは、学生の作業が遅いことへの改善と、友達との関係を作ることなどをねらいに行っている。

また、今年度より、学年の始めに、2～4年生が集まり、同じ誕生月の人と誕生表を作って、教室に貼ることにした。とにかく学生の作業が遅いことや縦のつながりがなくなっていることに風穴をあけるためにやっている。

2. 学外での指導

(1) 実習施設の見学

事前指導の一環として、保育所や児童福祉施設等を実際に見学し、実習先の施設について理解を深めるために行われる。

保育所の見学先としては、養成校の附属や系列の保育所(幼稚園や認定こども園も含めて)が多いが、養成校の近隣の保育所に見学を依頼して実施する場合もある。

施設実習先は様々な種別があるため、全ての種別の施設を見学することは難しいが、可能であれば、児童養護施設と障害児入所施設など複数の種別の施設を見学する機会を設けたい。

見学の時間は、午前中の活動や朝から夕刻まで丸一日の見学の場合もある。見学する際には、養成校単位で学生が集団で見学する場合もあれば、グループや個人で見学をする場合もある。また、養成校の近く(キャンパス内の附属園など)に見学先がある場合は、学生が授業の空き時間等を利用して、短時間の見学を複数回行う場合もある。

見学を行う際には、見学先の保育所・施設についての事前学習を十分に行い、見学の目的(見てくるポイント)を明確にしたうえで(例えば、子ども・利用者の様子、保育者の動き、実習先の環境など)、見学を行い、その内容を記録して、その後の学習に活かせるようにする。

実習先保育所・施設の見学(短期大学)

○附属保育園・幼稚園での見学及び観察・参加実習等

短大に附属の保育園・幼稚園があり、保育(教育)実習の事前指導の一環として、両園の見学、観察・参加実習、行事でのボランティア活動を実施している。附属保育園・幼稚園が短大キャンパスの近くでない(車で30分程度)ため、いつでも簡単に訪問できるわけではないが、5~6月に学生全員(もしくは2分割して)での見学、1回に8名程度の学生で、9月及び2月に附属幼稚園の観察・参加実習2日間、12月及び2月に附属保育園の観察・参加実習2日間を実施している。これらの実習においては、2年次の実習と同じ様式の実習の記録を学生に行わせ、記録の書き方の指導も含めて、事後指導を実施している。

また、希望者によるボランティアとして7月夏祭り、10月運動会、12月発表会に学生が参加し、普段の保育と異なる子どもや保育者の様子についても学ぶことができるようにしている。

○複数の種別の施設での見学

施設実習の事前指導の一環として、1年次の6月に児童養護施設、9月に障害児入所施設、2月に障害者支援施設において見学を実施している。見学先の施設の概要について、学内で事前指導・学習を行ったうえで、学生全員(もしくは2分割して)で施設を訪問し、施設についての説明を受け、見学をさせていただいている。見学後は、各自がA4用紙1枚程度の記録を記入し、それに基づいた事後指導(グループによる話し合いと教員による説明)を実施している。

（２）実習施設でのボランティア

学外での事前指導として、実習先の保育現場に足を運び、実際の保育の様子を見学・観察することは重要な事であり、上述したように、養成校単位で実習先の見学が企画され、実施されている。しかしながら、こうした養成校単位での見学には、時間や内容に制約があることから、さらに保育現場の理解を深めるために、実習先となる保育所・施設でのボランティアを推奨している養成校が多い。

詳細については、巻末の資料編に詳しく記載しているので、そちらを参照のこと。

IV 保育所実習(事前指導)について

平成27年度から幼保連携型認定こども園、小規模保育A・B型、事業所内保育事業も保育所と同様の実習先として認められ、保育所における保育は、基本的には「保育所保育指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示117号)、幼保連携型認定こども園における保育は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に従って行われている。そのため、実習施設の種別が多様であることや地域の実情等について事前に説明し、実習が養成校での学びと保育現場(社会)との接点であることに留意しつつ、実習を通して主体的に学ぶという意識づけが重要となる。

また、養成校によっては、保育実習Iへの導入として事前に「見学実習」を課すなど、実習前の学習や準備をスムーズに進めることができるよう配慮しているところもある。

事前指導では、実習を行うにあたっての対外的な手続きと関連して、出勤簿の付け方(時刻記入や捺印)、欠席・遅刻・早退の際の連絡方法、自家用車使用の際の届、暴風警報の際の対応、自身がけがをしたり相手にけがをさせたりした時の保険適用、礼状の書き方など、対養成校及び対実習施設の双方において求められる適切な対応を学ぶことが求められる。

実習科目の履修については、養成校で独自に履修要件(既修得単位数、既修得科目等)を定めている場合もあり、あらかじめ実習指導者または担当課によってその要件を満たしているかどうかの確認が必要である。

1. 保育実習I(保育所実習)

(1) 保育実習I(保育所実習)の目的

保育実習Iは、保育所の生活を観察したり、参加したりしながら、子どもとの遊びやかかわりを通して乳幼児の発達と子ども理解を深める。さらに体験を通して、実習施設の役割や機能、保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ。実習施設での学びが充実したものとなるように、種別によって施設の役割や子どもの年齢に応じた実習目標を設定し、また、実習に出る学年や時期によって実習目標のレベルを調整するなど、指導に当たっては保育実習Iの目的や意義、実習施設を十分理解して行うことが大切である。

その他、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に照らしながら、健康安全への配慮、子育て支援等の実際についても学んでおくことが望まれる。

保育士養成課程の教科目の教授内容等について①

<科目名>

保育実習I(実習・4単位:保育所実習2単位・施設実習2単位)

<目標>

1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。
2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。
3. 既習の教科の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ。
4. 保育の計画・観察・記録及び自己評価等について具体的に理解する。

5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ。

<保育所実習の内容>

1. 保育所の役割と機能
 - (1) 保育所における子どもの生活と保育士の援助や関わり
 - (2) 保育所保育指針に基づく保育の展開
2. 子どもの理解
 - (1) 子どもの観察とその記録による理解
 - (2) 子どもの発達過程の理解
 - (3) 子どもへの援助や関わり
3. 保育内容・保育環境
 - (1) 保育の計画に基づく保育内容
 - (2) 子どもの発達過程に応じた保育内容
 - (3) 子どもの生活や遊びと保育環境
 - (4) 子どもの健康と安全
4. 保育の計画・観察・記録
 - (1) 全体的な計画と指導計画及び評価の理解
 - (2) 記録に基づく省察・自己評価
5. 専門職としての保育士の役割と職業倫理
 - (1) 保育士の業務内容
 - (2) 職員間の役割分担や連携
 - (3) 保育士の役割と職業倫理

保育士養成課程の教科目の教授内容等について②

<科目名>

保育実習指導 I (演習・2単位)

<目標>

1. 保育実習の意義・目的を理解する。
2. 実習の内容を理解し、自らの実習の課題を明確にする。
3. 実習施設における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。
4. 実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や内容について具体的に理解する。
5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、今後の学習に向けた課題や目標を明確にする。

<内容>

1. 保育実習の意義
 - (1) 実習の目的
 - (2) 実習の概要
2. 実習の内容と課題の明確化
 - (1) 実習の内容

(2) 実習の課題

3. 実習に際しての留意事項

- (1) 子どもの人権と最善の利益の考慮
- (2) プライバシーの保護と守秘義務
- (3) 実習生としての心構え

4. 実習の計画と記録

- (1) 実習における計画と実践
- (2) 実習における観察、記録及び評価

5. 事後指導における実習の総括と課題の明確化

- (1) 実習の総括と自己評価
- (2) 課題の明確化

(2) 保育実習 I (保育所実習) の内容

実習前に学習・準備してきたことを現場で実際に自分の目を通して観察し、確認するとともに、担当保育士の指導のもと実際の保育活動に参加する。乳幼児とともに生活を営む中で、発達状況や遊び、活動を理解し、さらに一人ひとりに応じた援助や支援を行い、乳幼児理解を深める。子どもの前では保育士としての立場を忘れず、積極的に気配りをしながら参加していくよう指導が必要である。

1) 保育所の役割と機能

保育所における子どもの生活と遊びの全体像、1日の生活の流れ、保育士の支援を、体験を通して確認する。また、保育所保育指針に示されている内容と実際にどのように保育の展開と繋がっているのか理解を深める。

2) 子どもの理解

子どもを理解するためには、子どもの観察とその記録を通して、子どもの発達過程や子ども一人一人の発達をとらえることが重要であることを理解し、具体的な子どもの姿とそれに応じた保育士の個々の援助や関わりについて理解を深める。

3) 保育内容・保育環境

子どもの発達過程に応じた保育をするために、保育所の保育計画と関連させて考え、計画に基づいた保育内容が重要であることを理解する。また、子どもの生活や遊びを保障する保育環境、子どもの健康と安全に対する保育環境について把握する。

4) 保育の計画・観察・記録

日誌に、子どもの姿、保育士の姿、自ら行ったこと、考えたことなどを記録していく中で、自らの行動を反省し、評価する必要性を体験を通して知る。保育所の全体的な計画などに触れることで、保育はPDCAサイクルによって展開されていることを理解する。

5) 専門職としての保育士の役割と職業倫理

保育士の業務内容、職員間でどのような役割分担や連携を図っているのかを理解する。また、保育士

として求められる職業倫理について、実習中知り得た情報や秘密を守ることを体験を通して理解する。

1)～5) についての学びを深めるため、実習の段階の中で学生が取り組む内容を説明し、具体的なイメージを持つことができるように留意して、計画的に進められるよう促す必要がある。また、実習施設によっては、「参加実習」の後に「指導実習」(部分的な援助計画の立案・実践)を課すところもある。この場合は実習担当者の指示に従うよう指導する。

【見学・観察実習】

- ・実習施設の職員の役割や環境構成を理解する。
- ・一日の保育の流れと実習施設における子どもの行動を理解する。
- ・子どもの行動(個別及び集団)を観察する。
- ・緊急の際の避難経路を確認する。等

【参加実習】

- ・子どもと活動をともにして一日の生活の内容を体験する。
- ・子どもと生活をともにしながら保育士の補助的な立場をとり、保育士としての態度や技術等を習得する。特に、子どもの安全面、衛生面の配慮の仕方を学ぶ。
- ・養護と教育が一体的に行われることを理解する。
- ・保育士等の職務内容に応じた役割分担およびチームワークについて学ぶ。
- ・子どもの個人差について理解し、対応方法を習得する。特に発達過程や生活環境にともなう子どものニーズを理解し、その対応方法を学ぶ。
- ・子どもの保護者とのコミュニケーションの方法を学ぶ。
- ・家庭と地域の生活実態にふれて、子育てを支援するための連携の基礎を学ぶ。
- ・子どもの最善の利益を尊重する保育の方法を学ぶ。等

【指導実習(部分実習)】

- ・短時間の指導計画を担当保育士等の指導のもとに立案し、実践する。
- ・全体的な計画及び指導計画の意義を理解し、保育内容関連科目で習得したことを生かして実践する。特に、個人差に応じた保育を展開できるように心がける。等

(3) 保育実習 I (保育所実習) の実際

保育所実習には、保育実習 I (おおむね 10 日間) と保育実習 II (おおむね 10 日間) がある。ここでは、保育所で行われる保育実習 I について説明する。

保育実習 I では、観察実習、参加実習の形態で実施されることが多いが、場合によっては指導実習(部分実習)まで行われることもあるため、このことも想定して準備しておくべきことを学生に伝える。保育実習 I では、観察や参加実習をとおして、実習施設の機能・役割や子どもを理解することが主な内容となる。保育実習 I は保育実習 II の基礎になることを自覚させることも大切であろう。

2. 保育実習Ⅱ

(1) 保育実習Ⅱの目的

保育実習Ⅱでは、具体的な実践を通して、保育所の役割や機能、保育士の業務内容や職業倫理について理解を深める。また、保育実習Ⅰの経験を踏まえ、子どもの保育、子育て支援について総合的に学ぶ。さらに、保育の計画、実践、観察、記録、自己評価に実際に取り組み、理解を深める。そして、資格取得時までの自己の課題を明確にする。実習施設での学びが充実したものとなるように、指導に当たっては、既習の教科等での学びや保育実習Ⅰでの経験を踏まえて、総合的に保育実践が行えるように意識することが大切である。

保育士養成課程の教科目の教授内容等について①

<科目名>

保育実習Ⅱ（実習・2単位：保育所実習）

<目標>

1. 保育所の役割や機能について具体的な実践を通して理解を深める。
2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して保育の理解を深める。
3. 既習の教科や保育実習Ⅰの経験を踏まえ、子どもの保育及び子育て支援について総合的に学ぶ。
4. 保育の計画・実践・観察・記録及び自己評価等について実際に取り組み、理解を深める。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する。
6. 実習における自己の課題を明確化する。

<保育所実習の内容>

1. 保育所の役割や機能の具体的展開
 - (1) 養護と教育が一体となって行われる保育
 - (2) 保育所の社会的役割と責任
2. 観察に基づく保育の理解
 - (1) 子どもの心身の状態や活動の観察
 - (2) 保育士等の動きや実践の観察
 - (3) 保育所の生活の流れや展開の把握
3. 子どもの保育及び保護者・家庭への支援と地域社会等との連携
 - (1) 環境を通して行う保育、生活や遊びを通して総合的に行う保育の理解
 - (2) 入所している子どもの保護者に対する子育て支援及び地域の保護者等に対する子育て支援
 - (3) 関係機関との連携
 - (4) 地域社会との連携
4. 指導計画の作成・実践・観察・記録・評価
 - (1) 全体的な計画に基づく指導計画の作成・実践・省察・評価と保育の過程の理解
 - (2) 作成した指導計画に基づく保育実践と評価

- 5. 保育士の業務と職業倫理
 - (1) 多様な保育の展開と保育士の業務
 - (2) 多様な保育の展開と保育士の職業倫理
- 6. 自己の課題の明確化

保育士養成課程の教科目の教授内容等について②

<科目名>

保育実習指導Ⅱ(演習・1単位)

<目標>

1. 保育実習の意義と目的を理解し、保育について総合的に学ぶ。
2. 実習や既習の教科の内容やその関連性を踏まえ、保育の実践力を培う。
3. 保育の観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について実践や事例を通して学ぶ。
4. 保育士の専門性と職業倫理について理解する。
5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする。

<保育所実習の内容>

1. 保育実習による総合的な学び
 - (1) 子どもの最善の利益を考慮した保育の具体的理解
 - (2) 子どもの保育と保護者支援
2. 保育の実践力の育成
 - (1) 子ども(利用者)の状態に応じた適切な関わり
 - (2) 保育の知識・技術を生かした保育実践
3. 計画と観察、記録、自己評価
 - (1) 保育の全体計画に基づく具体的な計画と実践
 - (2) 保育の観察、記録、自己評価に基づく保育の改善
4. 保育士の専門性と職業倫理
5. 事後指導における実習の総括と評価
 - (1) 実習の総括と自己評価
 - (2) 課題の明確化

(2) 保育実習Ⅱの内容

保育実習Ⅰの経験を踏まえ、担当保育士の指導のもと、保育の実践を行う。保育の実践においては、知識・技能を総合的に活用することが求められるため、実習準備を十分に行い、実習に臨むよう指導が必要である。

1) 保育所の役割や機能

具体的な体験を通して、養護と教育が一体となって行われる保育について理解を深める。また、延長保育や障害児保育、子育て支援事業など、多様な保育も展開されていることを把握し、保育所の社会的役割・責任について理解を深める。

2) 保育の理解

保育にかかわりながら、さらに観察を通して子どもの心身の状態や活動、保育士等の実践について理解を深め、保育士としての視点を養う。

3) 子どもの保育・子育て支援の総合的な学び

養成校で学んだことや保育実習Ⅰの経験を踏まえ、環境を通して行う保育、生活や遊びを通して総合的に行う保育の実際に触れて理解を深める。また、子どもの保護者に対する子育て支援について、登所・降所時の保護者対応、おたよりや連絡帳などから理解を深める。さらに、地域の保護者等に対する子育て支援の在り方、関係機関や地域社会との連携について、実際にどのようなことが行われているのかを学ぶ。

4) 保育実践・評価

保育の全体的な計画を踏まえた指導計画を作成・実践・省察・評価をし、保育の過程を具体的に理解する。その一部として、自ら作成した指導計画に基づく保育実践と評価を行い、理解を深める。

5) 保育士の業務・職業倫理

実際の保育実践と結びつけたかたちで、さまざまな保育の展開にともなう保育士の業務や、全国保育士会「全国保育士会倫理綱領」を参照しながら、職業倫理について具体的に理解する。

6) 事故の課題を明確化

実習を振り返り、保育士として必要な知識・技能の習得状況を評価し、保育士資格を取得するために自分に求められる課題を明確にする。

保育実習Ⅱでは、実践を通して保育を総合的に理解することが求められる。①～⑥についての学びを深めるためにも、保育実践課題の表面的な成否のみに実習生の関心が焦点化されることのないように、全体の保育計画の理解や子ども理解、担当保育士とのコミュニケーションなど、実践までの過程を大切にするとともに、実践を行った後の自身の変化への気づきや自己課題の設定の視点なども丁寧に指導する。

(3) 保育実習Ⅱの実際

保育実習Ⅱは、指導実習(部分実習及び責任実習)が中心となるが、これらは何よりも保育実習Ⅰでの学びの上に実施されることを学生に理解させておかねばならない。場合によっては、保育実習Ⅰで残された課題を保育実習Ⅱで克服していくことも求められるであろう。部分実習では、1日の保育をいくつかの部分に区切り、学生が責任をもって保育実践していかなければならないことを伝える。実践が想定される部分実習としては、朝の会や帰りの会、午睡前の活動などである。そして、部分実習での保育実践を終えて、最終的に半日あるいは一日の保育の全てが学生自身に任せられる責任実習が実施される。そのため、自ら保育実践について、指導案を作成し、これに基づいた実践を行っていく。責任実習における中心活動についても自ら考える力が必要となる。

保育所における1日の生活の流れ(3歳以上児)の例を下記にあげておく。

時間	子どもの活動
7:00	登園、自由遊び
9:45	朝の会
10:00	クラス活動
11:30	昼食
13:00	午睡
15:00	起床
15:30	おやつ
16:00	帰りの会、自由遊び
18:00	延長保育

なお、上記内容では同一の実習施設において保育実習ⅠとⅡが実施されることを前提に述べてきたが、必ずしも同一の実習施設とは限らない。また実習内容については保育所の指導方針によってばらつきがあることも学生に伝えておくとうよいであろう。

3. 評価票について

保育所実習の評価票については、標準的なものを示すのは難しいため、以下にひな形をあげておく。

【コラム】小規模保育

子ども・子育て支援新制度が2015年から施行され、日本の保育制度に大きな変更がもたらされた。ここで取り上げる小規模保育事業もその一つである。保護者のさまざまな保育ニーズに対応していくために制度化された。これまで、保育実習における実習施設としてはいわゆる認可保育所しか認められていなかったが、保育実習実施基準等が改正され、小規模保育事業での実習が認められることになった。

小規模保育事業はA型、B型、C型があるが、これらのうち、A型とB型での保育所実習が認められる。A型もB型も保育定員は6名から19名以下とされ、A型の職員はすべて保育士、B型の職員は1/2以上が保育士でなくてはならない。3歳未満児のみの保育となっているのも大きな特徴であり、これまでの保育所とはまた違う形で、小規模ならではの保育を実施していることが考えられる。そのため、実習生は、この保育の特徴を意識した実習準備を行うことが求められる。

○実習評価票のひな形(案)

年度 保育実習 I (保育所) 評価票

実習生	学籍番号				氏 名
施設名称					施 設 長 印
					主任保育士 印
					指導保育士 印
実習期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () (計 日)				
勤務状況	出勤 回	欠勤 回	遅刻 回	早退 回	備考
項 目	評価の内容		評価		所見(備考)
態 度	意欲・積極性		5・4・3・2・1		
	礼儀		5・4・3・2・1		
	責任感		5・4・3・2・1		
	協調性		5・4・3・2・1		
知識・技能・技術	子ども理解		5・4・3・2・1		
	保育所の理解		5・4・3・2・1		
	環境構成		5・4・3・2・1		
	職業倫理の理解		5・4・3・2・1		
	省察		5・4・3・2・1		
	保育実践		5・4・3・2・1		
	指導計画の理解		5・4・3・2・1		
	実習記録		5・4・3・2・1		
そ の 他			5・4・3・2・1		
			5・4・3・2・1		
総 合 所 見					

年度 保育実習Ⅱ (保育所) 評価票

実習生	学籍番号				氏名
施設名称					施設長 印
					主任保育士 印
					指導保育士 印
実習期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () (計 日)				
勤務状況	出勤 回	欠勤 回	遅刻 回	早退 回	備考
項目	評価の内容		評価		所見(備考)
態 度	意欲・積極性		5・4・3・2・1		
	礼儀		5・4・3・2・1		
	責任感		5・4・3・2・1		
	協調性		5・4・3・2・1		
知識・ 技能・ 技術	子ども理解		5・4・3・2・1		
	保育所の理解		5・4・3・2・1		
	指導案の理解		5・4・3・2・1		
	職業倫理の理解		5・4・3・2・1		
	実習意義の理解		5・4・3・2・1		
	省察		5・4・3・2・1		
	保育実践		5・4・3・2・1		
	実習記録		5・4・3・2・1		
そ の 他			5・4・3・2・1		
			5・4・3・2・1		
総 合 所 見					

V 施設実習（事前指導）について

1. 保育実習 I (施設実習)

(1) 保育実習 I（施設実習）の目的

施設実習は、居住型児童福祉施設や障害児通所施設、障害者支援施設等における生活を観察、参加しながら、子ども（利用者）との関わりを通して子ども（利用者）への理解を深める。また、実習施設の役割や機能、保育士の業務内容や倫理について体験的に学ぶ。実習施設の種別によって施設の役割や子どもの年齢に応じた実習目標を設定する。加えて、実習に出る学年や時期によって実習目標のレベルを調整するなど、指導に当たっては施設実習の目的や意義、実習施設を十分理解して行うことが大切である。

保育士養成課程の教科目の教授内容等について

<科目名>

保育実習 I（実習・4単位：保育所実習2単位・施設実習2単位）

<目標>

1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。
2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。
3. 既習の教科の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ。
4. 保育の計画、観察、記録及び自己評価等について具体的に理解する。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ。

<居住型児童福祉施設等及び障害児通所施設等における実習の内容>

1. 施設の役割と機能
 - (1) 施設の生活と一日の流れ
 - (2) 施設の役割と機能
2. 子ども理解
 - (1) 子どもの観察とその記録
 - (2) 個々の状態に応じた援助や関わり
3. 養護内容・生活環境
 - (1) 計画に基づく活動や援助
 - (2) 子どもの心身の状態に応じた対応
 - (3) 子どもの活動と生活の環境
 - (4) 健康管理、安全対策の理解
4. 計画と記録
 - (1) 支援計画の理解と活用
 - (2) 記録に基づく省察・自己評価
5. 専門職としての保育士の役割と倫理
 - (1) 保育士の業務内容
 - (2) 職員間の役割分担や連携
 - (3) 保育士の役割と職業倫理

保育士養成課程の教科目の教授内容等について②

<科目名>

保育実習指導 I (演習・2単位)

<目標>

1. 保育実習の意義・目的を理解する。
2. 実習の内容を理解し、自らの実習の課題を明確にする。
3. 実習施設における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。
4. 実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や内容について具体的に理解する。
5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、今後の学習に向けた課題や目標を明確にする。

<内容>

1. 保育実習の意義
 - (1) 実習の目的
 - (2) 実習の概要
2. 実習の内容と課題の明確化
 - (1) 実習の内容
 - (2) 実習の課題
3. 実習に際しての留意事項
 - (1) 子どもの人権と最善の利益の考慮
 - (2) プライバシーの保護と守秘義務
 - (3) 実習生としての心構え
4. 実習の計画と記録
 - (1) 実習における計画と実践
 - (2) 実習における観察、記録及び評価
5. 事後指導における実習の総括と課題の明確化
 - (1) 実習の総括と自己評価
 - (2) 課題の明確化

(2) 保育実習 I (施設実習) の内容

実習前に学習・準備してきたことを現場で実際に自分の目を通して観察し、確認するとともに、担当職員の指導のもと実際の支援活動に参加する。子ども(利用者)とともに生活を営む中で、その個性や行動の意図の理解に努め、さらに一人一人に応じた援助や支援を行い、その理解を深める。子ども(利用者)の前では保育士としての立場を忘れず、積極的に気配りをしながら参加していくよう指導することが必要である。

1) 施設の役割と機能について

施設における、子ども(利用者)の生活様式、1日の生活の流れ、職員の支援を、体験を通して確認する。また、施設種別ごとの社会的な役割とその機能について理解する

2) 子ども(利用者)理解について

施設種別ごとにどのような子ども(利用者)が利用しているのか観察や記録から理解する。また、一人一人の状態に応じた援助や関わりについて具体的に学ぶ。

3) 養護内容・生活環境について

子ども(利用者)の心身の状態に応じた対応や活動を行うために、計画に基づいた生活環境の整備を体験的に学ぶ。また、子ども(利用者)の育ちを支える健康管理や安全対策についても理解する。実習先によって、自立の一助として自治会や自治的組織、意見箱を置いているなど、子ども(利用者)主体の取組みがみられる。

4) 計画と記録について

子ども(利用者)個人には支援計画が立案されていることを把握し、それに基づいた支援が行われていることを理解する。また、施設側の記録や自身の記録をもとに自己評価を行う。

5) 専門職としての保育士の役割と職業倫理

各施設における施設保育士の業務内容を把握し、さらに保育士が他職種とどのような役割分担や連携が行われているのかを理解する。その上で倫理綱領などを参考に施設保育士の倫理意識の向上に務める。

1)～5)についての学びを深めるため、実習の段階の中で学生が取り組む内容を説明し、具体的なイメージを持つことができるように留意して、計画的に進められるよう促す必要がある。また、実習施設によっては、「参加実習」の後に「指導責任実習」(部分的な援助計画の立案・実践)を課すところもある。この場合は実習担当者の指示に従うよう指導する。

(3) 保育実習 I (施設実習) の実際

1) 養護系施設

児童養護施設を始めとする養護系の施設は、入所する子ども達の家庭に代わる場所であり、施設内では一般家庭を意識した家庭的な養育が行われている。そこで、実習内容は子どもたちの生活空間の環境整備や、子ども達の生活支援が中心となり、学生の基本的な生活習慣が実習の取り組みに正に現れてくることになる。そのため、学生は日頃から、自らの生活体験の積み重ねをしておくことが重要であり、それらを基に、実習施設あるいはグループ(施設によっては、棟や寮と呼んでいる場合もある)のルールに柔軟に対応しながら生活支援を行うことが求められる。さらに、実習で家事や掃除を行うことは、単に子どもたちの生活を整えるだけに留まらず、生活空間を整える支援が子どもの育ちにおいてなぜ必要であるのか、現在の間接的支援が、子どもの将来にどのような影響をもたらすのか、そのために現在、必要な支援は何であるのかを考えながら取り組んでいくことが大切である。例えば、衣類の洗濯やたたくことは、子どもの体調や成長発達を知るバロメーターであり、衣類のほころびや汚れが見られれば、子どもの生活する姿を想像し、時には必要な支援へと繋がることなども考えながら家事に取り組む視点が必要であり、教員が子どもの間接的支援の視点を学生に伝えることも有効である。

また、たとえ短期間であっても、学生は配属されたグループの一員として、職員と子どもと共に生活を作る存在であり、子どもたちにとっては一人のおとなのモデルであることも忘れてはならない。常に、子ども達から見られていることを意識し、身だしなみや言葉遣い、表情、挨拶など、丁寧な行動が要求

される。

しかし、養護系施設に入所している子ども達と関わる中で、学生が理解することが難しい言動を子どもが見せる場面に遭遇することがあり、学生は想定外の言動に戸惑い、時には傷つく可能性もある。そのような場合、子どもの表面的な言動に着目するのではなく、その言動の背景を考えることが必要である。子どもにとって、保護者や家庭が本来の安全基地、安心な暮らしの場になっておらず、不適切な養育を受けてきた結果がそのような姿で見えていると理解し、いわゆるおとなへの『試し行動』の一つであるその行動から、子どもの気持ちを推し計ることで学びを深めることが大切である。

2) 障がい系施設

障がい系施設での実習は障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童発達支援センター（福祉型・医療型）、障害者支援施設、指定障害者福祉サービス事業所で実習を行うことになる。各施設には知的障がい、発達障がい、身体障がい、複数の障がいが重複している子ども（利用者）が利用している。また、障がいが異なるだけではなく症状や障がいの状況が異なっていたり、それまで置かれていた環境により生活経験が異なっていたりするため、個別支援計画をもとにした個々に対応した支援が行われている。

実習の内容としては学生が子ども（利用者）と生活や活動を共にし、そこでの観察や関わりを通して障がい理解を深め、個々の特性や様子をしっかりと捉えていくことから始まる。しかし、子ども（利用者）のなかには人との関係を作ることや言葉によるコミュニケーションを苦手としていることもあり、学生にとっては子ども（利用者）とどのように関わればよいのかという戸惑いが見られる部分でもある。子ども（利用者）と関わり、関係を構築する方法は言葉によるコミュニケーションをとることがすべてではなく、同じ空間で過ごしたり、共通の物事に注目しながら微笑み合ったりするなどの非言語コミュニケーションも大切な関わりとなる。

また、施設は学生にとっては実習の場となるが、子ども（利用者）にとっては生活の場である。そのため、学生が子ども（利用者）との関わりを望む以上に、子ども（利用者）は生活の場に突然現れた学生に対して警戒心を持つ可能性があることも忘れてはならない。施設職員は個人の尊重とともに子ども（利用者）の尊厳を保ちながら生活の安定と安心を築くことに腐心している。学生に対しては実習での学びは子ども（利用者）の尊厳と生活の安定のうえで成り立っていることを理解させるとともに、生活上の態度や姿勢については職員と同様に学生もロールモデルであることを意識させる必要がある。

実習施設によってはレクリエーション活動等の支援計画（保育計画）を立案し、実施するように課題を提示されることがある。この支援計画はあくまでも活動プログラムのことであり個別支援計画とは異なるものである。もちろん内容は確認できる範囲で個々の状況を踏まえ配慮した計画を立案する必要があるが、子ども（利用者）が興味を持って取り組める内容を考え実施することになる。

2. 保育実習Ⅲ(施設実習)

(1) 保育実習Ⅲの目的

実習先の選定については、2回目の施設実習となること、実習Ⅱ（保育所）より相対的に希望者は少数となる場合が大半であるので、養成校の定員や実習依頼可能な施設数にもよるが、学生自身が選択することが望ましい。また、本来の実習内容の深まりや学生が施設保育士希望者であれば、実習Ⅰと同じ実習先あるいは、同じ種別の施設で実習することが最善である。なぜならば、異なる実習先の場合、保育実習Ⅲ開始当初の数日間は、初めての場で初めての子どもや環境での実習となるため、慣れるまで時間を要するからである。

実習Ⅰと異なる実習先で実習を行う学生においては、実習施設の社会的役割や機能の理解を十分に学習してから実習に臨ませることが必要である。さらに実習先によっては、実習指導者のもと、入所児童に関するケース記録の閲覧や個別（自立）支援計画の立案や実際の援助について学ぶことが考えられるため、施設種別ごとに利用する子ども（利用者）の理解を深めておくと同時に、個別（自立）支援計画について理解しておくことが望ましい。

保育士養成課程の教科目の教授内容等について

<科目名>

保育実習Ⅲ(実習・2単位:保育所以外の施設実習)

<目標>

1. 児童福祉施設等(保育所以外)の役割や機能について実践を通して、理解を深める。
2. 家庭と地域の生活実態にふれて、児童家庭福祉及び社会的養護に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を養う。
3. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する。
4. 保育士としての自己の課題を明確化する。

<内容>

1. 児童福祉施設等(保育所以外)の役割と機能
2. 施設における支援の実際
 - (1) 受容し、共感する態度
 - (2) 個人差や生活環境に伴う子どものニーズの把握と子ども理解
 - (3) 個別支援計画の作成と実践
 - (4) 子どもの家族への支援と対応
 - (5) 多様な専門職との連携
 - (6) 地域社会との連携
3. 保育士の多様な業務と職業倫理
4. 保育士としての自己課題の明確化

保育士養成課程の教科目の教授内容等について②

<科目名>

保育実習指導Ⅲ（演習・1単位）

<目標>

1. 保育実習の意義と目的を理解し、保育について総合的に学ぶ。
2. 実習や既習の教科の内容やその関連性を踏まえ、保育の実践力を培う。
3. 保育の観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について実践や事例を通して学ぶ。
4. 保育士の専門性と職業倫理について理解する。
5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする。

＜保育所実習の内容＞

1. 保育実習による総合的な学び
 - (1) 子どもの最善の利益を考慮した保育の具体的理解
 - (2) 子どもの保育と保護者支援
2. 保育の実践力の育成
 - (1) 子ども（利用者）の状態に応じた適切な関わり
 - (2) 保育の知識・技術を生かした保育実践
3. 計画と観察、記録、自己評価
 - (1) 保育の全体計画に基づく具体的な計画と実践
 - (2) 保育の観察、記録、自己評価に基づく保育の改善
4. 保育士の専門性と職業倫理
5. 事後指導における実習の総括と評価
 - (1) 実習の総括と自己評価
 - (2) 課題の明確化

（２）保育実習Ⅲの内容

1) 児童施設の役割と機能について

実習Ⅰで既習事項であるが、施設内の役割機能に留まらず、地域との連携や社会自立に向けた役割機能についての理解を深める。

2) 施設における支援の実際

子ども理解のためには、個別の観察や記録が重要であることを自覚し、そこから個々の状態の把握や子どもに即した援助や関わりに具体的な対応技術に繋がっていくことを感得する。子どもの心身の状態に応じた対応や活動、生活環境の整備など日常の支援計画に基づく養護の展開、施設養護からの家族再統合（家庭復帰）や里親移管、施設からの社会自立などを行うための個別（自立）支援計画に基づく活動や具体化するための援助の必要性を学修する。

また、個別（自立）支援計画の作成については、子ども自身や家族関係の情報をもとに立案・実践されていることを理解する

3) 保育士の多様な業務と職業倫理

各施設における保育士が他職種の職員間とでどのような機能・役割分担を行う施設内連携に留まらず、地域の社会資源である関係機関や関係者との連携をフォーマル・インフォーマル問わずネットワークしているか予習する必要がある。さらに、保育士の具体的な役割と、個別性が高いがゆえに、高い職業倫

理が求められることを施設別の倫理綱領などを参考に施設保育士の理解につなげる。また、記録に基づく省察や自己評価を通じて倫理観を醸成していく。

4) 保育士としての自己課題の明確化

保育実習Ⅰ(A・B)・保育実習Ⅲを通じて、保育士としての自己課題を深めていく過程が重要である。そのために実習の目的、目標、その目標を達成するための具体的方法を実習前に立て、日々の目標と実践の積み重ねのなかで、自己課題を明確化させていく必要を自覚しながら実習をすすめていく。

(3) 保育実習Ⅲの実際

1) 養護系施設

前述した理由から児童施設に限ると、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設等で実習を行うことになる。各施設に不適切な養育(マルトリートメント)による被虐待措置児童が多くを占めることから、愛着障害、発達障害、軽度の知的障害の乳幼児が、保育士を筆頭に専門職員とともに生活を営んでいる。したがって、愛着障害の子どもへの援助の難しさを体験することになる。アタッチメントや発達に関する、正確な知識と的確な対応が求められる。

具体的な援助では、言語コミュニケーションにおける障壁、非言語コミュニケーションの技術、医学・生理学的、心理学の知見に基づいた子ども理解に基づく対応を経験することが肝要である。守秘義務が厳密化して実現が困難であるが、保護者面談場面などの保護者対応、ケースカンファレンス(事例検討)の傍聴などが経験できれば理想である。

2) 障がい系施設

前述した理由から児童施設に限ると、障害系施設での実習は障害児入所施設(福祉型・医療型)、児童発達支援センター(福祉型・医療型)で実習を行うことになる。各施設には知的障がい、発達障がい、身体障がいのある子ども、あるいは複数の障がいが重複している子どもが生活・利用している。それらの障害特性を理解し、知識と技術を持って子どもと関わる必要がある。もちろん、障害特性を理解することは重要ではあるが、それまでに置かれていた環境や生活経験、施設生活の慣れ、地域に開かれた関係性の構築、障害の克服や解消といった視点に留まらない全人的成長・発達を視野においた成人期以降の社会自立の視点が求められる。

具体的な援助では、非言語コミュニケーションの技術、医学・生理学的、心理学の知見に基づいた子ども理解に基づく対応を経験することが肝要である。守秘義務が厳密化して実現が困難であるが、母子通園や保護者面談場面などの保護者対応、ケースカンファレンス(事例検討)の傍聴などが経験できれば理想である。

3. 評価票について

施設実習の評価票については、標準的なものを示すのは難しいため、以下にひな形をあげておく。

○実習評価票のひな形（案）

年度 保育実習 I（施設）評価票

実習生	学籍番号				氏 名
施設名称					施 設 長 印
					主任職員 印
					指導職員 印
実習期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (計 日)				
勤務状況	出勤 回	欠勤 回	遅刻 回	早退 回	備考
項 目	評価の内容		評価		所見 (備考)
態 度	意欲・積極性		5・4・3・2・1		
	礼儀		5・4・3・2・1		
	責任感		5・4・3・2・1		
	協調性		5・4・3・2・1		
知識・技能・技術	子ども・利用者理解		5・4・3・2・1		
	施設の理解		5・4・3・2・1		
	環境構成		5・4・3・2・1		
	職業倫理の理解		5・4・3・2・1		
	省察		5・4・3・2・1		
	保育実践		5・4・3・2・1		
	支援計画の理解		5・4・3・2・1		
	実習記録		5・4・3・2・1		
そ の 他			5・4・3・2・1		
			5・4・3・2・1		
総 合 所 見					

年度 保育実習Ⅲ (施設) 評価票

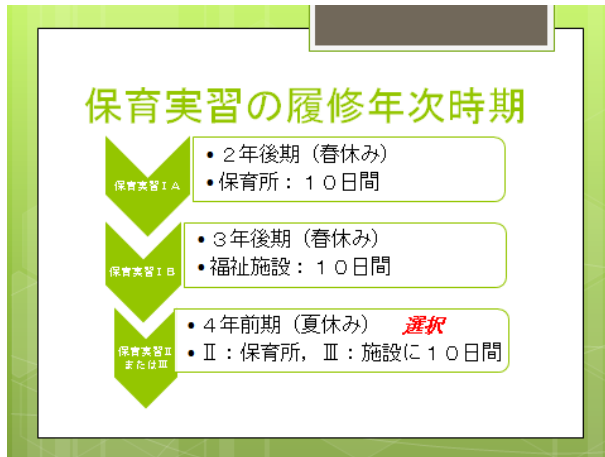
実習生	学籍番号				氏 名
施設名称					施設長 印
					主任職員 印
					指導職員 印
実習期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (計 日)				
勤務状況	出勤 回	欠勤 回	遅刻 回	早退 回	備考
項 目	評価の内容		評価		所見 (備考)
態 度	意欲・積極性		5・4・3・2・1		
	探求心		5・4・3・2・1		
	責任感		5・4・3・2・1		
	協調性		5・4・3・2・1		
知識・技能・技術	利用者理解		5・4・3・2・1		
	利用者への関わり		5・4・3・2・1		
	自己課題の明確化		5・4・3・2・1		
	職業倫理の理解		5・4・3・2・1		
	支援計画の理解		5・4・3・2・1		
	保育実践		5・4・3・2・1		
	実習記録		5・4・3・2・1		
その他			5・4・3・2・1		
			5・4・3・2・1		
総合所見					

施設実習指導の工夫①(四年制大学)

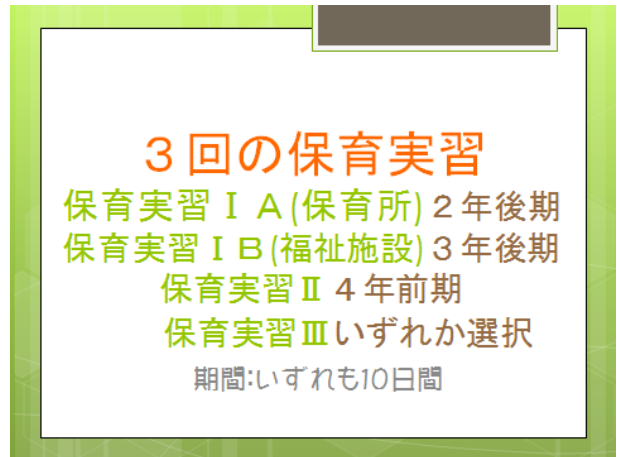
(1) 保育実習の履修について

スライド1・2に示すように、保育実習ⅠA(保育所)を2年生後期の春休み期間中、保育実習ⅠB(施設)を2年生後期の春休み期間中に実施して、その得後に保育実習Ⅱ(2度目の保育所)または保育実習Ⅲ(2度目の施設)を学生自らの選択で実施している。完成年度を終え、2期生まで経過したが、保育実習Ⅲについて県内の児童福祉施設で実習が受け入れられている。1クラス40名という小規模定員であることで、可能となっている。

<スライド1>



<スライド2>



(2) 保育実習ⅠAから保育実習ⅠBへの接続

A) 実習先の発表と事前学習課題

前期の社会的養護内容授業で、養護系と障がい系の現場施設長や実習担当者をゲストスピーカーに招き、学生に具体的なイメージをもってもらうようにする。夏休み期間は幼稚園教育実習が実施されることから、後期の保育実習実践研究ⅠBの最初の授業で、施設実習園とメンバー発表、さらに実習園ごとの事前課題を配布する。その事前学習課題発表(プレゼンテーション)に応じて、担当教員が補足説明を行っている。

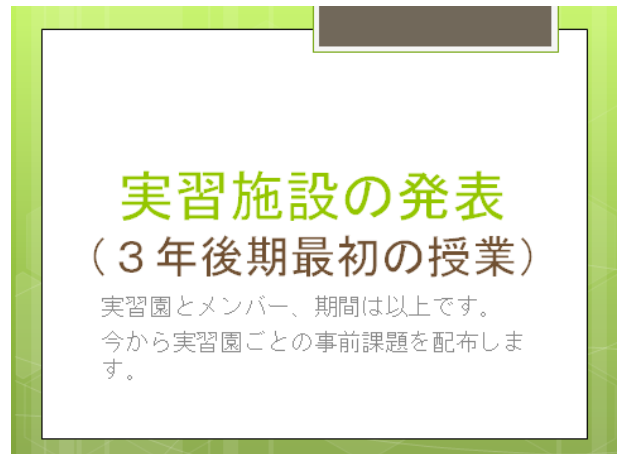
保育実習ⅠBでは、成人障がい者施設(福祉型入所施設、就労継続事業A型、就労継続事業B型等)も含まれるため、広範な事前学習課題を全員が学ぶ形態を採っている。

B) なぜ保育士志望学生が施設実習に行くのか

保育学生たちの多くは、子どもが好き、赤ちゃん可愛いと思っている学生である。つまり、成人障がい者施設に配属された学生は、不満や不安を抱いている場合はほとんどである。

発表後に前後する様であるが、コラム「なぜ施設に実習に行くの?」で紹介した保育士ならびに保育実習の歴史的変遷について披露し、専門知識として身につけてもらう。

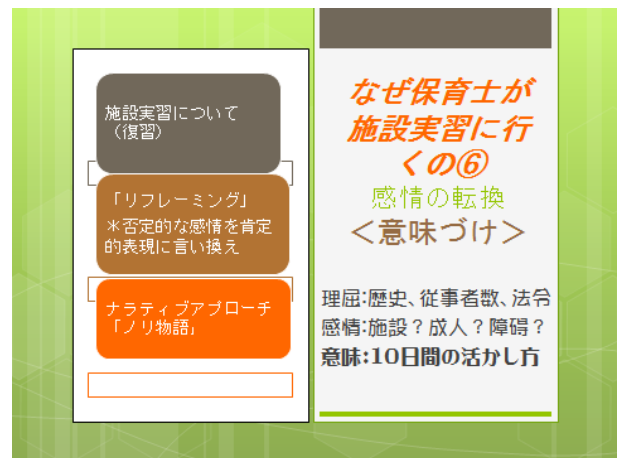
<スライド3>



それでも、腑に落ちないのが常である。次の段階として、認知行動療法の一つリフレーミングを用いて、“どうして私が成人施設に実習に行かなければならないの”という否定的な感情を、肯定的表現に変換するワークショップをダイアット（2人組）で行うようにしている。ここに1コマ割いて時間をかけることで、相当な認識の持ちなおしが行える。

さらに、「施設実習指導の工夫②」で紹介する「ノリ物語」という、自伝的なナラティブ・アプローチを学生たちに語ることを実践している。学生たちの反応が一変する瞬間を感じる数少ないワークショップである。誰しも、立派な人間観や障がい観を最初から持っているわけではない。また、大半の日本人は小さいころから日常に障がいのある子どもやおとなと接する機会を奪われて、初めて出会って緊張や無理解から偏見を持ってしまうことから、言い換えれば、先入観・先入主があって当たり前から出発するように誘っている。

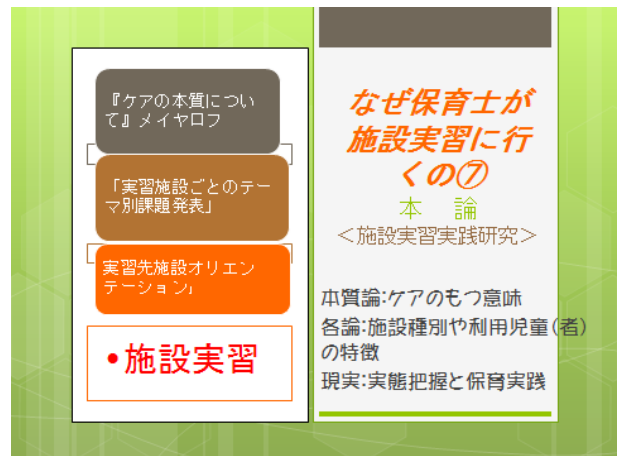
<スライド4>



(3) 保育実習IBへの展望

初めての施設実習への誘いの段階を終えると、実務的課題設定の前に、メイヤロフの『ケアの本質』を読むようにしている。ケアに関する古典で、哲学的指向が強く敬遠され批判的にみられる方もいるが、ケアがもつ本質としての人間としての意味、もっとも掴みとってほしいのはケアが相互的なもので、ケアをされる側（子ども）が一方向的に受ける恩恵や特権でも受益でもないこと。ケアする側（保育者・養育者）に権威や権力があるのではなく、ケア（保育・養育）の双方の人間形成に深く関わり、互いの成長を促していることを感得してもらうことを目的としている。

<スライド5>



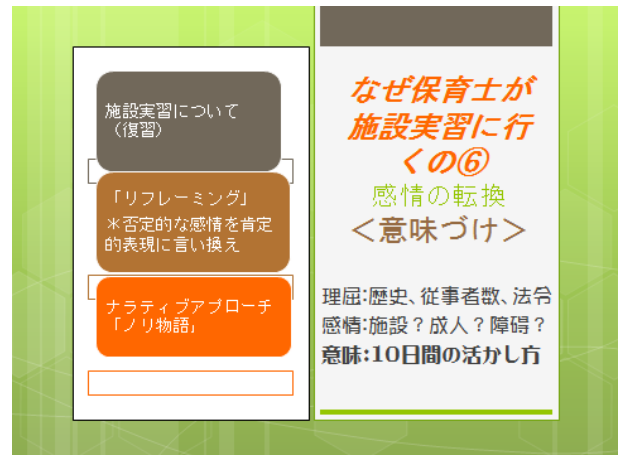
そうして、最初に与えた実習園ごとの事前学習課題、先輩学生の実習経験交流の時間を経て、実習先での事前オリエンテーションという流れで進めている。

施設実習指導の工夫②(四年制大学)

(1) 施設実習への誘い

「施設実習指導の工夫①」で施設実習への展開で紹介した<スライド4>を再掲する。保育士ならびに保育実習の歴史的変遷について説明し、保育学生に専門知識として頭に置いてもらう。

<スライド4>



つぎに、認知行動療法のリフレーミングの演習を体験して、否定的感情を和らげる。

そして、自伝的なナラティブ・アプローチ「ノリ物語」を学生たちには、“ノリ”を仮名だが実話として語っている。「事実は小説より奇なり」といわれるが、事実の持つ力が学生たちのところに響くのだと感じている。

学生たちの反応が一変する瞬間を感じる数少ないワークショップである。誰しも、立派な人間観や障がい観を最初から持っているわけではない。また、大半の日本人は小さいころから日常に障がいのある子どもやおとなと接する機会を奪われて、初めて出会って緊張や無理解から偏見を持ってしまうことから、言い換えれば、先入観・先入主があって当たり前から出発するように誘っている。

[ステージ1]

自然科学を専攻していた学生ノリが、未体験な場面に唐突に遭遇した時に、知的障がい児とそこで関わる職員(保育士・児童指導員)の存在がこころの種として蒔かれる。でも未だ、子ども自身にこころが至っていない。

[ステージ2]

自然科学への志向はそのままに大学院に進学して寮生活での統合失調症を再発した友人との出会いでノリのこころに蒔かれていた種が発芽する。

[ステージ3]

その大学祭での重症心身障がい児の存在と出会ってから手弁当ボランティア体験を半年間で、専門性を持って現場に立たなければ、養護学校教師として到底働けないと進路変更を決意して、こころの葉を茂らせる。

[ステージ4]

短期間で専門的知識・技術・経験できる1年制専攻科に進学。重度重複障がい児医学・心理・教育を学修するが、現職教員と机を並べ、学校組織でなく成人期のデイサービス(通所施設職員)という道が示される。こころの幹ができる。

[ステージ5]

辞令交付直後に先輩ではあるが同僚職員から投げかけられた言葉に、確信を得る。天職として使命感のこころの花が咲いた。

【コラム】 3つの“支援”

社会福祉の
分野別現状

市町村計画

相談の場

協議の場

高齢
介護保険
事業計画

地域包括
支援
センター

地域ケア
会議

障がい
障害福祉
計画

相談
支援
事業所

地域自
立支援
協議会

児童
子ども子育て
支援計画

家庭児童
相談所
(室)

要保護児
童対策地
域協議会

社会福祉は、福祉六法が敗戦後の混乱期に児童福祉・身体障害福祉・生活保護が、高度経済成長期に知的障害福祉・老人福祉・母子福祉と順次整備されました。分野ごとに市町村の福祉事務所で六法5課ないしは4課体制で措置制度（行政処分）で一元的に進められてきました。

その後、21世紀の人口減少・少子高齢社会に備え、2000年施行の社会福祉法以降は、介護保険を皮切りに、障害者支援法、子ども子育て支援法と、財源や利用者負担の方法に若干違いはあるものの、国民の大半が福祉サービス利用者になることを視野に、利用者制度へと改められました。

そうした、移行時期や経過の違いで、高齢分野・障がい分野・児童分野で「支援」という専門用語にニュアンスの相違が生じています。

高齢者分野では、国家資格の介護支援専門員（ケアマネージャー）等が作成した介護計画（月ごと・週単位）に基づいてサービス提供が行われ、介護保険が支給されます。現場では「介護」ニアイコール「支援」、「介護」に代わるタームとして「支援」が使われています。

障がい者分野では、都道府県が実施する障害ケアマネージャー認定資格者等が作成する支援計画（月ごと・週単位）に基づいてサービス提供が行われ、支援費が支給されます。現場では、自立支援の立場を尊重し「援助」のタームは死語化し、「支援」が一般に使われています。ただ、障がい児分野は、措置制度が基本ですので、自立支援計画書に基づいた「支援」が行われています。日常のタームとして「支援」が主に使われていますが、「療育」や「援助」が使われる場合もあります。

児童分野では、承知のとおり、子ども子育て支援法に基づいて、年齢と利用内容に児童が三区区分され、保育所と認定こども園が保育施設兼教育施設、幼稚園が文部科学省の従来型教育施設となりました。障がい児分野は前述のとおりです。養護系施設も措置による行政責任で運営されていることから、乳児院も含め、児童の自立支援計画書が入所時点で作成され、家庭復帰（家族再統合）か、里親委託か、他施設移行か、当該施設からの社会自立か、計画から「支援」のタームが使われる一方で「援助」と併用されています。

子ども・子育て支援新制度が2015年から施行され、日本の保育制度に大きな変更がもたらされた。ここで取り上げる小規模保育事業もその一つである。保護者のさまざまな保育ニーズに対応していくために制度化された。これまで、保育実習における実習施設としてはいわゆる認可保育所しか認められていなかったが、保育実習実施基準等が改正され、小規模保育事業での実習が認められることになった。

小規模保育事業はA型、B型、C型があるが、これらのうち、A型とB型での保育所実習が認められる。A型もB型も保育定員は6名から19名以下とされ、A型の職員はすべて保育士、B型の職員は1/2以上が保育士でなくてはならない。3歳未満児のみの保育となっているのも大きな特徴であり、これまでの保育所とはまた違う形で、小規模ならではの保育を実施していることが考えられる。そのため、実習生は、この保育の特徴を意識した実習準備を行うことが求められる。

【コラム】なぜ施設に実習に行くの？（保姆～保母～保育士の歴史）

保育士養成の歴史は、福祉系の国家資格で最も古く、最も整備が立ち遅れている専門職です。そして、指定保育士養成施設を所定の単位取得と実習を終え卒業と同時に附与される唯一の国家資格です。2014年には、有資格者は介護福祉士に次いで、120万人を超えています。ところが、保育所と社会福祉施設勤務の保育士数約44万人で、潜在保育士の数については77万人以上と考えられます。

なぜ保育士が施設実習に行くの（1）

保育士(保姆)の歴史 ＜保育所と施設で従事＞

保育所:ふたば貧民幼稚園(1890年)
新潟静修学園付設保育所(1900年)
養護施設:日田県養育館(1868年)
浦上養育院(1873年)
孤児教育会(1887年)⇒岡山孤児院

歴史的には明治維新前後に遡りますが、保育士が保姆といわれた時代から、保育所保育士より施設保育士の方が古くから従事していました。養護施設自身が必要に迫られ、指定保育士養成施設の設立認可を受けて保姆養成に当たってきました。古い養成施設は100年を超える歴史を持っています。

なぜ保育士が施設実習に行くの（2）

保育士の従事者数＜保育所と施設で従事＞

保育所：354,545人（95.6%） ※常勤換算 2015年10月1日現在

児童施設：16,193人（4.4%）

保育所：306,253人（95.1%） ※常勤換算 2005年10月1日現在

児童施設：15,920人（4.9%）

昔から保育士勤務者総数に施設保育士が占める割合が5%と言われてきました。この10年ほどで、保育所待機児童が社会問題化し、保育所保育士数が増加したため、4%近くに減少しています。しかし、施設保育士の数が充足されているわけではなく、慢性的な保育士不足が保育所以上に深刻な事態です。

なぜ保育士が施設実習に行くの(3)

保育実習の法令(1) <1952年:昭和27年>

実習種別	履修方法			実習施設
	単位数	所要時間数	概ねの実習日数	
保育実習Ⅰ(甲類)	4	180	20	児童福祉施設(入所)
保育実習Ⅱ(乙類)	2	90	10	保育所
保育実習Ⅱ(丙類)	2	90	10	児童福祉施設(通所含む)

保育実習Ⅰ:児童施設(入所)
保育実習Ⅱ:保育所
保育実習Ⅲ:児童施設(入所・通所含む)

保母養成課程の保育実習＝<施設実習が主体・宿泊前提>

そもそも、なぜ、施設に保育実習に行くのか。その疑問は学生以前に、養成校教員自身理解されていないように思います。1952(昭和27年)の通達では、保育実習Ⅰ(甲類)児童福祉施設(入所)と示されているように、戦後の混乱期で保育所そのものの数が少なく、需要はもっぱら児童福祉施設でした。したがって、児童福祉施設での宿泊を前提とした実習が当たり前でした。生活施設ですから、寝食を共にしなければ子どもの保育や養護について学ぶことにならないわけです。

保育実習Ⅱ(乙類)で、保育所の実習が位置づけられていました。

なぜ保育士が施設実習に行くの(4)

保育実習の法令(2) <1970年:昭和45年>

実習種別	履修方法			実習施設
	単位数	所要時間数	概ねの実習日数	
保育実習Ⅰ(A)	5	180	20	保育所と児童福祉施設(入所)
保育実習Ⅱ(B)	2	90	10	保育所
保育実習Ⅱ(C)	2	90	10	児童福祉施設(通所)

保育実習Ⅰ:児童福祉施設
保育実習Ⅱ:保育所
保育実習Ⅲ:児童施設(通所)

保育実習について、歴史的な変換点は1970(昭和45)年です。高度経済成長期にあたり、女性の社会参加が求められました。保育実習Ⅰ実習先に、従来までの「児童施設」が「児童福祉施設」とされ、表中には、実習施設「保育所と児童福祉施設(入所)」と表記されたので、保育実習ⅠA=保育所とする養成校が増えました。また、保育実習Ⅱ=保育所、保育実習Ⅲ=児童施設(通所)とされました。当時の障害児通園施設や成人通所施設が皆無と言っていい状況からニア・イコール「児童館」となった次第です。

なぜ保育士が施設実習に行くの(4)

保育実習の法令(2) <2001年:平成13年>

保育実習Ⅰ:児童福祉施設・
成人施設(入所・通所)
保育実習Ⅱ:保育所
保育実習Ⅲ:児童施設(入所・
通所)

実習 種別	履修方法			実習施 設
	単 位数	所要時 間数	概ね の実 習日 数	
保育 実習 Ⅰ(A)	4	--	20	保育所 と児童 福祉施 設(成 人施設 可)
保育 実習 Ⅱ(B)	2	--	10	保育所
保育 実習 Ⅲ(C)	2	--	10	児童福 祉施設 (通所 含む)

さらに、平成に入って保育士養成施設が増加したため、実習園の不足が取りざたされ、成人施設での実習が可能となりました。

現在は全国で570校を超える保育士養成施設(校)が林立しています。社会福祉専門職国家資格のなかで、国家試験合格を必須とせず資格取得可能なのは保育士のみとなっています。

保育所の待機児童解消と施設保育士の絶対的不足の状況が打破されるまでは、低賃金・重労働で離職者、就職回避者増加の一途で潜在保育士が実働保育士を上回る中、保育士の専門性や社会的地位の向上以前に、保育士有資格者を増やすという矛盾した混迷状況が続けられています。

背景には、明治期以来、保姆養成～保母養成～保母・保父養成～保育士養成の140年の歴史のなかで、子どもの保育・養育は女性の仕事という、女性(ジェンダー)差別や子ども(ジェネレーション)差別が潜在意識として持ちつづけられてきたのではないのでしょうか。

VI 実習記録について

子どもは、日々の施設や保育所等での生活の中で様々な活動を生み出し、多様な経験をしている。保育士が日々の保育を振り返るうえで、日々の様子を記録すること自体が子ども理解に繋がり、保育を読み解くことにもなる。すなわち、記録は、実践そのものを客観化・相対化する第一歩であり、子どもの活動や経験、自らの保育などについて記録することを通して、保育中には気づかなかったこと、無意識で行っていたことに保育士は改めて気づくのである。

記録を通して振り返り（省察）する際は、まず子どもと保育士の二者への視点で保育を捉えることが求められる。「子どもに視点をあてる」とは、一日の保育やある期間の保育が終わったときに、その間の子ども一人一人の様子を振り返り、施設や保育所での生活と遊びの様子を思い返してみることである。また、「保育士に視点をあてる」とは、一日の保育やある期間の保育について、自分の保育実践が適切に行えたかどうかを振り返ってみることである。例えば、その期間に設定したねらいや内容が適切であったか、さらには環境構成の見通しと援助が適切であったかなどを改めて見直すことである。

このような保育の振り返り（省察）により、一日、一週間、一ヶ月などある期間の子どもの生活や遊びの実態を捉え直し、子どもの言動の背後にある思いや成長の姿を読み取り、それらについて言語化していくことは保育士の専門性を裏づける大切な力量であるため、養成課程における実習指導でその素地を培っていく必要がある。

そこで、保育実習指導における記録の指導に関しては、まず基礎的理解を図ることに主眼を置き、そのうえで実習における記録（実習日誌）の書き方等について明示することとする。

1. 保育における記録の意義

（1）保育所保育指針における記録の位置づけ

ここでは、そもそも「保育および保育実習ではなぜ記録が必要なのか」ということについて、まずは保育所保育指針および保育士養成カリキュラムなどによる制度上の位置づけを確認し、加えて「保育の過程」の観点から記録の意義について理解を図る指導を行う。そのためには、まず『保育所保育指針』において、記録の意義や重要性がどのように位置づけられているか確認し、解説的に指導する。

保育所保育指針

第1章 総則

3 保育の計画及び評価

（4）保育内容等の評価

ア 保育士等の自己評価

（ア） 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

（イ） 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意する

こと。

- (ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

(2) 保育士養成カリキュラムにおける記録の位置づけ

続いて、『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』において、実習の記録がどのように位置づけられているかを確認し、解説的に指導する。

指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について

(別紙2) 保育実習実施基準

第2 履修の方法 備考3

- 5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画には、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等が明らかにされなければならないものとする。

第3 実習施設の選定等

- 5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。

(3) 保育の過程（プロセス）と記録

指導計画を作成するという事は、明日の保育を考える、あるいは未来の保育を予想する、すなわち、子どもの生活を見通して保育をデザインしていくことである。

保育実践は子どもの生活実態を理解することから始まる。そして、その生活を見通して作成した（デザインされた）指導計画を基に、保育を柔軟に実践していく。その保育実践を点検、評価、見直し、改善していくという一連の全体を「保育の過程（プロセス）」と呼んでいる。

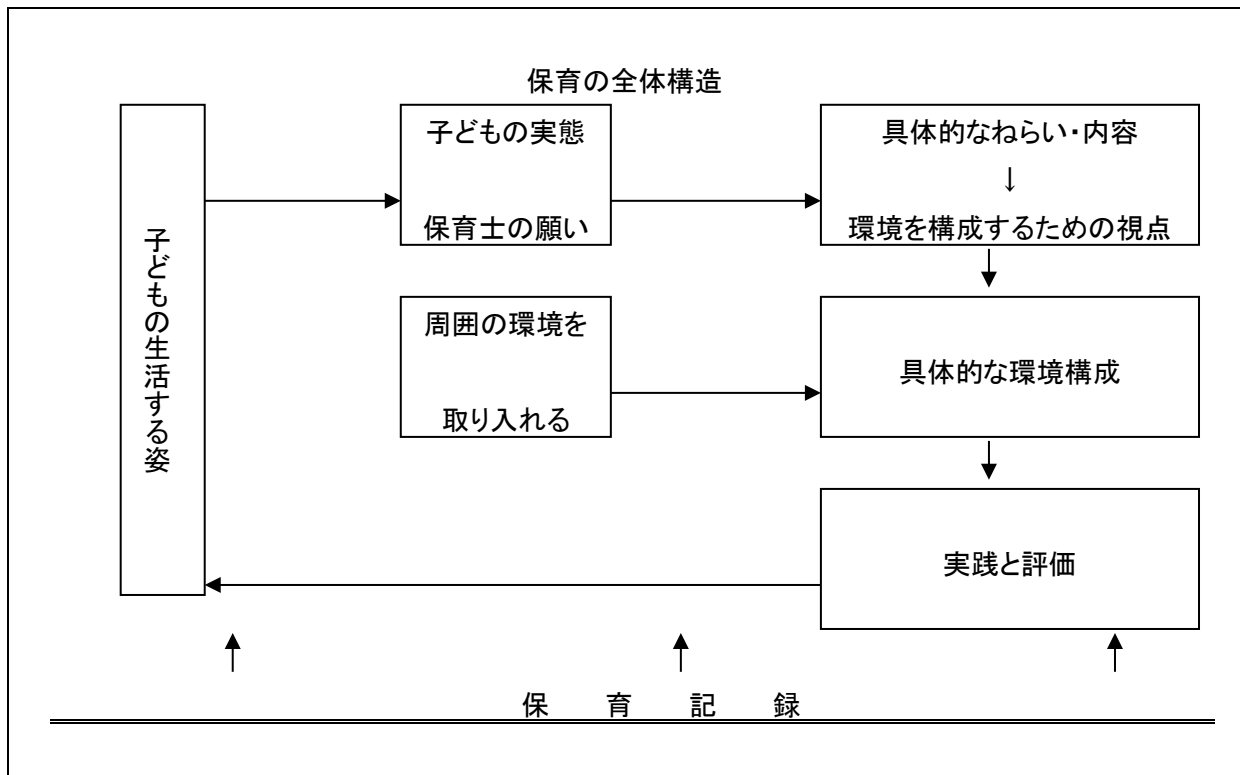
この「保育の過程」は、一度展開したら終わりというものではない。保育の改善とは、子どもについて多様な観点からその理解を深めることであり、それはそれまでの指導計画を見直し、次の期間の指導計画に生かしていくことにもつながる。こうして日々展開されていく保育の営みが、つながりをもちながら積み重ねられていくことが重要である。

また、保育は、子どもと環境との相互の多様な関わりが連続していく過程であるため、保育の計画は発達や生活の連続性に配慮したものであることが求められる。

全体の計画（カリキュラム）とこれに基づく指導計画を作成するという事は、それまでの保育実践を振り返り、記録等を通して保育を評価し見直すという改善のための組織的な取り組みの一過程でもある。

子どもの姿を捉えながら自らの保育を振り返り（省察）し続けることが、保育の改善につながってい

く。すなわち、計画（Plan）、実践（Do）、点検評価（Check）、改善（Action）という一連の過程が連鎖して保育が行われることにより、保育の質の向上が図られていく（Spiral up）。そして、それらを支えるのは「記録」なのである。



保育では、計画（Plan）、実践（Do）、点検評価（Check）、改善（Action）という一連の過程が連鎖する好循環（Spiral up）が企図された連続的実践が図られる。ここでは、それらを支えるのは記録であり、子どもの姿を捉えながら自らの保育を省察し続けることが、保育の質の向上につながっていくということを指導する。

2. 保育における記録の目的

（1）記録の意味

ここでは、保育ではなぜ記録をするのかという問いに答えるような指導を行う。

端的に言えば、子どもによりよい保育を提供するためであり、保育士の意識と技術を高めるためでもあるが、その意味するところについて掘り下げた指導をする。

保育における記録には、上記の他におおよそ次のような意味が考えられる。

- ① 保育士間の情報伝達を確かなものとするため。
- ② 子どもや家族と保育士のコミュニケーションを深めるため。
- ③ 保育士の研修に役立てるため。
- ④ 内容を正確に残し、適当な保育がなされている証とするため。

(2) 記録を通して培われていく力

ここでは、記録を書く（書き続ける）ことでどういう力がついていくのか、そしてそれらは保育の実践力とどのように結びつくのかということについて指導する。

保育の記録を積み重ねることにより、保育士には次のような力が培われていく。

- ① 情報記銘力
- ② 情報収集能力、感知能力
- ③ 判断能力
- ④ 情報の表現能力（情報伝達能力）
- ⑤ 記録確認能力

3. 記録の技法

(1) 記録の基本

ここでは、記録は何をどのように書くべきかについて、基本的事項を指導する。

まずは、記録で発生しがちな問題を具体的に紹介し、記録（書き方）の原則や保育における記録の心得などを概説し、記録の修正・訂正の方法についても説明する。

1) 記録で発生しがちな問題

- ① 他者が見て、事実や経過を理解できるように書かれていない。
- ② 子どもに対する対応や処置が正確性を欠く。
- ③ 内容に継続性がなく、断片的に記載されている。
- ④ 記録ではなく、メモ書きになっている。

2) 記録（書き方）の原則

- ① 「事実の記録」と「解釈の記録」を分ける。
(客観的視点に基づく記述と、主観的視点による記述の分離)
- ② 「会話・行動」と「保育士の印象」を分ける。
(・・・からか、・・・ようである。→・・・である。・・・ようである。)
- ③ 計画における評価の観点と照らし合わせてみる
(子ども評価、プログラム評価)
- ④ 連続性・・・結果のみでなく、文脈を考える
(意欲、プロセス、期待・見通し)
- ⑤ 自分への宿題を課す・・・〈改善〉
(振り返り(省察)と、学びの継続)

3) 保育における記録の心得

- ① 記録は、誰が読んでもわかりやすいよう、具体的かつ簡潔にまとまりよく書くこと。
- ② 子どもの様子の変化を記録したときは、その後の対応も忘れずに記録すること。
- ③ 記録は、いつの出来事かはっきりとわかるように、その都度、日付と時刻を忘れずに書き、時

間の経過がわかるようにすること。

- ④ 記録は、関わりや対応などの根拠を明確にするため、誰が言ったのか明らかになる（情報の発生源がわかる）ようになる書き方をすること。
- ⑤ 自己流の言葉を作ったり、具体性を欠いた抽象的な言葉は使ったりしないこと。
- ⑥ 難解な語句やわかりにくい専門用語は、なるべく用いないようにすること。
- ⑦ 俗語や流行語、省略語等を使わない（但し逐語記録では発言者の言葉をそのまま使用する）。
- ⑧ ひとくくりで形容する言葉を多用しないこと。

◇いろいろ、多様、様々

例) 今日は、様々な遊びが見られた。

↓ 「様々」って何? 具体的に書くこと

今日は、「A」や「B」で遊ぶ姿や、「C」や「D」などの遊びが見られた。

- ⑨ 誰が書いた記録なのかを明らかにするため、記録者は記録ごとに署名または押印すること。
- ⑩ 記録が書き終わったら必ず読み返し、内容を再度確認（チェック）すること。

4) 記録の修正・訂正

● 手書きの場合

- ① 記録を書き換えるなどの行為は原則として禁止（記録の改ざんになる場合あり）。
- ② 記録された内容を書き換える必要がある場合は、追記として別途記載する。
- ③ 原則的には、ボールペンなどの消すことができない筆記用具で記載することが求められる。
- ④ 記録の途中で修正が必要になった場合は訂正印を押し、どのように修正されたかが明確になるようにする（修正液・修正テープなどは使わない）。

訂正の例 夕食後 △年△月△日

18:35 ~~夕食後~~に食堂で〇〇ちゃんから「お昼頃からなんかお腹が痛い」と訴えがあった。
二重線を引き、訂正印を押し。

● PC 等による作成の場合

- ① 手書きの場合同様、記録を書き換えるなどの行為は原則として禁止。
- ② 手書きの場合同様、記録された内容を書き換える必要がある場合は、追記として別途記載する。
- ③ 一度提出した記録を、手書きで修正する方法は手書きの場合④に準ずる。PC 等で修正する場合は、修正箇所がわかるよう色や書体を変えて再印刷する。
- ④ 再印刷した場合、基の記録はシュレッダー等で適正に破棄する。もしくは、再印刷した記録と共に保管する。

(2) 記録の文体

ここでは、実際に記録を書くにあたって、叙述体・逐語体・要約体・説明体などの文体について解説する。

1) 叙述体

- ① 叙述体とは、時間の経過に沿って、起こった出来事・事実だけを（記録者の説明や解釈を加えずに）記述する文体である。
- ② 記述の詳細度の程度によって、保育士や子どもの相互作用を詳細に記述できる。叙述体と、要点を絞って全体を短縮して記述する圧縮叙述体に分けられる。

2) 逐語体

- ① 逐語体は、叙述体の最も原型的なスタイルである。
- ② 保育士や子どもの発言をありのままに記述する文体である。
- ③ 面接などでのワーカーとクライアントとのやりとりを、逐語体だけで記録したものを「逐語記録」という。
- ④ 通常、保育士と子どもの相互作用は言葉による会話だけでは把握しきれないことから、逐語体だけが用いられることは多くはない。
- ⑤ 逐語体は、専門職の教育訓練に用いられる場合を除き、叙述体のなかに、カギかっこ付きで組み込まれて用いられることが多い。

3) 要約体

- ① 要約体は、事実やその解釈・見解の要点を整理して記述する文体である。
- ② 記録が冗長になるのを避けるために用いられる。
- ③ 圧縮叙述体と要約体は同じようにみえるが、要約体は単に文章を短くしただけでなく、「問題のポイントが明記されたもの」でなければならない。

4) 説明体

- ① 説明体とは、客観的事実や子どもの発言に対する保育士の解釈や見解を説明するための文体である。
- ② あらかじめ主観的情報と客観的情報が項目分けされていない場合、明確に区別して記述することが重要である。
- ③ なぜそのような解釈をしたのか、その根拠を示して書くことによって、書き手の独断やうがった解釈になっていないか、読み手によるチェックが可能になる。

(3) 記録における《事実》の書き方について

保育における記録では、保育士の主観を織りまぜながら記録をする方法もあるが、ここでは、客観的事実に基づく記録が求められる状況（観察記録、事故の場面、病変時の場面、医療的対応など）に焦点を当てて、記録における《事実》の書き方について詳細な具体例をまじえながら指導を行う。

保育では、色々な場面や子どもの状態の変化など、実際の諸事象について冷静かつ客観的な視点で《事実》を正確に書く記録を求められる。

1) 《事実》の記録の基本的な手順

- ① だれが・・・・・・子ども、保育士など
- ② いつ・・・・・・時刻
- ③ どこで・・・・・・場所
- ④ どうしたか・・・・「子どもと環境とのかかわりの中での変化の過程」
「子どもの言葉、保育士の言葉、そのやりとり」
「保育士が子どもの観察を行った結果」 など

※書き方によっては、単なる「決めつけ」や「推測」「主観」と受け取られてしまうことがある。

※〈事実〉のみを正確かつ客観的に記録することが大切（理由の考察、解釈は不要）。

2) 推測や主観を併せて記録できる場合

- ① 《事実》の記録は、状況などを客観的に記録することが原則である。
 - ② ただし、客観的な記録をもとに保育士が推察を加えることで、より状況がわかりやすくなる場合などは、推測や主観的な表現についても併せて用いたほうがよい場合がある。
- ※「本人は」や、「本人が」、「本人から」といういわゆる主語は、特定できる場合（たとえば子どもの氏名が記載されている個人記録など）は、省略することができる。
- ※事故やトラブル、急変時の対応・処置の記録は、推測や主観的な表現は用いない。

3) 結果から原因を推察する場合

以下の例は、結果を見て原因を推察するものである。

「午睡後にA児が『右の足が痛い』と訴えた。見てみると、爪が割れていたが、それが原因で痛みがあると思われる。」・・・客観的事実と主観（推察）を一文中で続けて記載している。

4) 結果から状態を推察する場合

以下の例は、結果を見て打撲の程度を推察するものである。

「園庭で『アーツ』と大声が聞こえた。見ると、B児が、右手は鉄棒を握った状態で、地面に膝から崩れるような格好になっていた。」・・・客観的事実

「鉄棒から滑り落ちたようだが、右手は鉄棒を握っていたため、それほど打撲はしていないと思われる。」・・・主観（推察）

5) 実習先施設で用いられる用語・略語

①保育所実習

用語	意味
未満児	3歳未満児を指して用いられる。
乳児	3歳未満児を指すことや0歳児クラスの子どもの指す場合がある。
子どもの姿	子どもの表面上の言動だけでなく、子どもの内面もとらえる必要がある。
子どもの活動	ねらいや内容と関連し、子どもが自ら活動に参加し、展開していく様子を指す。
環境の構成	保育室や外遊び、遊戯室などでの子どもの遊びが行われる場を、具体的なねらいや経験する内容を含ませ、子ども達の自主的にかかわり成長に必要な体験をしていけることを考えながら物理的・心理的な状況をつくり出すこと。 ¹⁾
環境整備	子ども達が主体的に環境にかかわって、成長や発達に必要な生活経験を行えるように環境を整えること。 ²⁾
特別な支援を必要とする子ども	軽度発達障害、広汎性発達障害、外国語を母国語とする外国人の子どもなどを指す場合が多い。

1)後藤節美「環境の構成」森上史郎・柏女霊峰・編著『保育用語辞典〔第8版〕』, p. 104, (株)ミネルヴァ書房, 2015

2)赤坂榮「環境整備」森上史郎・柏女霊峰・編著『保育用語辞典〔第8版〕』,p.150, (株)ミネルヴァ書房, p. 104, 2015

②施設実習

用 語	略 語
血圧 (blood pressure)	BP
脈拍数 (pulse rate)	PR
体温 (body temperature)	BT
職員が子どもの居室へ行くこと	訪室 (例) ナースコールがあり訪室すると、
車椅子に乗り自力で操作し移動していること	車いすで自操中 (例) 夕食後、食堂内を車椅子で自操中に、
トイレでの排泄介助	トイレ介助 (例) トイレ介助をするために居室へ行くこと、
ポータブルトイレでの排泄	ポータブル
着衣を脱がせる解除	着衣介助

6) 時刻の表記法

① 24 時間表記

- ・時刻の表記は、原則として24時間表記である。
- ・時と分は「:(コロン)」で分けて表す。

「0:00~23:59」

② 記録時は時刻を明示する。

- ・状態の変化や子どもからの訴え、処置や対応をしたとき、血圧・体温等を記録する場合は、そのつど時刻を明示する。

(例) 7:00 BP 129/69、PR 70、BT 35.6

4. 実習日誌について

実習日誌の書き方に関しては、各養成校あるいは県内共通の手引き等をふまえて指導されるものである。本ガイドラインにおいては、様式や書き方などを具体的に示すにあたり、【宮城県保育士養成校連絡協議会】で使用している実習日誌の書式を基にしている。書き方についても【宮城県保育士養成校連絡協議会】発行の「保育実習の手引き」において示されているが、本ガイドラインではその手引きを踏まえながら、実習日誌の書き方について、さらに必要と思われる事項を加えて示すこととする。

(1) 実習日誌の目的

ここでは、保育実習における日誌とは何か、また実習日誌はなぜ書くのか、実習日誌はいつどこで書くのか、実習日誌には何を書くのかなど、実習日誌の目的について解説的に指導を行う。

実習日誌は、実習において体験、実践した自身の学びの記録であり、日々の実習活動を記録すること(すなわち言語化すること)で確認し、学びを効果的に発展・深化させるためのものである。

実習では、自ら保育を言語化する過程で振り返り、点検・評価しながら次の課題や計画を明確にしていくが、実習日誌への記録を通してこれらの過程を体得し、保育士の専門性の素地が培われていく。

◇記述の原則 - 客観と主観の分離

実習日誌などでは、〈あるがままの姿〉（客観的な事実）が不明瞭で、記録者の単なる「決めつけ」や、「推測」、「主観」にすぎない場合がある。

特に、事故やトラブルまたは急変時の対応・処理等の場面では、〈あるがままの姿〉（客観的な事実）がしっかりと記録されていれば、事後に検討する際にも有用な資料になる。

これにより、他者（主に指導者）が見て事実や経過が明瞭にわかるようになり、記録（実習日誌）を通しての検証やスーパーバイズがしやすくなる。

また、こうした記述を繰り返すことによって、事象を捉える視点や洞察力が培われるようになり、あわせて省察を深めていけるようになるため、保育の実践家として必要な力量が形成されていく。

したがって、保育実習における記録（実習日誌の《主な活動の記録》など）においては、原則的に、客観的視点に基づく記述と主観的視点による記述を分離して書くことを求めることとする。

（２）実習日誌の書き方

ここでは、実際の実習日誌の書き方について、具体的な例示などにより、詳細な指導を行う。

まずは、記述の原則や主な留意点を解説し、実習日誌の実際について項目別に書き方を例示しながら、逐一的に指導する。

また、各実習段階での書き方を例示するとともに、実習日誌への指導事項（指導者からの指摘・助言等）に関すること、実習日誌の管理・提出方法などについても細かく指導を行う。

以下、実習日誌の書き方について説明するが、これらはあくまで一般的な指標であり、実習日誌の具体的な記載の方法は、実習施設の指導方針によって多様である。学生に対しては、実習においては各施設の指導に従うという基本を、確認しておくことが必要である。

1) 主な留意点

- ① インクまたはボールペンを用いて、楷書体で書く。
- ② それぞれの決められた欄に収まるように、要点をとらえて書く。
- ③ 決められた時間内に書き終えるよう努め、必ず定められた時刻に提出する。
- ④ 個人的主観的決めつけとならないよう、客観的、具体的、数量的に記録するよう努める。
- ⑤ 対象児等の固有名詞（名前）の記載の仕方は、実習施設の指導者に従う（イニシャルを使用する、ファーストネームのみを使用する、愛称を使用する など）。
- ⑥ 疑問点を書く際は、まず自分で考え、その上で不明な点について指導や助言を求める。

2) 実習日誌の項目別書き方

i. 実習施設（園）および実習の概略

① 実習施設（園）の概要

オリエンテーション等で確認し、実習初日または実習開始後の早い時期までに記入する。

② 実習の経過、実習期間中の行事予定

あらかじめスケジュールが確定している場合には、初めに全日程を記入しておいてもよいが、

未確定の場合や実習開始後に変更になる場合もあるので、実際の実習時刻や実習内容を記入するために、毎日の実習終了後に記載する。

③ 実習施設（園）のオリエンテーション（諸注意・心構えなど）

打ち合わせ時などに説明を受けた内容について、要領よくまとめて記入する。

④ 実習にあたっての目標と抱負

必ず、実習開始前までに記入しておく。

⑤ 日課、デイリープログラム、一日の保育の流れ（毎日決まっている活動）

保育所・施設で決まっている毎日のおおよその活動スケジュールを記入する。

保育所実習については、3歳未満児と3歳以上児の日課をそれぞれ記入する。

施設実習については、棟によって日課が異なる場合には、欄を区切って別々に記入する。

何通りかある場合は、それらをすべて記入する（用紙を適宜付け足して貼る）。

※留意事項

- ・ここまでの欄は、事前の訪問時に受けたオリエンテーションの内容をもとに記載すること。
- ・必要事項については、オリエンテーション等で各自から質問すること。
- ・「沿革」の覧には、実習施設からいただいた情報を基に記載すること（パンフレットや要覧等に、設立から現在までの移り変わりなどが系列的に示されている場合がある）。

ii. 日々の記録

実習内容を一日毎に詳細に記録する欄で、実習日誌の中心となる部分である。記載する主な内容を次に挙げ、項目ごとの具体的内容について、以下に続ける。

- ・一日の保育の流れの中からの印象に残った場面の記録
- ・その日の中心となる活動場面の記録
- ・実習生が参加、あるいは担当した保育の記録
- ・担当の保育士等からの講義やアドバイス
- ・実習中に参加した行事や会議等の記録
- ・子どもについて気づいたこと（心身の発達、対人関係、気質や興味関心の個人差など）
- ・保育士の役割や専門的技術について気づいたこと（環境構成や援助のあり方など）
- ・自らの実習課題についての反省
- ・実習活動を通して気づいた（当初は予期していなかった）自らの課題

① 本日の実習目標

実習目標は、その日に焦点化する自らの課題や具体的な目標を決めて、その日の活動が始まる前に設定して書く。

- ・焦点を絞り、一日で達成可能なものを設定する。
- ・実習全体の目標や、それまでの振り返りからの展望、前日の反省、その後の実習活動計画などとの関連性や系統性を意識して設定する。

② 一日の展開についての記録

一日の保育及び実習の内容を記録することが目的である。欄内に収まるように簡潔に記入する。
「子どもの活動」

- ・実習開始時刻から終了時刻まで、配属されたクラスの子どもの活動を時間経過に沿って記載する。

- ・この欄は、子どもを主語として書くべきところである。

「保育士の援助・配慮」

- ・保育士の関わりや言葉かけ、環境構成等を具体的に記載する。
- ・この欄は、保育士を主語として書くべきところである。

「実習生の動き」

- ・一日の時間経過に沿って、各自の実習内容・活動等を記載する。
- ・「子どもの活動」と時間を一致させ、対応がとれるようにする。
- ・この欄は、実習生自身を主語として書くべきところである。

③感想・反省・考察

- ・一日の実習を省察するにあたっては、まず、その日に設定した目標から振り返る必要がある。また、目標達成の程度や状況について自己点検・評価をすることも欠かせない。そこで、本日の実習目標の達成状況、一日全体の振り返りと明日への展望等について、整理して一日の実習のまとめをしっかりと行う。
- ・そのうえで、明日以降の実習を見通し、次の日の実習目標を設定する。
- ・一見すると、日々同じことの繰り返しのようにも、生活の中で、その時の支援の背景や意味をくみ取って記録する。

④印象に残った出来事・その他

- ・上記の「感想・反省」に、印象に残った出来事のエピソードを含めて記述する方法もある。まず、子どもの行動や言葉、保育士の関わり、子どもと保育士のやりとり、実習生の動きや子どもとのやりとりなどの場面を、詳細にかつ客観的に記録する。そのうえで、それに対する自身の思いや考えなどを記載する。
- ・その他に、一日の実習で気づいた点、印象に残った点、学んだこと、疑問点、担当保育士等からの助言・指導などについて、小見出しをつけて記録する。
- ・特に実習活動の中で、反省会などを通じて担当の保育士等から受けた指導の言葉や助言はとても貴重な宝物（保育士を志す者としての財産）であるので、丁寧にまとめておく。
- ・さらに、実習中に参加した行事や様々な会議は、貴重な機会で得るものが大きいため、確実に記録する。
- ・施設長や主任保育士等から講義を受けた場合は、その内容の概要を記入する。

⑤施設実習（保育実習Ⅰ・Ⅲ）の記録上の傾向と留意点

- ・施設の種別によって、活動の相違が実習記録の粗密に反映される傾向が生じる。具体的には、乳児院は、時系列に沿って、活動—環境構成—保育士（職員）の動きが細やかに記載されることが期待されるため、密度の濃い記載となる。
- ・他方、成人障がい者入所施設は、一日の活動の変化が比較的少なくなり、多様な活動の展開が緩やかであるため、記録自体が素朴な記載となる。
- ・こうした、施設種別の多様性があるため、日々の課題・目標に対する実践-考察-反省-疑問に関して、従来の自由記載方法が一般的であるが、エピソード記述を用いる保育士養成校もある。グッドプラクティスで例示していたので、参考にしてもらいたい。

iii. 実習全期間を通しての感想と反省、保育実習を終えて（反省・感想）

- ・実習全期間を通して、「自分は何に気づき、どう考えたのか」（自己覚知）などを記入し、「今後、

保育士としてどのように子どもと関わっていけばよいか」(今後の課題と将来の展望)などを明確にしておく。

- ・最初に書いた目標・抱負と対応づけながら、実習全体の振り返りを書く。
- ・最後に、指導して下さった保育士の方々への感謝の言葉を添える。

3) 実習日誌の提出について

- ①実習日誌は、前日の分を翌朝に担当者または所定のところに提出する。ただし、実習施設から別の提出方法を指示された場合にはそれに従う。提出のタイミングなどについては、あらかじめ指導者に確認する。
- ②平日に実習が終了する場合は、実習終了後に記入し、できるだけ間を置かずに提出する。
- ③全実習期間を通しての反省等について、土曜日で実習が終了する場合は、最終日の前日までにおよその下書きをまとめて用意し、できれば実習最終日に記入して提出してくるようにする。
- ④実習終了後には、実習施設の担当者（主任等）または施設長の認印を受け、速やかに所定の提出先に提出する。

○実習日誌のひな形（案）

（保育所用ひな形1）

月 日 曜日 天候		指導者印	
歳児 組		出席 名 (男 名/女 名)	
		欠席 名 (男 名/女 名)	
保育のねらい			
本日の実習目標			
時刻	子どもの活動	保育士の援助・環境構成	実習生の動き

エピソード記録を段階的に記入するための施設実習日誌の工夫【書式】(四年制大学)

施設長		担当者		A Z 大学	実習生 氏 名	
月 日 () 担当グループ:					天候	
今日の实習 今日の目標						
取 り 組 み		児 童 ・ 利 用 者 の 活 動	実 習 生 自 身 の 活 動 (養 護 ・ 支 援)			
時刻	場面					

※自分が課題としている事柄に関連して、一日の中で最も印象に残った具体的な出来事を1つ、取り上げて記述すること。		
何に注目したか 〔場面・出来事と 取り上げた理由〕		
何を行ったか 〔実践〕		
何を感じたか 〔感想〕		
何を学んだか 〔学習〕		
何を課題として 残したか 〔反省〕		
何を疑問に 思ったか 〔疑問〕		
今日 の ま と め		
指導職員アドバイス	指導者名	

※取り上げたエピソードが項目によって異なる複数のエピソードにまたがらないように注意すること。

エピソード記録を段階的に記入するための施設実習日誌の工夫【記入例】(四年制大学)

		施設長	石川	担当者	竹中
3月 5日(土) 担当グループ: 中高校生女子ユニット				天候	雪のち晴れ
今日の実習	実習最終日(10日目):中高校生ユニットでの女子との交流と実習反省会				
今日の目標	①高校受験合格発表の中学3年生への関わり(特に適切な言葉かけと反応) ②実習目的・目標に対するまとへの先生方の助言や評価の正確な聞き取りと今後の実習への反映				
取 り 組 み		児童・利用者の活動		実習生自身の活動(養護・支援)	
時刻	場面				
8:30	朝食	A子は合格発表が不在で、食事中も普段より言葉数が少ない。周囲も気遣い会話が途切れがち。		昨晚の夕食の内容や子どもたちが見たドラマを話題にして訊ね、食卓を和ませる。	
9:30	身支度	A子ら3名が制限に着替える。		A子だけでなく3名に対して、忘れ物がないかの確認を行い、受験票を忘れて自分の受験番号を中学の先生に問い合わせた失敗談を話し、励ます。	
9:40	受験生見送り	合格発表にS支援員の運転で向かう。		洗濯物の仕分けを本児たちに確認しながら手伝い、洗濯操作を確認する。	
9:45	洗濯物の確認と洗濯機に掛ける	居室に戻った女児たちが溜まった衣類とシーツ洗いに取り組む。		担当の確認をしたあと、人数が多く必要に雑巾がけを実習生Yさんと加勢する。Yさんの提案でKさんのデッキでFMラジオを聞きながら行う。	
10:00	居室掃除	掃除機で床のほこり取りを担当する子と雑巾がけでテーブル・イス・ドア、床面を拭く担当に分かれて従事する。		実習生二人はシーツを担当して乾かす。	
10:30	洗濯物乾燥	洗濯物を個人ごとに乾燥機に入れる。		居間に行き、他の女児と一緒に、お湯を沸かしカップなど準備を整える。	
10:50	オヤツ準備	手洗いでじゃんけんでおヤツ係を決めてAさんが取りに行く。		A子さんたち全員合格すればいいねと、折鶴を色紙で折って談笑する。	
11:00	オヤツ団らん	個々に好きな飲み物を選んで入れて、談笑。		窓越しにA子ら3人の動向を見守り、部屋に戻った2人の合格報告に大きな声で「おめでとう」と出迎える。	
11:30	受験生帰宅台否の報告	車から降りてA子は真っ先に、調理師さんの所に走って向かう。他の2名は事務室から2階のユニットへ上がって合格報告してくれる。A子は次に幼児の頃お世話になった保育士さんに報告、そして園長に報告して居室に上がってくる。		3人とも合格を確認して、乾杯のお茶と内緒で用意したお菓子と久寿玉を準備する。	
11:50	A子事務室から母親に合格の報告電話	A子が電話を借りて母親に「合格しました」「うん、ありがとう」と話し、受話器を担当のKに渡す		A子が入室した瞬間に久寿玉を割り、一斉に「おめでとう！」を言い3人を取り囲み、皆で輪になり抱きしめる。	
11:55	居室に戻ったA子に質問	A子に母親が何と言ったか訊ねる ★ A子「家に帰りたいと言.....		居室から、連れ添って事務室に往き、廊下で様子を見守る。すぐに出て、2階に駆け上がるA子の後を追う。 “どうして”という思いが湧き上がったが、言葉にせず飲み込んだ。	

コメント【F1】: 基本的に、この目標に対してのふりかえりが、裏面「今日のまとめ」になるように記述してください。

コメント【F2】: エピソードとして取り上げた箇所が明確に分かるように○印や星形あるいは破線アンダーラインを引く。

※自分が課題としている事柄に関連して、一日の中で最も印象に残った具体的な出来事を1つ、取り上げて記述すること。

何に注目したか 〔場面・出来事と取り上げた理由〕	★A子が「家に帰りたい」と漏らした場面 中学3年生になってから高校に合格しないとここ（養護施設）を出て働かなければならぬことを不登だと3日前の夕食後に告げてくれた。	
何をを行ったか 〔実践〕	"どうして"という思いが湧き上がったが、言葉にせず飲み込んだ。その後も、ただ実習反省会まで、一緒に過ごしたが、合格や高校への進学について話題にすることを控えた。	
何を感じたか 〔感想〕	合格で不登が取り払われたとばかり思っていたが、単純に喜べない心情だったのかと感じた。	
何を学んだか 〔学習〕	ことばに表す言語と心情(内面)が違う裏腹だったりする、別の暮らしをしてきて、交錯する心理が在ること。	
何を課題として残したか 〔反省〕	A子に適切な言葉かけが思い浮かばず、他の2人も含めて祝賀ムードをうまく繋げられなかった。また、A子に遠慮して自らの合格や進学について語りなくなったM香とT美への関わりについても課題と感じた。	
何を疑問に思ったか 〔疑問〕	A子の発言した「家に帰りたい」は「家から高校に通いたい」と読み替えてよいのか。また、同様に進学に寛解になったM香・T美も「家から高校に通いたい」と思っているのか。仮にそうだと、A子の発言から、同様な心情に思いを馳せるようになったのか。	
今日のまとめ	反省会でも採り上げて頂いたが、実習課題(目標)としてきた、「子どもの態度やしぐさなど非言語的表現について着目して保育士としての子どもの共感的理解を高めたい」という課題について、最終日になって深く考える機会をA子さんから頂戴したように感じた。「正しい答えなんてないよ」という先生方の助言を受けて、さらに、『社会的養護』の意味を実習後も考えていきたい。児童養護施設や養親の存在、生まれてからの成育歴という時間軸と、その時々々の生育環境としての空間と、出会うおとなや子ども同士との関わりなど、この実習を通じて、さまざまな要素や出来事の積み重ねによって、いま(現在)があることを再確認できた。私自身のいま(現在)を検証し、今後の進路や人生にも活かしていきたい。	
	非言語交流(コミュニケーション)課題に立ち回ると、物理的な立ち位置や座る位置取り・距離、子どものしぐさや視線の先に何を見ているのかなどに注視して心情を推し図り、適切な言葉かけや話題を提供することで、共感的理解や受容を心がけ、今回の実習で技術的にも上向いてきたと自負していたが、打ち砕かれた。今後は、環境構成という場面ごとだけで推し図れない、時間の流れや空間を意識した関わりを実践したい。	
指導職員アドバイス	指導者名	竹中 愛斗
<p>まず、10日間の実習お疲れ様でした。いつも素敵な笑顔を見せて下さり、子どもたちに、そして、明るい声で職員に挨拶や質問を投げかけて下さったこと「もりおか園」で暮らす子どもたちや職員を代表して「有難うございました」とお礼を述べさせていただきます。僕は、今日のまとめに書いてくださった「打ち砕かれたところ」こそ、支援者にとっての宝だと考えて24年間、福祉の仕事が続けられてきました。そのことを是非お伝えしたくて、最終日にコメントを実習担当者に願ったのです。反省会でも申し上げた「正解はない」「でも関わり続けること」「子どもの傍らに寄り添い、同じ方に視線を向けてみる。空気の冷たさや壁の匂いを感じてみる」そうした原点を思い出させて下さり感謝しています。</p>		

※取り上げたエピソードが項目によって異なる複数のエピソードにまたがらないように注意すること。

コメント [F3]: 1番気にかかった、引っかかった、対応に窮した、行動に驚いたなど、1日のなかで印象に残ったことを採りあげる。

コメント [F4]: 実習目的や実習目標と関連付けた実践課題・内容を展開して下さい。

コメント [F5]: 「反省」としてはいますが、残された課題として、実践して解決・解消できなかった事柄を記述してください。

コメント [F6]: ここからコメントして頂く職員への質問欄として活用しても構いません。

コメント [F7]: 表面「今日の目標」に対する総括が基本。1日の振り返りの中で、エピソードで取り上げた事柄以外の指導いただいた先生への質問を書いても良い。

Ⅶ 実習における計画について

明日の保育を考え指導計画を作成することは、子どもの生活を見通して保育をデザインすることである。保育士にとって大切なことは、保育の有り様について多様な観点から探究し続けることであり、それは実践（記録）に基づきそれまでの指導計画を見直し、次の指導に真摯に生かそうとする日々の積み重ねの中で営まれる。

言うまでもなく指導計画の作成は保育士の専門性を裏づける重要な力量のひとつである。したがって保育士養成教育においては、「保育課程論（保育の計画と評価）」「保育内容総論」などの各種教科目と保育実習指導との連動により、その素地をしっかりと培っておく必要がある。

特に保育実習指導においては、指導計画に関する基本と実際の立案について実践を通して理解を深めることが目標となる。ここではそのことを念頭に指導計画案作成に関する指導の有り様について、事前指導における内容を中心に明示することとする。

1. 保育における計画の基本

（1）全体的な計画（カリキュラム等）・指導計画

まずは全体的な計画と指導計画の基本を確認し保育の計画についての構造的理解を図る。

全体的な計画（カリキュラム等）とはなにか、指導計画とはなにか、そしてそれらはなにゆえ計画化（言語化・明示化）される必要があるのかということについて、教科目「保育課程論（保育の計画と評価）」における指導内容との連動性を考慮しながら、あらためてしっかりと基本を指導することが求められる。その上で長期・短期の各種指導計画の実際について事例を交えながら解説的に指導する。

（2）保育の過程と指導計画

1) 保育の過程（プロセス）とは

保育では子どもの実態に即してデザインされた指導計画を基にした柔軟な実践が求められる。そしてその実践を省察・評価し、改善を図り続ける必要がある。ここではその一連としての「保育の過程」の意義と実際に学生が理解できるよう指導を行う。

日々展開されていく保育の営みがつながりをもちながら、積み重ねられていく重要性について理解することに主眼を置き、具体的な実践例を複数挙げながら指導する。その上で

全体的な計画の編成→指導計画の作成→保育実践→保育記録→省察・評価→再計画化

という循環するプロセス全体について構造的な理解を図るよう指導する。

2) 保育の省察・評価

ここでは、指導計画に基づき実践した自らの保育を振り返ることの意義と実際に理解できるように指導を行う。

指導計画と記録を通して、保育を評価し見直す取り組みについて具体的な事例を挙げながら指導する。さらに事後指導においては実習で作成した指導計画を通して自身の保育の振り返りを行い、体験として

の学びを深めるよう指導を行う。

（３）指導計画作成における基本

ここでは、実際の指導計画面（指導案）作成に入る前に、まずは指導計画作成の基本的な内容項目や手順・流れについて段階的な理解ができるよう指導を行う。

以下の項目は一般的な指導計画に用いられる内容項目であり、実際の指導計画ではすべて関連性を帯びている。ここでは順を追いながらそれぞれの内容と構成要素を押さえるとともに、各項目のつながりについて事例を挙げながら指導する。

- ・（前日までの）子どもの実態（姿）
- ・ねらい
- ・内容（主な活動）
- ・環境構成
- ・予想される子どもの姿（活動）
- ・保育者の援助・配慮（留意）点

2. 実習における指導計画面（指導案）の作成

（１）実習生にとっての指導計画面の意義

ここでは、まず保育における計画に関する基本的理解をふまえ、実習において指導計画面を作成することの意味を学生に確認できるよう指導する。実習生が指導計画面を作成することには以下のような意味があり、立案→実践→省察・評価の積み重ねが保育の構想力・実践力の向上につながるものであることを理解できるようにしたい。

◇保育構想の具体化・シミュレーション

指導計画面を作成する過程で子どもの姿や活動の展開を具体的かつ多様に予想することができる。そして子どもの姿に応じた関わりや環境構成について詳細に考えた上で実際に準備を行う。

◇実習指導担当者からの事前指導

作成された指導計画面を通して保育者に必要な子ども理解や環境構成の視点、また保育者の関わり・配慮点についての具体的な指導を事前に受けることが可能となる。配慮不足や見間違いな部分を再考し準備に繋げることができる。

◇記録としての活用

実践後の省察・評価に活用する。指導計画面を用いて子ども理解や環境構成の仕方、子どもの姿に応じた柔軟な関わり・活動内容や展開等、実際行った実習内容と照らして、一つ一つ具体的に振り返って考えることができる。実践を丁寧に省察し、次の実習へと繋げるために、指導計画面を活かすことが重要である。

（２）実習における指導計画案の書き方の実際

１）指導計画案の例

上述のような指導計画の立案に関する基礎的理解をふまえ、実習における指導計画案の書き方を多様な実例を提示し、ポイントを解説しながら指導を行う。

実際の指導計画は各園によって様々に工夫されているものであることをふまえながら、事前指導においてはおおそ標準的な形式を用いて指導を行うこととする。

実習生が作成する指導計画案には、いわゆる「部分実習」と「責任（全日）実習」に関するものがある。それぞれについての指導のポイントを併せて示す。

◇部分実習指導計画案の例

部分実習は、実習生が担当させてもらう時間や活動内容によっていくつかの種類がある。代表的なものを以下に挙げる。

<一斉保育形態での部分実習指導計画案>

実習初期はたいてい実習生がクラス全員で同じ時間に一緒になにかするという、いわゆる一斉保育形態での部分実習が多い。絵本の読み聞かせや手遊びなどの短時間でできる簡単な内容から、鬼遊びやゲーム、製作、さらにその製作物で遊ぶ活動など、時間が長く展開について多様な細かい配慮を必要とするような部分実習へと進むのが一般的であろう。

このような一斉保育形態での指導計画案は、一つの活動について「導入→展開→まとめ」という展開を意識したものとなる。ここでの指導のポイントは以下の点である。

- ・実習生の選択した活動が、子どもの実態（姿）から引き出されたねらいと関連しているか
- ・内容と活動展開が関連付いているか
- ・活動展開において、予想される子どもの姿、保育者の援助・配慮（留意）点を結びつけて計画しているか
- ・活動展開は、子どもが興味関心・意欲をもち主体性を発揮できるものとなっているか
- ・事前に必要な準備や、環境構成の視点をもっているか

<一日の流れの一部を担当する部分実習指導計画案>

部分実習の中には、自由に遊ぶ時間や昼食の時間だけ、または登園から午睡までの時間といった生活の一部を実習生が担当させてもらうものもある。こうした場合の指導計画案は前述の一斉保育形態での内容に加えて、子どもの生活の流れを考慮したものでなければならない。指導においては学生に以下の視点をもたせることが必要であろう。

- ・部分実習時間内のそれぞれの活動内容についての、ねらい・内容（主な活動）と展開、環境構成、保育者の援助・配慮（留意）点
- ・それぞれの前後の活動との連続性や、子どもの生活の流れ

◇責任（全日）実習指導計画案の例

責任（全日）実習は、実習生が一日全体の保育を担当させてもらうものである。この場合の指導計画

案は、部分実習で学んだことを生かして一日の園生活を構想するものとなる。そのため部分実習指導計画案での必要な視点に加えて、さらに以下の点について指導することが必要である。

- ・子どもの生活全体を視野に入れ、普段の園生活にならった流れをデザインすることはもちろん、家庭生活・地域での生活を含めた、日々の連続性まで考慮すること
- ・一日の生活全体を意識しながらも、活動を進めることに重点を置くことなく、一つ一つの活動について丁寧に配慮すること

2) 指導計画案作成演習

指導計画の作成に関するそれまでの指導をふまえ、個別及びグループにより部分実習と責任（全日）実習の指導計画案作成演習を行う。

指導計画は子ども理解を起点に保育を構想するものである。しかし事前の演習においてはあくまで一般的な子どもの姿を想定した計画の立案となる。

実際に子どもの多様で個性的な姿に出会い、目の前の子どもの理解に立脚した指導計画案を作成し実践するところに実習の大きな意義がある。さらに実習においては子どもと共につくり出した実践の詳細を省察し、改善して次の計画に繋げるという保育の循環性の全体を体験することができる。

事前指導では、学生にその意義を伝え、指導計画案作成において子どもの実態に即した保育を構想することの重要性を強調しておきたい。

また指導計画は、その園に合わせた形式や書き方が考えられているところが多い。実習の場合はあくまでも園の方針にしたがって書くことを学生に伝えておく。そしてどの程度細かいところまで書くかということ等の内容についても園によって様々である。指導計画案は本来実践をする者とその指導計画案を見る指導者がわかりやすく使いやすいことが大切なので、必要に応じて詳細さを決めていけばよいものであるが、上述のように実習生はできるだけ細かいところまで書くことで実践の具体的イメージが確かなものになるのでまずは詳細に書くよう指導する。

○指導計画案のひな形（案）

指 導 案

実習生氏名：_____

平成 年 月 日		組（ 歳児）男児 名、女児 名、計 名	
<子どもの姿>		<ねらい>	
		<主な活動>	
時 間	環境構成	予想される子どもの活動	保育者の援助・留意点
<反省>			

3. 個別（自立）支援計画の理解について

まず個別（自立）支援計画とは、これまで保育所実習で作成してきた保育計画（指導計画案）とは別なものであることを説明する必要がある。保育所で作成している保育計画（指導計画案）は、生活の流れや、主な活動に対する計画を立案しているのに対して個別（自立）支援計画は子ども一人ひとりに対する支援の計画を立てるものである。すなわち施設での生活は集団生活でありながらも、入所児童らは個別の課題に対する個別支援が日々生活の中で行われていることも説明する必要がある。

この個別（自立）支援計画は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」によって、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の全入所児童の個別（自立）支援計画を策定することが義務付けられている。

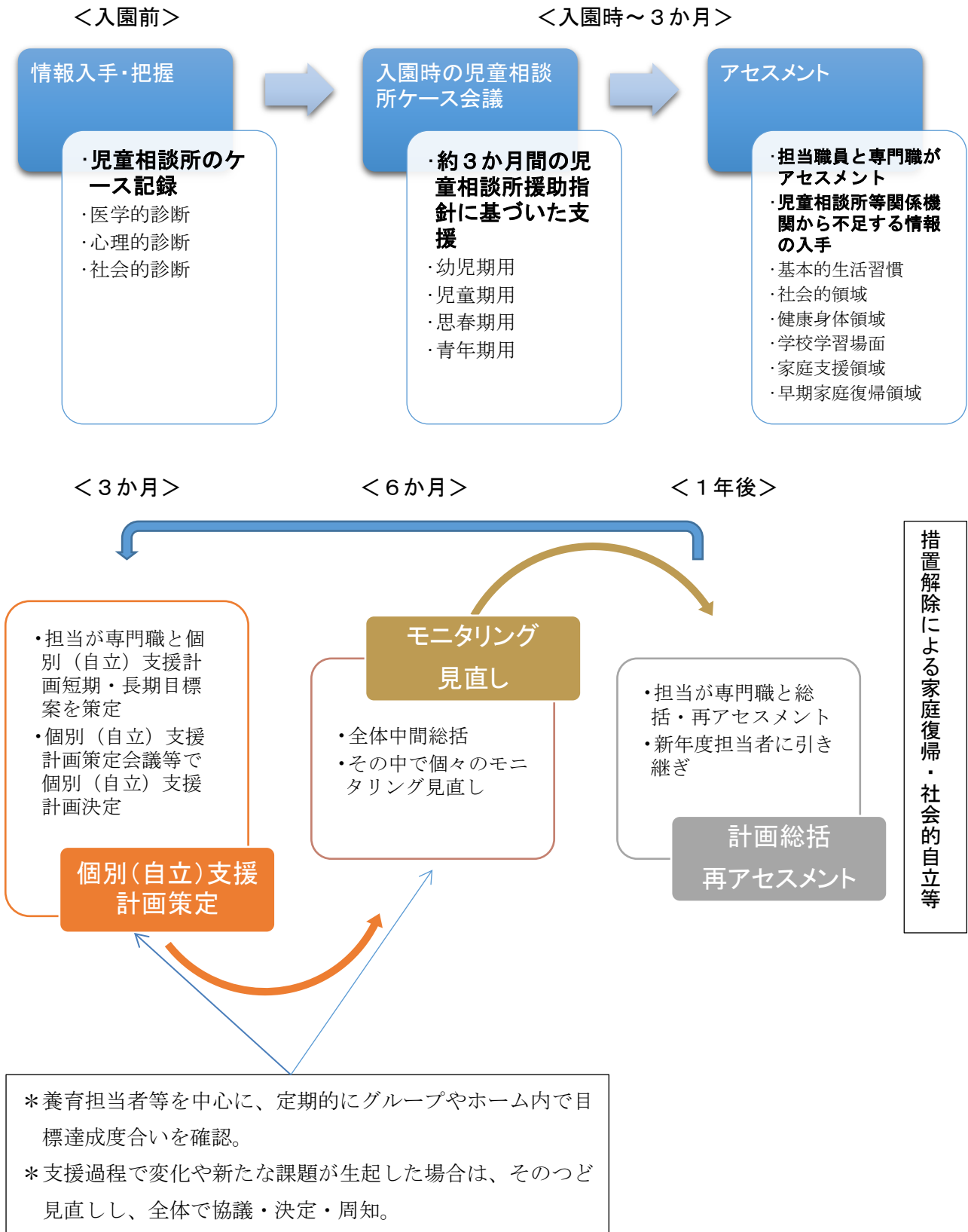
主に、子ども本人の課題、家庭（保護者・家族）の課題、地域（保育所・学校等）の課題について、子どもの姿だけからではなくさまざまな専門職や関係者からの情報を収集し、長期的・短期的な目標を設定してその子どもの養育の在り方を総合的に捉えていく。また子どもの課題や支援を考える際、専門職や関係者のみで作成するのではなく、子どもの意見（子どもの権利条約第12条及び児童福祉法第2条）を十分取り入れて作成することが望ましいとされている。この個別（自立）支援計画に基づいて養育が行われた結果については、およそ作成後半年から1年の間に再評価（モニタリング）を行う事になっている。

そのようなことから総合的に子どもの姿を捉えなければならない個別（自立）支援計画を、実習中に学生が作成することには限界があることを実習担当教員は自覚しなければならない。そのため実際に支援計画を閲覧させてもらい、口頭で職員から子どもの支援課題を確認するなどし、立案された支援計画が日々の支援でどのように実践されているのか理解を深めることが重要である。加えて子どもの“いま”見えている姿や課題に捕らわれすぎず、様々な角度から子どもを見ようとする努力が大切である。

つぎに、児童養護施設を例に具体的な個別（自立）支援計画作成の手順を示す。

自立支援計画策定の一般的ながれ

《児童養護施設を例として》



Ⅷ 保育実習訪問指導

1. 実習訪問指導の目的

保育実習における訪問指導は、『保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2』によると、学生、学生を保育の場で学ばせる養成校、実習を受け入れる施設の三者においてそれぞれの理解や協働など意味を持つ（全国保育士養成協議会, 2018）。その実習における訪問指導は、実習事前・事後指導とともに、保育士養成教育における要となるものである。「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 2013）では、保育実習実施基準第3の3に「実習指導者は、実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の実習指導者が中心となって相互に緊密な連絡をとるように努めるものとする」とある。実習の実施には受け入れ先決定から実習を経て、評価までの各段階において、学生の個人票や履修状況の確認をはじめ、実習プログラムの決定、学生に関する情報のやりとり、実習中に生じる課題や問題などへの対応といった、きめ細かい対応が期待される。実習は、養成校と施設、そして施設の様々な専門職に就いている職員、施設利用者・子どもたちの協力の上に実施されるものでもある。

「実習訪問指導の目的」に関する東北ブロック内での調査によると、養成校が実習訪問指導の目的として挙げていたなかで9割を超えていたのは、「実習状況の把握」や「学生への指導や励まし」であった。次に「実習先への謝礼」、「卒業生の動向を調べること」、「今後の実習のお願い」等が7割弱であった。ここで示されたように「実習訪問指導の目的」は、「実習状況の把握や学生の指導と励まし」という学生のためになされるものと、「施設への謝礼・お願い・依頼」といった養成校と施設の組織的な関係維持のために行われるものの二つの面があることをまず忘れてはならないであろう。

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 2013）では、保育実習実施基準第3の4に「指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難しい場合は、それと同等の体制を確保すること。」とある。さらに、「指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。」（保育実習実施基準第3の5, 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 2013）と記されている。

以上のことから、二つの保育実習（保育所）と（施設）、そして保育実習Ⅰから連続性をもって実施される保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ、それぞれの段階において、少なくとも各1回以上の訪問指導が行われることが望ましいと考えられる。保育実習Ⅰ（保育所）とⅡ、あるいはⅠ（施設）とⅢは実習施設が連続性を意識できる同じ施設であるかどうか、また、実習や専門性の深まりに伴い「学生への指導や励まし」か、「実習状況の把握」が中心となるのか等、訪問指導内容の変化については、訪問指導者の力量に負うところが大きくなっていく。

2. 訪問指導担当教員

訪問指導担当教員は、保育実習指導を担当している教員、もしくは実習指導を中心的に担当してはい

ないが保育系の科目を担当している教員などである。また保育系科目の担当であるかどうかに関わらず、保育士養成をしている学科の全ての教員が協力して担当している場合もある。保育実習についての共通理解があり、養成校全ての教員で学生の育ちを見守るような体制が築かれていることが望ましい。

東北ブロック内のアンケート結果では、担当教員を決める際、訪問指導がより効果的になるよう、教員が担当する全学生を理解している場合が理想的である。ただし、そうでない場合の工夫として、次のような内容が挙げられていた。

①過去の実習状況や事前学習の達成度、学内での様子などを考慮して訪問担当教員を決定する、②実習訪問担当教員に顔合わせや打合せなどを実施する際に挨拶に行く、③懇談会を開く、④実習目標（抱負）の指導を訪問担当教員が行う等によって事前に教員が学生を理解する、⑤エプロンや実習衣など学生であることがわかるようにしておく、⑥実習担当教員が学生情報をインフォーマルに伝達することによって訪問担当教員の学生理解に繋げるなどであった。

実習訪問先を決定するにあたっての工夫については、地域ごとに担当教員を決めていることが挙げられており、①地域ごとに毎年同じ教員が担当する、②学生を地域ごとに分けてゼミを作り、ゼミ担当教員がゼミ学生の実習先を訪問するといった方法も採られていた。また平成 26 年度の東北ブロックアンケート調査結果からは、ポイントとなる（難しい）実習園には保育系・社会福祉系の科目担当教員や実習指導担当の教員が訪問する、教員が複数で訪問するなど工夫が記されている。

3. 訪問時期

実習訪問の時期としては、「実習のはじめ」、「実習の中頃」、「実習の後半」などが考えられるが、それぞれの養成校の教育の在り方や工夫に基づき実施される。保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲといった実習のシーケンス、学生の学びの状況などを鑑みて訪問時期を決定することが望ましい。東北ブロックの場合には、実習の二週目前半が多い。また平成 26 年度の東北ブロックアンケートの結果からは、保育実習Ⅰの場合は一週目の後半が多く、保育実習Ⅱ・Ⅲになると二週目の前半が多くなるという結果も出ている。

初めての实習では保育所・施設に限らず早めに訪問、また学生の力量や状態に応じて、早めの訪問か遅めの訪問か調整する等、訪問時期の決定も養成校教員の学生の力量把握と学生理解によるところが大きく影響してくる。

（1）実習が始まってすぐにおこなわれる場合

実習に不安を感じている学生の場合には、実習が始まってすぐの緊張が強い時期に教員が訪問することで安心して実習に取り組めるといったことが考えられる。実習施設はまだ実習に臨んでいる学生についてよく把握していない可能性が高いため、実習中の様子や指導を要する点などを確認することについては時期尚早であるが、早めに訪問することで学生と施設側との関係を作ることに役に立てることはできるだろう。

（2）実習期間の中頃におこなわれる場合

訪問時期が実習の中頃であれば、学生の緊張が解け、実習に熱心に取り組むなかで生じた悩みなどを訪問指導担当教員に相談でき、実習目標に照らしてどのような取り組みをしてきたか、達成に向けてどのような努力を今後していくのか、あるいは実習目標が適切でなかった場合にはどのように修正するか

などを相談・整理してより充実した実習にしていくことが可能になるだろう。また実習期間中頃であっても、いまだ緊張が解けず、本来の実力を示せていない学生にとっては、訪問をきっかけとして実習後半に向けて、気持ちの立て直しを行う時期としても最適といえる。中間地点での評価を伴う訪問指導は、実習施設としても数日経って学生の様子を把握し、評価できるところはどのような点で、どのようなところが今後期待でき改善を要する点はどこであるのか等についても明らかにしやすいだろう。

（３）実習の後半でおこなわれる場合

実習の後半に訪問するケースとして、実習の総括を意図した場合と、何らかの理由で再訪問する場合が考えられる。まず実習の総括を意図した場合には、実習中盤までの様子を学生と電話やメールなどでやりとりしている可能性が考えられる。訪問時における学生との面接から実習期間全体を通して実習目標を達成できたのか、より伸ばしていけることはどのようなことなのか、積み残した課題は何であり、解決に向けて今後どうしていくのか、などを整理していくことが可能となる。またその際、実習施設から実習の様子について直接伺うことで、実習の成果と課題をもとにした総括が行いやすくなるだろう。

次に再訪問する場合には、施設との連携のうえ複数回の訪問をしていることも考えられる。状況によっては、実習に臨んでいる学生とも電話やメールなどを利用してやり取りをすることで様子を把握し、必要なアドバイスをしていることも考えられる。こうした場合においても、実習終盤までの学生の状況が確認でき、段階的な指導をもとにした総括が行いやすくなると思われる。

4. 実習訪問の面談内容と面談の形態

訪問指導は、学生が自らのこれまでの学びを振り返って確認できるような働きかけを得る機会である。そして実習の場で学生が日々学ぶ、その営みを支えているのは、言うまでもなく実習施設および指導担当保育士らを中心とした施設・保育所の職員、利用者・子どもたちである。

実習訪問における面談の形態としては、実習施設の施設長と教員、職員と教員、学生と教員、施設長や職員と学生と教員などが考えられる。以下、訪問指導における面談時に使用する資料、面談の形態について記す。

（１）面談時に使用する資料（実習の実際把握のために必要な資料）

学生の実習目標（実習の抱負）、実習日誌、学生が実習中に書いているメモ、学生の指導計画案などを面談時に用いる。また施設側からの提示された実習予定表（配属や実習のプログラムが記載されている表）、全体的な計画、長期の指導計画等があればなお良い。

（２）実習施設の施設長、職員

保育士養成においては、社会人としての基礎力と保育者としての専門性を身につけることの両方が求められている。そのため社会人基礎力にかかわるような内容（例えば、みだしなみ、利用者や施設職員に対する礼儀、関わり、体調管理、通勤方法など）も話題に上る。そして専門性の育成に関わる学生の取り組み状況として、実習態度や学ぶ意欲、学生の健康状態、利用者・子どもとの関わり、実習日誌の記入状況や記入内容・視点、援助計画や指導計画作成状況やその内容などが話題となる。

学生の実習が充実するという観点から、次のようなやり取りもある。例えば、施設側が指導の参考に

するために学生の学内での姿について紹介したり（学校ではどういう学生なのか）、逆に実習訪問担当教員からは職員、指導担当者に対して直接、実習日誌へのコメントを毎日記載してもらうようお願いするなど指導の充実を求めたり、学生が困っていることや悩んでいることについての説明や相談、学生への中間評価や要望を伺ったりすることもある。さらに教員・養成校に対する要望などを聞き、次年度の実習指導内容の参考にするという実習指導の継続性、連続性にかかわる事項、また学生の給食費、実習謝礼金・領収書の授受などについての確認事項も話題になることがある。

（３）学 生

実習訪問指導における面接では、健康状態・体調の確認、実習態度、実習状況、実習施設および職員についての理解、利用者・子どもとの関わり、実習日誌の記入・援助計画・指導計画の作成などについて把握し、指導・助言をすることや、学生自身の学びの振り返りと目標達成に向けた課題の整理をすること、さらに施設からの評価や要望を伝えたりする。良いことばかりだけではなく、場合によっては状況や行動の改善について共に考える必要もあるだろう。

また学生からの実習に関する質問に答え、援助計画や指導計画についての相談を受けることもある。さらに利用者・子どもとの関わりについての質問があったり、実習前の理想像と実習に入ってからの実実との乖離や実習におけるジレンマなどを話したりと、学生が一生懸命取り組んだ成果や一生懸命に取り組むあまり悩んでいた場合など、それに気づくことができる機会でもある。学生が保育を見る観点や疑問・質問の内容は様々であろうが、学生の伝えたいことを丁寧に受け止めながら、学生の育ちを考えて助言や指導をおこない、実習の中で解決していけるように導くことが必要であり、また場合によっては、施設・職員への要望の橋渡しや調整をすることも考えながら対応する。

訪問指導時には、「頑張るように」と励ますのみならず、学生自らが向上心を持ち、頑張ろうと思えるような具体的で現実的な指導・援助となるよう接し、訪問指導者自らが学生自身の姿と実習の実際を正確に捉えた上で学生に問うことも大切なのではないだろうか。

（４）実習施設と学生

実習施設の施設長や職員と学生、実習訪問担当教員の三者で面接を行う場合のメリットは、同じ場・同じ雰囲気や情報を共有できることであり、それぞれの人物の発話により伝わる内容に齟齬が生じにくいこと、問題点などを共有しやすく、その場で問題を解決したり、解決に向けた方策を提案したりしやすいこと、施設長や職員と話すことが緊張につながる学生の場合には教員と一緒に話をすることで安心できる可能性があること、施設長や職員と教員の会話から施設についてこれまでとは違った視点からの発見・理解をする機会になるかもしれないこと、施設長や施設職員と学生との関係性を観察する機会となることなどであろう。

他方、施設長・職員が同席しての訪問指導がデメリットとなる可能性がある。例えば施設における利用者・子どもとの接し方などに疑問を持っているが、職員に面と向かっては質問をしにくい内容であることや、質問しにくいと感じられる状況・雰囲気がある場合、実習状況の報告などにおいて学生が職員に遠慮する可能性があり、学生の本音や葛藤を聴けない場合があること、それにより適切な指導の機会を逃す可能性があることなどであろう。

三者揃っての面談の場合には、できるだけそのメリットを生かし、デメリットについては学生と教員の二者だけになるタイミングを図ったり電話等で解決したりすることなどが必要だろう。

また訪問指導における面談の形態は様々である。どの形態が適しているのかについては、施設の様子、

施設長や職員の意図、学生の話しやすさ、施設側と学生の間で調整を要することがあるか（あるとすればどのような内容か）、施設側と養成校の間での情報共有の有無（および情報の内容）などにより判断される。

5. 訪問に要する時間

東北ブロックにおけるアンケート調査では、一箇所の実習先でどのくらいの時間を要するのかを質問している。実習訪問に要する時間は、学生が一人なのか複数人であるか、また、学生の実習状況（良好であるか問題があるかなど）、訪問時の訪問先の状況、実習プログラムなどとの関連によっても異なる。平成26年度のアンケートでは平均45分、実質には30分から60分、訪問指導に時間をかける養成校がほとんどである。また実際の保育の様子や内容について施設側から直接意見を求められたり、就職希望についての調整を要望されたり、卒業生との面談の席が設けられていたり、卒業生の動向を伺ったりすることもできる機会でもある。こうした実情から、単純に時間の長短で指導の濃淡が生じるといった懸念や、どのくらいの時間が望ましいかなどということは一概には言えないだろう。

（1）一人のとき

1回の実習訪問に要する時間は、約半数で30分以上1時間未満、1時間以上1時間30分未満の順に多い。場合によっては1時間30分以上を要することもある。

（2）複数人のとき

1回の訪問に要する時間は、東北ブロック内ではほぼ同じ割合で、30分以上1時間未満、1時間以上1時間30分未満、1時間30分以上であった。

6. 実習訪問指導時の学生の様子や実習状況などの教員間での共有

実習における学生の保育者としての育ちの共有、実習状況、実習施設についてなどの情報は、教員間で共有することが必要である。東北ブロック内ではすべての養成校で、各養成校独自の工夫の下で実習生の情報が共有されていた。その共有方法として挙げられていたのは、実習委員会・学科会議・職員会議等・打合せなどの会議における共有、関係する教員への文書での回覧、インターネットネット上のフォルダでの共有などがある。それぞれの養成校の事情に応じて、より効率的な情報共有が図られることが望ましい。

7. 訪問時に学生との面談ができなかった場合の対応

実習訪問時には、施設側と日程調整の上、確実に学生と面談をすることが望ましい。しかし学生の体調不良や施設側の急な事情やその他の事情から指導が実施できないこともある。その場合には施設と日程を再調整して訪問する、学生に電話による指導を実施する、メールによる指導をおこなうなどの方法

が採られることがある。どの方法にしても学生が実習に充実して臨めるようにする必要があることは言うまでもない。

8. 実習施設に訪問することができなかった場合の対応

施設側との日程調整の難航、感染症等の全国的な蔓延等の影響により実習施設を訪問することができなかった場合は、代替方法として、会議アプリ等を使用したオンライン対面指導を行うことが望ましい。また、養成校、施設及び学生の通信設備、通信環境によっては電話（音声通話アプリを含む）での対応を行ってもよい。

訪問しないことで、学生の実習中の様子や施設の実際の様子等を観察することができないため、訪問指導を行った場合よりも、きめ細やかな指導が必要であると考えられるが、会議アプリ等であれば言葉からだけでなく表情からも学生の様子を伺うことができる。同時に、学生にとっても指導する教員の顔を見る事で安心する材料の一つとなるだろう。一方で、施設担当者との意見交換に関しても、電話等による音声のみのコミュニケーションよりも、会議アプリ等を使用したオンライン対面の方が密な情報交換ができると考えられる。しかしながら、通信設備、通信環境は各養成校や各施設によって異なることから、電話（音声通話アプリを含む）の使用を含め、事情に応じて柔軟に対応することが望ましい。

なお、学生と連絡を取る際には、どのような状況で学生が通話しているか確認し、職員室や事務室等、他の職員もいる状況であった場合には、実習時間外など施設職員と接点がない環境で学生と連絡を取り、指導等を行うことが望ましい。

9. 実習訪問指導記録の作成

訪問指導記録に関しては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」別紙2「保育実習実施基準」3-5において、「指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認および指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。」と規定されており、実習訪問指導に出向き、学生が行う実習の実際・状況に際して、「施設と学生の双方から」聞き取り、記録しそれを訪問時の指導に反映しつつ、その指導内容自体も書き留めておかねばならないことを示している。無論、この訪問指導記録は実習訪問指導時のみの一過性のものではなく、実習終了後の事後指導や学部・学科内での学生理解、実習指導（内容）の振り返りや再構成に繋がる重要な資料でもある。その意味で、訪問指導記録が一定の期間保管せねばならない重要な書類だということは、養成校教員であれば、誰もが理解を共有できているレベルの事項だろう。

平成27年度東北ブロックにおける「実習関連書類の各種様式・書式」に関するアンケート調査で、各養成校が用いている訪問指導記録の書式を集め、その様式について整理した。そこでは「大まかに実習生と施設からの状況を記す簡略型」から「評価項目に近い細かい内容をチェックする詳細な形式」のものまで、各養成校の実情に合わせた様式が作成され、用いられていることが明らかになった。

その実習訪問指導記録には如何なる記録が記載されているのか、すなわち各養成校が「訪問指導記録として」必要としている情報は何か、その書式に含まれている「各項目」を集計整理したところ、大別

して以下 10 項目の内容が（その表現・呼称が異なるが）見えてきた。

- ① 学生に関する基礎情報（氏名、学籍番号など）
 - ② 施設に関する基礎情報（実習園・施設名、指導担当者名）
 - ③ 訪問指導者に関する情報（巡回者・訪問指導者名）
 - ④ 訪問日時に関して（訪問日時、実習期間、面談形態とその順番）
 - ⑤ 施設から（実習の状況、指導・助言、評価、相談・要望）
 - ⑥ 学生から（学生の状況、面接・面談結果、報告・相談、）
 - ⑦ その他（特記事項、備考、卒業生に関すること）
 - ⑧ 施設と連絡調整した事項（調整依頼、求人・採用、連絡事項）
 - ⑨ 確認事項（態度・姿勢（責任感、積極性、礼儀挨拶、協調性など）、専門性に関する項目（発達支援・保育の理解、生活・養護の理解、援助、子ども・職員との関わり、記録の適切性、指導計画の状況...）
 - ⑩ 全体状況、総合所見（巡回者所見・総合評価など）

上記①～⑩の項目の中身を書式・形態の違いはあるが、東北ブロック養成校へのアンケートで示された訪問指導時間の 30 分から 60 分（平均 45 分。保育所・施設、保育実習Ⅰ～Ⅲによる違いはあるが）の間に、施設サイド（施設長・実習指導担当者ら）と学生本人から聞き出した事実を確認・整理し、事後指導に繋がる記録に到達するまでの作業を行わねばならない。

訪問指導記録を記す際に、留意すべきことが大きく二つある。その一つが「施設から」の情報なのか「学生からの情報」なのかが分からない情報、両者から聞き出すべき事項・項目が混在していることである。例えば「職員・子どもとの関わり」などは施設からも学生からも出てくる項目であるし、「調整依頼、要望」など、⑤「施設から」、⑦「その他」、⑧「施設と連絡調整した事項」で重複する内容、学生に関することなのか、施設に関することなのか区別し難い内容が若干あることがわかる。その点で、訪問指導者自身が、「これは施設と話をし、教員間で共有すべき事項、こちらは学生から聴き・整理してその場で（あるいは、実習後に）学生にフィードバックできる事項.....」というように、実習中に起きている「事実」を峻別・整理し、ありのまま記録する姿勢と力量が必要となる。

もう一つは、所見、総合所見、巡回者所見、全体評価、総合評価.....などのように項目や使用言語の統一である。そもそも、実習訪問指導についても、実習巡回、実習訪問、訪問指導など、表記のばらつきはあるし、学生の様子、実習状況、指導・助言、評価、面談結果、要望・報告.....など、共通のことを示しているようだが、その実際は「何となく」、曖昧に用いられているものが多い。

今後も養成校の教員として日々、記録や日誌の指導に携わる者が、そういった曖昧で抽象的な用語や表現の厳密な意味を問い、「ありふれた」概念を整理して訪問指導記録を作成することを意識する必要があるだろう。そしてそのプロセスにおいて、実際の実習でやり取りされる情報を精査し、確かめた上で学生の指導に役立つ「実習訪問指導記録」をいかに残していくかが検討、思考され続けねばならない。

なお、訪問指導記録の様式には保育実習Ⅰ～Ⅲまでそれぞれ別の様式を用いている養成校から、幼稚園を含むすべての実習に共通する様式を持っている養成校、または一枚が個人票の性質を兼ねており一人の学生の全実習が記載される様式（複数実習記載）のもの、逆に施設ごとに複数学生の訪問指導記録が記されている（複数名記載）ものなど、各養成校の実情に照らして訪問指導記録の様式は作成・運用されている。

ここでも重要なことは、各養成校が実習訪問指導にどのような意味合いを置いているか（学生の实習

状況を把握することなのか、施設との関係性の構築なのか、訪問指導者が如何に無理なく巡回できるか、事務的・指導的な効率性なのか、その優先順位（プライオリティ）にあるだろう。

◇参考資料

- ・全国保育士養成協議会・編 2007 『保育実習指導のミニマムスタンダード 現場と養成校が協働して保育士を育てる』 第7章 pp.130-144 (株)北大路書房
- ・全国保育士養成協議会専門委員会 2013 専門委員会課題研究報告書「『保育者の専門性についての調査』－養成課程から現場へとつながる保育者の専門性の育ちのプロセスと専門性向上のための取り組み－」

○実習訪問指導記録様式のひな形（案）

訪 問 指 導 記 録（保育実習Ⅰ 保育所）

実 習 生	第 学 年	学籍番号	氏名	
施設名称			実習指導担当職員(面談者)	
			訪問指導者	
訪問日時	年 月 日 () : ~ :			
区分	確認項目	状況*	施設より ・ 指導・助言内容	実習生のようす・相談・報告
姿 勢	①健康状態 勤務状況			
	②礼儀・言動および 動作			
	③責任感・積極性			
	④探求心			
	⑤観察の態度			
	⑥協調性			
保 育 の 実 際	⑦保育・発達の理解			
	⑧生活・養護の理解			
	⑨計画に基づく 保育の理解			
	⑩記録・観察			
	⑪子ども・職員との 関わり			
訪問指導者所見				
調整・連絡及び協 議した事項、				
その他				

*[5…とても良い 4…良い 3…普通 2…悪い 1…とても悪い]

Ⅸ 学内実習(みなし実習)について

1. コロナ禍における学内実習実施の背景

2020年3月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が問題となり、保育士養成校では卒業式・入学式の中止や対面授業から遠隔授業の切り替えのための準備など対応に追われた。4月7日には政府による緊急事態宣言が発出され、全国的に様々な活動の自粛や行動制限が求められた。

コロナ禍における養成校の対応については2020年3月2日厚生労働省子ども家庭局保育課より「新型コロナウイルス感染症に伴う指定保育士養成施設の対応について」が示された。コロナ禍で教育と学習の保障に取り組む養成校が直面した大きな問題は、実習先確保とその実施であった。保育実習は保育士資格取得に必要な必修科目である。しかし、実習先、特に保育実習Ⅰの中で保育所を除く社会福祉施設で行う実習(以下、施設実習)の実習先施設からの中止・延期の申し出が相次ぎ、学生の実習先確保の困難、実習時期の変更などを余儀なくされた。

その後6月15日に厚労省より新たにコロナ禍における養成校の対応について「新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと」が示された。これにより厚労省からの実習代替が困難である場合の演習又は学内実習(以下、みなし実習)の実施が可能と示された。

しかし、演習及び学内実習の具体的方法については養成校で検討しなければならず、みなし実習を学生にどのようにして行わせるのか、保育実習の教授内容、教授方法について、早急に検討する必要性が生じていた。

新型コロナウイルス感染症は、2022年4月現在も収束する兆しが見えていない。したがって今後も同等の対応が続くと思われる。2020年～2021年はどの養成校も手探り状態でみなし実習を行った。この経験に基づいて、実施校や実施者、体験者等からの報告を集約し、課題、疑問、感想等を整理していくことで、今回提案したみなし実習案について改善し、コロナ禍を含む様々な事情で実習実施が難しい状況であっても学びを止めない養成校を実現するための共有財産となるよう研磨していきたいと考える。

2. 学内実習の検討過程とポイント

「保育実習Ⅰ(施設)学内実習(代替案)」を検討するにあたって、以下の内容を基本に置きつつ、検討をおこなった。

(1) 教授内容に即したテーマと内容

厚労省告示の教授内容に即してテーマを決め、実際の実習に即した内容を検討する。教授内容は「目標」と「実習内容」で構成されており、「目標」を達成するための「実習内容」が具体的に記載してある。本来の実習はこの「実習の内容」が複合的に展開されているため、みなし実習案を作成するにあたっては、教科目教授内容を組み合わせ、実際の実習内容に合ったテーマと内容を検

討した。

(2) 教材等の提示について

教授方法については担当教員が学生に提示しやすい教材等を具体的に示す。実際の実習では、対象者(子ども・利用者)との出会いを軸に、直接的なかかわり、その振り返りなどを通して学びが展開される。この対象者との出会いがみなし実習では得られないため、できるだけ学生にとって本来の実習に近い学修成果が得られるように、具体的な映像教材やゲストスピーカーの活用例、模擬保育の方法例などを示せるよう検討した。

3. 実践上の留意点

みなし実習の位置づけとしては、本来の実習を諸事情により行えなかった部分を補う方法である。例えば、実習先の事情や要望等により実習日数が5日間になった場合、その不足分をみなし実習で補うことになるが、実際の実習内容は複合的に展開されており、同じ5日間の実習期間であっても、実習で学習した内容にはばらつきがある。このため、みなし実習を行う際は、教科目教授内容のどの部分を補い実施すればよいのかが問題になると思われる。

今回作成した「保育実習Ⅰ(施設)学内実習(代替案)」を使用してみなし実習を実践する際は、全ての内容をひとまとまりのパッケージとして実習の代替手段として扱うのではなく、実習実施における限界を補う方法となることを想定している。学生の実習における学修状況を把握した上で、不足している点や実習で学ぶことが難しかったことについて、実習のテーマ及び内容を組み合わせてみなし実習を展開し、各地域および養成校、それぞれの実習生の状況に応じた柔軟かつ部分的な使用を期待するところである。また、教授時間数については、その成果状況に合わせて柔軟に変更可能に使用できることを意図して作成している。

教科目の概要内容	テーマ	内容	教授(授業)方法	実時間 (目安)
1-(1)施設における子どもとの生活と保育士の援助や関わり 2-(2)個々の状態に応じた援助や関わり 3-(2)子どもの心身の状態に応じた生活と対応	生活と保育士のかかわり②(障害者支援施設)	施設における利用者の生活の仕方や基本的生活習慣について理解し、保育士の援助や関わりについて理解する。	【学習方法】 ・施設実習系のDVD等の視聴・事例提示 ・レポート課題 【特定の施設について学習を深める、あるいは施設種別ごとに学ぶなどの方法が考えられる。 【除稼教材の例】 知的障害者施設の日：株式会社アローウイン 監修：立松美子 東京福祉大学大学院教育学研究科教授 【レポート課題】 入所後の子ども、利用者・入所者と保育士の関わりを重点化してレポートを記述させることが望ましい。 【参考】 等を活用し、学生に関連する動画を探索しレビューする課題を出し発表させるなどの方法も考えられる。	4
63-(4)健康管理、安全対策の理解	日常的な健康管理及び感染症対策演習 ※施設における感染症対策のDVD等の視聴・講話/生活の中での感染症対策	・感染症対策に必要な技術を演習を通して身に付ける。 ・健康診断、避難訓練、手洗い、施設に入るにあたっての注意事項。 ※児童養護系と障害者支援系に分ける。	【学習方法】 ・DVD視聴・事例学習 ・ゲストスピーカーによる講話(要請職員) ・レポート課題 【ゲストスピーカーの活用例】 施設における日常の健康管理・安全対策・感染症対策等について、理解を促す内容を構成いただくよう依頼する等が考えられる。 【理解度チェック課題】 講話を聴講した後、後温や後寝等を含めた日常の健康管理や感染症対策について理解度がチェックできる課題を提示すること望ましい。 例えば、理解項目を整理し5段階チェックのような形をとった上で、学生の理解が及んでいない項目に対しフォローする等の対応も考えられる。	4
3-(1)計画に基づく活動や援助 74-(1)支援計画の理解と活用 4-(2)記録に基づく観察・自己評価	施設種別ごとの長期(年間)の支援計画の理解 ※養育支援計画、自立支援計画、個別支援計画は見せてもらえないかもしれないので、)	施設種別ごとの支援計画について、施設サービスを利用している子ども・利用者の意向や適性その他の事情を踏まえて作成されることを理解する。 子ども・利用者を見る視点や記録の書き方を学ぶ。 支援計画の視点や計画書作成の留意点について学ぶ。	【学習方法】 ・ゲストスピーカーによる講話(要請職員) / 支援計画の提示(養成校教員) ・レポート課題 ※ゲストスピーカーは、施設の実習担当者が望ましい。 ※支援計画の内容自体は詳しく思われるが、可能であれば支援計画のフォーマット等だけでも見せていただければよい交渉してみることも有効と考えられる。	2
2-(1)子どもの観察とその記録 3-(1)計画に基づく活動や援助 84-(1)支援計画の理解と活用 4-(2)記録に基づく観察・自己評価	施設職員による講話(実習担当者相当)	・実習日誌の様式に即した記録のポイント。 ・見るべき視点の提示。	【学習方法】 ・ゲストスピーカーによる講話(要請職員) ・レポート課題 ※ゲストスピーカーは、施設の实習担当者が望ましい。 ※ゲストスピーカーの講話内容は、現場で実際に行われている日々の記録の種類等についてお話しいただき、見るべき視点の理解につなげていくことが望ましい。	2
2-(1)子どもの観察とその記録 3-(1)計画に基づく活動や援助 94-(1)支援計画の理解と活用 4-(2)記録に基づく観察・自己評価	実習日誌の記入	DVDを視聴して実際に日誌を記入する。	【学習方法】 ・DVD(録画)視聴と日誌の記入、提出 【視聴中の記録のポイント】 日常場面、特定の場面にとどまらず、子どもの姿に対する気付きを拾い上げることが意識させ、ディスカッションに活かすことのできる材料を準備させるように取り組ませることが望ましい。 【除稼教材の例】 ・児童養護施設における施設実習(全2巻)：ジャパン情報通信センター 監修：こども教育聖山大学 こども教育学部 准教授 藤田 恭介 ・施設実習の予備知識：株式会社新居スタジオ 監修・指導：東洋英和女子学院大学 大嶋 恭二 ・知的障害者施設の日：株式会社アローウイン 監修：立松美子 東京福祉大学大学院教育学研究科教授 ・保育者へのあゆみ(全3巻のうち第1巻)：株式会社新居スタジオ 監修：社会福祉法人慈樹財団母子実習会 ・「隣る人」・「いたいただきます」等の映画	8
2-(1)子どもの観察とその記録 3-(1)計画に基づく活動や援助 104-(1)支援計画の理解と活用 4-(2)記録に基づく観察・自己評価	実習日誌を基にディスカッション	記入した日誌をもとに、子どもの姿についての気づき等についてグループディスカッションを行う等、それぞれの日誌の内容や書き方、捉え方等について共有し、よりよい日誌の記入の仕方について検討する。	【学習方法】 ・グループ5名程度のディスカッション(子どもの姿についての気づきの共有・多様な気づきの理解) ・講義(気づきを記述する方法について) ・日誌の再提出	6

教科目の教授内容	テーマ	内容	教授(授業)方法	実時間 (目安)
11 3-(1)計画に基づく活動や援助 3-(2)子どもの心身の状態に応じた生活と対応 3-(3)子どもの活動と環境	指導案(余暇活動等)の作成(集団)	施設の子ども、利用者を対象(5名～10名)としたレクリエーションの指導案(30分～40分程度)を作成する。 ※指導案については、集団活動技術を学ぶという視点から、日常の余暇活動・食事場面等も考えられる。	【学習方法】 ・指導案の作成 ※別居児童、児童養護、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設等から選択し、具体的なイメージをもって指導案を作成することが望ましい。 ※種別の選択に関しては、養成校で検討し判断する。	4
12 3-(1)計画に基づく活動や援助 3-(2)子どもの心身の状態に応じた生活と対応 3-(3)子どもの活動と環境	指導案(余暇活動等)の実践	学生を子ども、利用者に見立ててロールプレイを行う。	【学習方法】 ・模擬保育 1グループ10名程度で保育士役1名、子ども、利用者役5名、観察者4名程度で保育実践 ※この時間のみ対面での実施が必要となる。	12
13 3-(1)計画に基づく活動や援助 3-(2)子どもの心身の状態に応じた生活と対応 3-(3)子どもの活動と環境 4-(2)記録に基づく観察・自己評価	指導案実践の反省・評価	実践した指導案を振り返りながら、保育士の配慮点、新たな気づき、子ども、利用者理解を深める。利用者役を行った学生からの意見を聞き、さらには子ども、利用者の理解と保育士の配慮事項を考える。	【学習方法】 ・模擬保育を通してのグループディスカッション 1グループ10名程度で保育士役1名、子ども、利用者役5名、観察者4名でディスカッション・講評	12
14 4-(1)支援計画の理解と活用 4-(2)記録に基づく観察・自己評価	支援計画の反省・考察	ソーシャルワークの一連の流れを踏まえた社会的擁護における保育士の支援について学ぶ。	【学習方法】 ・アセスメント、支援計画(作成・修正)の一連の流れを、子ども、利用者の実態やかかわりを基に、全体像を把握する。 ※施設実習担当教員だけでなく、社会福祉にかかわる教員と連携し取り組むことが望ましい。場合によっては、ゲストスピーカーを依頼することも視野に入れる。	2
15 4-(1)支援計画の理解と活用 4-(2)記録に基づく観察・自己評価	各種別ごとの支援計画の理解	施設種別ごとの支援計画について、施設サービスを利用している子ども、利用者の意向や特性その他の事情を踏まえて作成されることを理解する。 支援計画作成の具体的な手順と作成ポイントを学ぶ。 支援計画の視点や計画書作成の留意点について学ぶ。	【学習方法】 ・ゲストスピーカー ・ゲストスピーカー活用例 【ゲストスピーカー活用例】 大きく集連系、障害系、障害系等の職員に実習使用している支援計画等の書式を提示していただく。また可能な範囲で事例を基に作成手順や記入時の留意点について提示していただく。 【教材例】 児童相談所「児童養護施設で用いられる「子ども、若者ケアプラン(自立支援計画)」を用いると、同一書式内で様々な児童養護等の多様なケースを扱えるため、ケースによる支援計画の違いが分かりやすいかもしれません。 厚生労働省参考URL https://www.mhlw.go.jp/content/000348508.pdf	4
16 4-(1)支援計画の理解と活用 4-(2)記録に基づく観察・自己評価	支援計画のディスカッション	支援計画を基にグループディスカッションを行い、新たな気づき、子ども、利用者理解を深める。	【学習方法】 ・グループディスカッション(1グループ5名程度) ※可能であれば、前回の講話で話していたゲストスピーカーにも継続して参加いただくことが望ましい。 ※ケースの印象、問題意識と比較して意見しても良い。 【教材例】 支援計画の基本的な書式は、「子ども、若者ケアプラン」や、社会的養護等のテキストに記載されているものを用いながら行うのも良い。また卒業生等が作成した実習報告書を活用するのも良いが、個人情報取り扱いには十分留意する。	8
17 5-(3)保育士の役割と職業倫理	施設保育士の役割	施設で働く保育士に求められる資質、職業倫理について考える。 児童・利用者の権利擁護について考える。	【学習方法】 ・レポート作成に向けたグループワーク ・レポート課題 ※例えば、理解項目を整理し段階チェックのような形をとる等が考えられる。 ※施設の社会的役割や、そこで働く保育士の役割について考えさせることも検討できると良い。 【教材例】各施設が示している職員の倫理綱領を活用するのも良い。	2
				80

X 事後指導について

1. 指導内容

(1) 事後指導における総括と自己評価

1) 実習事後指導の目標と内容

保育実習事後指導の意義とは、日常の学内生活において体験することが困難な経験、すなわち、子ども、保護者、専門職者、地域社会等との具体的な関わりを通して得られた体験や経験について、学生自身が必要な学びとして認識できるよう必要な教育活動に取り組むことである。

「教科目の教授内容」に示された「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」における実習事後指導では、すべて共通の目標と内容が記載されている。＜目標＞は「5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、新たな課題や学習目標を明確にする。」とあり、＜内容＞は「5. 事後指導における実習の総括と課題の明確化」として、「(1) 実習の総括と自己評価」と「(2) 課題の明確化」の2点が挙げられている。実習全体の振り返り（省察）を行い総括することを通して、学生が主観的かつ客観的に自己評価を行い、保育者を目指す者としての成長と課題を明らかにすることが実習事後指導における主要な目標と内容になる。

2) 実習の総括

①実習終了時のまとめと振り返り

実習の終了にあたり、実習先との関係の中で実習の振り返りを行うことができる機会が多くあるため、それぞれの機会をとらえて実習のまとめと振り返り（省察）を行うとよい。

○実習先における実習反省会での振り返り

実習終了時には、実習先で反省会が開かれることが多い。実習先の指導者からの指導・助言は実習を振り返る際の貴重な資料となるため、しっかりと記録し、学生自身が理解しておく必要がある。

○実習日誌のまとめの記入

実習日誌の最終ページには「まとめ」の欄があり、「まとめ」を記入することは、学生にとって実習全体を振り返るよい機会となる。記入にあたっては、学生自身の課題として実習開始時に設定した目標に準拠して、その目標が達成されたかどうか、実習活動の振り返りや日々の実習記録を読み返し、主観的に自分で行ってきた実習を理解しておくことが重要である。

○謝礼状の作成

実習直後に作成する謝礼状は、指導していただいた実習先への感謝の気持ちを伝えることが目的であるが、その作成の過程では、実習における自己の学びを振り返るよい機会にもなる。そのため、しっかりと実習の振り返りを行いながら謝礼状の作成ができるようにする。

②実習報告書等による実習の振り返り

実習後に行う作業の一つとして、「実習報告書（レポート）」の作成がある。報告書（レポート）作成の目的としては、①自分自身で実習を振り返りまとめを行うこと、②実習終了の報告（報告書作成だけでなく、訪問指導担当教員や実習指導を受けた教員にも必ず報告をする）、③後輩のための参考資料とすること等が挙げられる。

実習報告書（レポート）に記載する内容は養成校毎に異なるが、主な内容として、①実習先の概要、②実習の内容、③実習による学び、④実習の反省、⑤指導者からの指導・助言、⑥感想や今後の課題、⑦後輩へのアドバイス等を記入する。

3) 自己評価

学生が自己評価を行うことは、実習の振り返り（省察）を客観的に行うために非常に有効な手段であり、実習の成果と今後の課題を明確にするための重要な作業の一つである。

学生が自己評価するためのチェックリストは、実習先による評価票と同じ項目を用いて行うことが多い。実習先からの評価票と同じ項目により自己評価を行うことで、学生の実習に対する自己認識（出来たことと出来なかったこと）を確認することもできる。

また、「保育実践演習」や「教職実践演習」等で作成する「履修カルテ」を用いて自己評価が行われることもある。「履修カルテ」自体は、実習だけでなく、養成校での学びも含めて自己評価するものである。しかし、実習終了時においては保育者に必要な資質能力（乳幼児期における教育・保育についての理解、子どもについての理解、他者との協力、コミュニケーション、基礎知識や技能など）の確認にも活用することが出来る。

ここで重要なことは、学生自身が「出来たこと」と「出来なかったこと」を把握することと、さらにその理由について考えることである。理由を導き出すことができれば、次の実習に向けた改善点が明らかになり、実習後の課題として自分が行うべきことが見えてくるであろう。

（2）事後指導における課題の明確化

1) 実習先からの評価のフィードバック

実習終了後に実習先から返送された「実習評価票」を養成校の教員から学生へフィードバックし、その結果を解釈することで、実習の振り返り（省察）を行う。

その際、「実習評価票」と、学生が自覚している評価内容（実習中に指導された内容）や、学生による自己評価との照合を行っていく。評価票の評点や所見から、学生自身の実習の成果と課題を客観的に把握し、もし、その評価に大きな相違がある場合は、教員とのコミュニケーションなどを通して、その「ズレ（自分で思っているよりも出来ていることと出来ていないこと）」を十分に認識し、これから行うべき課題を明確にしていくことが重要である。

2) 自己課題の明確化

学生が、自らの実習を主観的、客観的に振り返ることができれば、自ずと次に行うべき課題が見えてくる。自己評価をしっかりと行い、実習で「出来たこと」、「出来なかったこと」、そしてそれらの理由を把握することで次の課題を明確にすることができるだろう。

振り返り（省察）によって明らかになった課題は、実習Ⅰの場合は実習Ⅱの新たな目標となり、実習Ⅱの場合は今後保育者として働く際の目標となる。重要なことは、実習による実践と省察が繰り返されることによって、保育者になるための継続的な成長と学びの機会が確保されることである。

(3) 事後指導における学びの共有

1) グループワークによる実習の振り返り

学生が主観的および客観的に実習を振り返り（省察）、実習後の課題を明確にすることは重要であるが、これを学生一人で行うことは容易ではない。主として学生が自分で行う振り返りは主観的であり、客観的に振り返るには他者からの視点を取り入れることが必要になる。「XⅢ 事後指導における課題の明確化」で述べたように、養成校教員とのコミュニケーションによって振り返りを深めていくことができるが、これに加えて、同じ実習を経験した学生同士でのコミュニケーションによって、さらに振り返りを深めることが可能になる。

その方法としては、さまざまなグループワークの手法が参考になる。学生の人数や状況等に応じてそれらの手法を使い分け、学生の振り返り（省察）が深まるようにするとよいだろう。

2) 実習報告会による学びの共有

実習を経験した自分自身の学びを他者に伝えるとともに、他の学生の学びについても共有する機会として「実習報告会」がある。実習報告会の進め方についてはさまざまな形式があるため、詳細は「指導方法編」を参照されたい。

こうした学生同士の対話や成果発表会等を通して、実習体験を共有しながら、より深い次元での省察を可能にするとともに、他者の経験を通じて保育に対する視野を拡大することに結びついていくものと考えられる。

2. 指導方法

(1) 講義型指導

1) まとめ（総括）

巡回指導や実習施設との連絡から得られた内容、実習記録や実習日誌、実習評価から得られた実習の内容を基礎とし、養成校教員が実習活動に関する総括やまとめを行う。これにより、学生が実習の総括と自己評価について意識し、振り返るための契機とすることができる。

2) 全体評価

巡回指導の経験や実習記録および実習日誌をふまえて、養成校教員が実習を全体評価する。具体的には、実習内容や展開、知識、技能、態度、礼節等広くその内容について評価を行う。学生は平均的な実習の風景を、養成校教員を通じて知ることによって自己の体験を客観的に位置づけることができ、そのことがより正確な自己評価へとつながる。

3) 講義内で実施する報告会（施設説明、体験、実習内容）

講義の中で、簡易的な報告会がなされる場合がある。例えば、実習施設ごとに代表者が実習施設の実態や学んだ内容、感想、反省を簡単に発表し、その中からいくつかの問題点を取り出して、全体で話し合う。

(2) イベント型実習報告会

(単独学年、異学年、施設種別、外部参加者等により区分される)

*報告会の形式としては、ポスター発表／スライド発表／レジュメ発表、あるいは個人発表／グループ発表、全員発表／代表者発表など様々な形式が考えられる。

- ①各学生が実習内容・体験を報告することで、実習の総括と自己評価を行い、次の実習に向けての、あるいは保育者になるにあたっての課題を明確化する。
- ②学生同士が実習内容・体験を報告し合い情報を共有することによって、自己の経験を客観的に捉えるとともに、他者の経験から新たな知見を獲得する。
- ③実習該当学生以外の異学年と合同による報告会をした場合、次期学生への情報提供を行うことができ、効果的な事前指導の機会にすることができる。
- ④施設実習に関して、同種別ごとに報告会をした場合、種別に特有の現状や課題について理解し、学びを深めることができる。他方で、異種別ごとに報告会をした場合、学生は自分の実習していない種別の施設の現状や課題について理解し、学びを広げることができる。
- ⑤学外からの参加者（現場関係者、高校生、保育者、地域住民など）が参加することで、他者の視点がより強く意識され、学生にとってモチベーションの向上や主体性の発揮につながる。例えばオープンキャンパスや学園祭など多くの人の前で発表を成功させることは、学生に自信を与えるであろう。また、現場の保育者を招いて発表に対する意見を戴くことは、報告会での学びを実地に活かしていく際の有益な示唆となる。

種別毎の担当教員による実習指導（短期大学）

○事後指導の進め方

施設実習事前事後指導において、全教員で施設別に指導を分担してきめ細やかな指導を心がけている。福祉系の科目担当者による授業以外に、事前授業として全教員が担当する施設に行く学生のみを対象に対応する時間を設けている。内容は施設実習における不安や悩みを共有する、事前に準備しておくべきことの確認、先輩による記録の確認などである。また、その施設だからこそ留意すべき点なども担当教員が情報として伝える。基本的にその担当教員が実習訪問と事後の振り返りも兼ねて行うことで施設側の要望や変化などをつかみやすく、一連の流れの中で細やかな学生への配慮につながっている。

○施設実習報告会

施設実習について、種別に分かれて実習施設ごとに2年生が1年生に体験した実習を報告し、取り組む姿勢などを教える時間を設けている。

1年生は自分が次の年実施する施設実習についてイメージが持てることをねらいに参加し質問などを行う。2年生は施設実習を振り返りながら報告することで学びを深めている。

1年生の前期で実習先（施設）を決めてしまうことから、施設についての学びを行う以前の決定となる。できるだけ体験した2年生から直に報告を受けることで来年の実習へスムーズに進んでほしいと考えて行っている。

実習評価票を基にした事後指導（短期大学）

実習訪問指導内容と実習施設からの評価票を整理し、評価内容をもとに課題を説明している。実習生全員の評価票を分類・整理（Excelに書き出して集計）して、コメントを抽出し必要なもの（数の多いもの、あるいは数が少なくとも絶対にあってはならないもの）を学生全体に提示、説明している。個別指導は社会人としての基本（遅刻・提出物の期限厳守・服装など）を指摘された一部の学生に対して行っている。

（3）記録介在型指導

1）レポート作成（報告書・記録整理・チェックシート等）

自身の活動について書くこと（言語化）を通して、実習の総括と自己評価を行い、自己の課題を明確化する。さらに、教員からコメントをもらうことで、自己の体験を客観的に捉えることができる。完成したレポートは記録として保存されるため、情報伝達や現状確認、課題解決等の役割を担い、振り返り型の学習として効果的である。

① 報告書作成

学生個人が実習から学んだこと、自分自身の反省点や今後の課題等をまとめてレポートに書く。例えば、活動を限定しての詳細な記録の作成、ある保育場面を抜き出すプロセスレコードの作成、実習内容をまとめた実習新聞の作成、実習報告会での学びを受けて総括レポートの作成等、様々な形が考えられる。

② 実習記録の整理

日々の実習記録を読み返し、体験を通しての感想や反省、保育に対する自分の考えを、指導者の意見や助言をふまえて、日誌の整理や再記載、まとめの作成を行なう。また、学生同士で日誌を交換して読み合うことでの体験の共有や実習日誌を基とした場面教材の作成等も行なわれる。

③ チェックシートの作成

知識、技能、態度等に関するチェックリスト（養成校教員・養成校側が規定する場合と学生自身が規定する場合がある）やリフレクションシートを用いて、実習を自己評価することで自己の課題を明確にする。チェックシートは視覚的に理解しやすく、学生と養成校教員の両者にとって、実習の成果と課題が一目で分かるのが大きな利点である。

④ 実習報告会の資料作成

実習報告会に向けて、ポスター資料やプレゼン資料、原稿等をはじめとする報告書を作成する。教育活動の一環として、実習報告会自体の企画・運営や諸準備等を学生自身が行う場合もある。集団活動構築の具体的体験の場ともなるので、その実施自体が意味を持つ場合もある。

自己評価シートによる事後指導（短期大学）

実習終了後、学生自身が自己評価シートを作成し、その結果をもとに自らの課題を確認している。実習終了後1～2週間以内の時期に、事後指導の中で30分間と時間を限定して行っている。記入項目は評価票と同じであり、多く書かれている内容をExcelで抽出し、次の実習の1週間前程度に、全体に対して説明する形で使っている。ピントが外れている学生に対しては、個別指導（面談で振り返りながら）を行う。自己評価シートの記述内容と園からのコメントが対応していない学生に対しては、実習園からの評価と対応させて個別指導を行う。個別指導に当たっては、日常の授業態度を中心に選別し、授業態度が悪く実習の評価が良い学生も呼んで褒めている。

2) 謝礼状作成

謝礼状の作成は、実習を受け入れ、成長の機会を与えてくれた実習施設への感謝の気持ちを伝える目的で行われる。同時に、学生にとっては実習での学びや課題を振り返って記述する機会でもある。実習終了後、1週間ないしは2週間以内に出すことが望ましい。書き方は一般的な礼状に準じ、社会的な礼儀を学ぶ機会になる。ただし、自分の言葉で表現することが大切であり、具体的な場面や活動を振り返り、自身の学びの成果を示して謝意を表したい。

実習経験を生かした創作絵本作成（短期大学）

○実習と学内の授業とのつながりを意識した事後指導

実習経験を、以降の授業に生かす課題を考え、教材作り（パワーポイントによる創作絵本作成）をしている。1年次の「情報処理実習」とのつながりを基に、実習と学びがつながるように考えて実施している。

○授業の流れ

以下はその授業の流れである。

- ①実習後、少人数（2～4名）グループで話し合う（例：実習の気づきや学んだ事）ことで、学びを分かち合う。
- ②何をつくるか考える（子供向けの童話というテーマは伝える）。
- ③シナリオ作り（対象年齢も学生たちに一任）をする。自分たちの絵をスキャナーまたはインターネットで画像を取り込みながら行う。発達を体験した実習が生きてくるように指導する。パワーポイントで全体発表する。観客は幼児という設定で行う。総合評価は、シナリオ・作品できばえ・発表・プレゼンなどから行う。

（4）グループワーク型指導（ディスカッション、対話型、PBL、カンファレンス）

1) ディスカッション

少人数のグループに分かれて、話し合い（実習施設の概要、体験内容、保育内容、子どもや保護者の関わり、指導担当者からの指導、実習の感想・反省等）を行い、情報を共有し、学びの深さと

幅を広げる。また、実習中に生じた疑問や直面した問題についてカンファレンスを行い、保育者を
目指す者としての資質・能力の向上をはかる。

グループディスカッションによる事後指導（短期大学）

○グループディスカッションの進め方

2年次保育実習Ⅰ責任実習終了後、学びの深まりを目的にエピソードを中心としたディスカッション
を行う。その後の意味づけを保育内容授業担当者（人間関係、教育・保育課程総論、表現、言葉、教
育・保育実習）の協力を得て授業時間の調整のうえ、実施している。

- ・対象：2年次全員
- ・場所：最初は全員が全体教室。その後、グループに分かれて話し合えるよう3教室に移動。最後
にまた全員が全体教室に集合。
- ・準備物：筆記用具と実習日誌。グループ協議にて使用する付箋と用紙。
- ・配布物：エピソード記録用紙。
- ・実施日：保育実習終了後1週目の授業2コマ4時間で実施する。
- ・時間と活動の流れ

8：50	全体の授業内容を学生に伝達、エピソード記録用紙を配布する。
9：00	エピソード記録記述。
9：30	3教室に移動。責任実習対象園児年齢別にグループ（5～6人）に分かれて進行者、 記録者、発表者もグループで決め、ディスカッションを行う。
10：30	休憩とまとめ、発表者の内容整理。
10：50	全体発表（グループの中で興味深い、重複していた内容のエピソード1, 2例）し た後に保育内容教員がその事例への講話とコメントを伝達する。
12：00	全体講評とエピソード記録を回収する。
12：20	グループで付箋貼り付けした用紙を教室壁に貼付する。

○参加学生の様子と授業の成果

学生本人の実習の振り返りにより導き出されたエピソードを、同グループ（対象園児年齢が同じ）
内の学生に開示して共感を得られること、自分の課題となる反省点が自分だけではないことを認識で
きることに加えて、何より、様々なエピソードから保育を見る視点やその対応における多様性に気づ
く機会になることが大きな成果である。

参加している学生の表情も、授業当初の緊張した表情が徐々に安心してきて、同調した表情に変わ
っていく。ディスカッションと全体発表の中で、自身の実習におけるエピソードが可視化されていく
ことの経験が、学生本人のエピソードの意味の深まりと保育の学びにつながっている。

2) 対話と省察による学びの集積化・共有化（シェアリング）

対話とは、物事の意味を探求するために、テーマに関してさまざまな角度から意味を考える会話である。対話の中では自己を振り返り、互いの理解を求めながら共同思考が生み出される。保育実習でのさまざまな実践について、対話と省察により学びを集積化・共有化する取り組みを提示する。項目①～④は、対話と省察を通した学びのシェアリングの例でもある。

- ① 「プロとしての保育者」の姿をテーマにした対話
- ② 実践知を繋ぎ合わせて集合知とする過程からの学び
- ③ できなかったこと、失敗したことの意識化と克服に関する対話
- ④ 対話による学習課題の焦点化、今後の取組みの見通しづくり

例えば、項目①は、実習の中で見つけた「プロとしての保育者」の姿について、対話しながら思考を拡張させていく。意見を交流させて互いの学びを集積し、共有しようとするものである。項目③は、学生の「できたこと」「できなかったこと」を意識化し、「できなかったこと」に焦点をあてる。“なぜできなかったのか”、“できるためには何が必要か”、“そのために今何がかしたいのか”を言葉に表すことで、更なる学びへと導く取り組みである。これらのように、自己の考えを付箋紙に書き、集約する過程で学び合う“従来のワークショップ”から、学生としての経験に内在化された学びを“対話型アプローチ”によって“見える化”し、学生自身が意識化できるように指導することで、より実習での学びが深化し、次へのステップとなっていく。また、学生としての実践知を出し合い、互いに交流し集約することで、集合知を導き、集積し、シェアリングすることが可能となる。自分や友人の実習経験からの学びや気づきは、単に実習を終えただけの考察とは大きく異なり、情感を伴ってリアルに再現されるため、その後の学習意欲が喚起される。なお、これらは、実習を終えた学生集団が行うことから始めるが、単なる事後指導に留まらず、実習を控えている下級生をメンバーに組み入れることで、彼らにとっては効果的な事前指導ともなる。こうした指導により、保育実習という実践の知から、学びの集積化と共有化が図られるとともに、主体的な連環型の学習が可能となる。

①ワールド・カフェ

相手を変えながら、少人数での対話を積み重ね、全員でテーマを掘り下げる「大規模型対話」。保育実習についてメンバーを変えて対話することで、個々人の経験をつなぎ合わせ、体験の振り返りと再構築を行う。

②OST（オープン・スペース・テクノロジー）

討議テーマを参加者が自ら提案して仲間を募り、ミーティングを通して自律的に対話を深める。保育実習における疑問や課題を学生が自主的に検討することで、体験を総括し、その後の主体的な学びにつなげていくことができる。

③PBL（Project-Based Learning）

PBLとは「課題解決型学習」であり、実習中に起きた具体的な問題（例えば子どもへの関わり、緊急時の対応、子どもの発達過程など）について、グループで議論や調査等を行い、問題解決に向けた道筋を検討する。学生自身による主体的なケーススタディーの形をとる場合もある。

④カンファレンス

主に、研究会や検討会等の会議を示す。実習活動の具体的場面をケースとして取り扱い、そのケースの解決に向けた支援や展開について、専門職ないしはその専門職に関する指導・助言が可能となる熟達者を踏まえ、意見交換ならびに学習の機会として展開する。

ワールド・カフェによる実習事前事後指導（四年制大学）

実習事前・事後指導の一環として、2年次、3年次、4年次の学生が一堂に会してワールドカフェを実施している。2年生にとっては、保育実習Ⅰ（保育所・施設実習）の事前指導、3年生にとっては、保育実習Ⅰ（保育所実習）の事後指導、保育所実習Ⅰ（施設実習）の事前指導、4年生にとっては、保育実習Ⅰ（保育所・施設実習）の事後指導、保育実習Ⅱ及びⅢの事前指導として位置付けている。

○方法および内容

- ・対象：2年、3年、4年の保育課程学生。各学年の対象者は最大で20名のため、最大で60名。
- ・場所：大学の学生食堂。
- ・環境：食堂の奥のスペースを利用し、4人～6人用のテーブルに4人で着席する。4人の中には全ての学年が入るように工夫する。できるだけいつものメンバーにならないように互いに配慮する。
- ・準備物：各テーブル（模造紙、水性マーカー10色（プロッキー）、クレヨン1セット、トーキングオブジェクト1個）、チベタンベル1個（終了の合図用）、プレゼンスライド上映用機材（プロジェクタ、スクリーン、PC）、PA機材
- ・配付物：2年生から4年生までの、これまでの実習施設と今年度の実習施設一覧表
- ・学生の持ち物：保育実習日誌、施設実習日誌、実習時に使用したメモ帳など。
- ・実施日：4月上旬、1年生のオリエンテーション期間の1、2限に実施する。
- ・時間と活動の流れ：

09:00 集合、着席

09:10 新年度の実習担当教員紹介、この時間のねらい、
ワールドカフェの説明開始 ※スライド使用

09:30 第1ラウンド・開始 スライドは「問1」を常時上映

10:05 第1ラウンド・終了 スライドを用いて座席移動と次の活動について説明

10:10 座席移動 第1ラウンド・情報共有

10:25 第2ラウンド・開始

10:45 第2ラウンド・終了 座席移動

10:55 第2ラウンド・情報共有 第3ラウンド・開始

11:15 第3ラウンド・終了 模造紙の確認・デコレーション

11:20 リトリート・開始

11:40 リトリート・終了

11:45 授業終了と後片付け

○参加学生の様子

- ・2年生：初めての保育所実習に向かう不安や疑問を解消できる場であり、上級生 の話に真剣に耳を傾けていた。実習日誌や実際の保育実習の話聞きながら、先輩の「すごさ」を感じているようであった。同時に自分自身の保育所での実習を想像しながら、実習までの生活や準備しておくことの確認を行っていた。
- ・3年生：保育所実習を振り返りながら、4年生と一緒に2年生にアドバイスしたり、4年生との対話の中でも気づきを得ることができている。保育実習日誌を開いて、実習当時のことを思い出しながら、対話を進めることで、話の内容がより具体的になり、実際的なアドバイスが行われていた。実習日誌の書き方なども互いに見せ合ったりしながら、自分自身の経験を広めることにも熱心であり、情報共有に積極的だった。また、これからの施設実習について、4年生に対し、不安や疑問を投げかけ、それまでに準備しておくことを確認したり、自分の実習する施設と同じ種類の施設で実習した先輩を探したりして、積極的に情報を収集していた。
- ・4年生：3年生の様子とほぼ同じであるが、すべての自分の経験を伝えるとともに、他学年からも学ぼうとする姿勢が感じられた。4年生は自分で開拓した実習先で最後の実習を行うことから、2年生、3年生とは違った落ち着きと意識の違いがある。実習日誌の書き方の工夫や言葉かけの具体的な質問には、実習時を思い出しながら、丁寧に応じる様子が見られた。

○ワールド・カフェの導入による成果

- ・ワールド・カフェは2010年から部分的に実施し、3学年合同授業は2012年から行っている。
- ・対話型での活動を取り入れることで、一人一人の実習での経験が、とても豊かに語られることが分かった。また、自分自身の体験を聞き手に向かって生き生きと話す中に、自分自身の気づいていなかった経験に気づく様子も見られた。そこで、各学年の実習指導の初回に、3、4年生にはレディネスの確認、2、3年生には不安の解消をねらって合同のワールドカフェを実施することとした結果、概ね、期待した成果を上げることができている。
- ・合同のワールドカフェは、1、2時限を合わせて実施し、午後の3時限には、学年ごとの事前指導を行っている。3時限に行う実習指導では、その学年に特化した内容で進めているが、午前の対話が生かされ、午前のワールド・カフェを続けたような学び合いの雰囲気の中で進めることができている。

(5) 個別面談型

教員との個別のコミュニケーションを通じて、実習を総括し自己の課題を明確化する。

1) 「保育実習」科目担当者による面談

- ①実習の具体的な内容について報告させた上で、実習中のトラブルや深刻な悩みについて個別に聞き、助言する。
- ②担当者は実習日誌についての評価（優れた点・改善点）を伝え、今後の課題を明確する。
- ③事前指導で立てた目標が達成されたかどうか、学生に自己評価させる。

- ④実習評価票を基に、実習先での評価をフィードバックし、対話を通じて結果を解釈する。その際には、学生に自己評価との「ズレ」を認識させ、保育者としての課題を明確にすることが重要である。
- ⑤個別面談は、「保育実習指導」の正規時間内で実施される場合もあるが、面接という時間の構造上、時間割時間数の上限、担当教員数の上限など様々な理由から、時間外での指導が展開される場合も多い。

2) 「実習巡回指導」担当者による面談

- 1) 巡回指導報告書に基づき、巡回指導の際に参観した保育実践の内容、学生の様子、実習日誌、実習指導者との面談内容等について、巡回では伝えきれなかったことを中心に対話を行うことで、実習を総括し、今後補うべき事項を明らかにする。
- 2) 上記、(1)と同様に評価等を用いた指導が展開される。

3) その他教員との面談

- 1) その他の教員との面談が実施される。必要に応じて、別途実施される場合や正規時間外での指導も行なわれる。例えば、講義関連科目や演習実技関連科目の担当者との面談においては、各科目での習得内容がどのように実習において発揮されているかの振り返りがなされ、実習の成果が今後の養成校での学びや指導にフィードバックされる。
- 2) 上記、(1)と同様に評価等を用いた指導が展開される場合もある。

自己評価票による個別指導（短期大学）

自己評価票と実習先の評価票を比較して課題を明らかにしている。実習先からの評価票は、時間を決めて個別に見せている。実習評価を見ることで学生自身の課題を明らかにし、次の実習に活かせるようにしている（ただし、園に対しては評価を学生に見せていることはあまり公表していない）。学生には、実習先からの評価を見せた上で自己評価と比較させ、総合所見欄に感想と課題を書かせている。

(6) 外部講師参加型

現職の保育業務に携わる者や現任の施設職員等を招いて講演してもらうことで、実習で学んだことを深化させたり、保育に関する疑問を解消したり、自己課題の解決に向けた方向性に示唆を得ることができる。また、実習報告会などに外部講師として現場関係者を招く場合もある。

その他、下記キャリア支援型と連動する内容は、専門職者の現場において人事権を有する者（園長、施設長、理事長等）を講師として招聘し、講話いただくことにより職業意識の醸成的意義をもたせることも考えられる。

外部講師による指導（短期大学）

2年次に現場の先生を呼び、講話をお願いしている。毎年違う園長に来てもらっており、実習訪問指導時に、実習生が多い園を中心に声をかけて依頼している。講師を以前は固定していたが、6、7年前から近隣の園から人選するようになった。

施設職員を招いての実習報告会（四年制大学）

○実習報告会の内容・方法

実習生一人一人がそれぞれの実習のねらい、ねらいを達成するための手立て、実習での学び、考察、反省までを、レジュメにまとめて報告している。

概ね一人当たり7分程度で全員が報告しており、また、2年生は模造紙1枚に上記内容をまとめ、ポスターとして掲示している。

○学生に対する実習報告会のねらいや効果

実習のまとめを冊子にして、関係する施設に送付するため、その前段階としてのまとめの意味もある。各自の学びを言語化することでさらに深い洞察ができると考えている。

○施設職員の出席状況や反応・養成校との協働面における成果

実習生の報告の最後に、施設から来ていただいたゲスト（主に所長、主任保育士）に助言をいただいている。助言者から、「養成校がこのような報告会をしていることは知らなかった。可能であれば、広く声をかけていただき今後もぜひ参加したい」とする旨の意見をいただいている。

助言者1名は当該実習施設の担当者を実習訪問指導でお会いした感触から選出し、依頼している。助言者には事前に資料を送付し、助言のコメントをいただくようにしている。それ以外の施設には、開催案内を送付し、オブザーバーとして報告会の参観を呼びかけている。

実習生は単にボランティアのような立場で実習しているのではない。まさにいま、保育所保育指針が示している保育のあり方を実習の場で具体化することや、保育士の姿から指針に述べられた多くを学ぼうとしていることを理解していただき、保育現場の保育力の向上と昭和の保育からの脱却を促そうと考えている。

（7）キャリア支援型

保育士資格の登録手続き、就職活動の支援（卒業生を招いての講演やマナー講座など）を事後指導の一環として、実施する場合もある。

実習指導における事後指導の最終的な目標は、学び続け、成長し続けられる保育者の養成であり、そうした学生を保育者として保育現場へ輩出することである。おのずと全ての実習を終えた後の事後指導の意識は、そこへ集約されることとなる。しかしながら、キャリア支援型の指導は、必ずしも教員主導で行なわれるわけではなく、事務局ないしは学校全体を挙げて取り組まれる活動として考えることができる。

資 料 編

- 資料 1 保育実践力の育成
- 資料 2 ボランティア・見学
- 資料 3 保育実習 誤表記一覧

資料 1 保育実践力の育成

保育実践力は、広義では、保育者が保育を実践する上で必要な知識、技能、態度と捉えられよう。ここでは実習指導のガイドラインであることをふまえ、学生が部分実習や全日実習等において乳幼児への援助活動を行うために、最低限身に付けておくべき必要な力を中心に取り上げる。

多くの養成校では、保育実践力は、保育実習に関わらず卒業まで継続的に育成されている。主に実技科目や演習科目で扱われ、乳幼児への生活支援や遊びの指導等、具体的な題材を通じて培われる。また、保育実践力の育成には、学生自身の家庭環境や経験（ボランティア、アルバイト等）によりレディネスの差も大きい。

保育実習では、実習園、実習時期、実習日数、担当クラス（年齢）が、おおよそ事前に想定できることから、早い時期から取り組めば各々の対象に合わせた具体的な準備が可能である。ここでは、あらかじめ実習で対象となる乳幼児を想定し、部分実習や全日実習等で行う保育活動の準備教育について示すこととする。

これらの指導を通して、自己の保育者としての実践力や課題に気づき、意識しながら保育実習に取り組むことにより、事後学習への意欲が喚起される。さらに一人一人の学生にとって必要な課題の焦点化が可能になる。

1. 乳児への支援

「乳児保育」や「子どもの保健」、「子どもの食と栄養」、「子どもの健康と安全」等で学修した内容が、具体的な支援場面で活かされるように、実習の事前指導においても確認・再指導する。

項目①～④の支援内容は、乳児の保育に当たることを考えると、事前に確認しておきたい内容である。特に、乳児院での実習生に関しては、学びを再度確認する必要がある。

- ① 沐浴
- ② 調乳
- ③ オムツ替え
- ④ 着替え 等
- ⑤ 午睡 等

ここでは、赤ちゃん人形を人数分用意して、大勢の中で指導するのは容易ではないため、実習室等の沐浴指導できる場所を確保して、学生をグループにして学び合いの学習形式でスキルの取得に取り組めるようにする。

2. 遊び

いわゆる“遊び”を大きな枠組みで捉え、ここでは（1）感覚遊び（2）造形遊び（3）手遊び・歌遊び（4）運動遊び（5）体操遊び（6）ルールのある遊びの6つに分類した。遊びは園生活の中心であり、子どもの生活そのものである。学生はこれらの内容をそもそも自分自身の経験として持っている。また、養成校での取扱いも多様であるため、子どもと一緒に遊ぶ際のスキルは個人差が大きい。

事前指導の限られた時間内では、それぞれの遊びの楽しさやその理由、発達に応じた展開の仕方など

をすべて盛り込むことは難しい。また、遊びの楽しさは“実際に遊びを体験する”ことでしか伝わらない。そこで、理論から実践までを系統立てて教授する指導も必要である。

しかしながら、(1)～(6)のような保育者が提供する遊びを、多様に実践できることが保育実習をより充実させることに繋がる。そこで、実習指導の1単位時間のどこかに、少しずつでも取り入れるなどしながら、学生の遊びのレパートリーを増やせるように計画的に指導を展開することが求められる。

実際の指導場面では、授業のアイスブレイクとしてこれらの遊びを取り入れることで、雰囲気作りを兼ねた学生の遊び体験に繋がる。学生同士が互いに遊びを紹介し交流することでレパートリーを増やすことができる。また、子どもの集団での活動に応用できるレクリエーション・ゲームなども行うとよい。

(1) 感覚遊び

低年齢児の感覚遊びは、保育士と共に行われることが多い。水や砂、泥などに触れる砂場での遊び、小麦粉の粉から作る小麦粉粘土、スライムなどはできれば体験し、その遊びの前後の準備や片付けを一連の流れとして学ぶ時間の設定が望まれる。また、大きな布を利用して隠れる、引っ張る、引っ張ってもらう、保育士に布の上で揺らしてもらうような全身で味わう感覚遊びなどは、実際の保育場面では見られるものの、養成校で学生自身が体験することは容易ではない。そこで、実際の遊びの様子を図書や写真などで紹介しながら知らせていくことが必要になる。

また、体の動きが滑らかになるにつれて、滑り台で遊んだり、一人でブランコを漕いで揺れや風を楽しんだりすることができるようになる。また、プレイバルーンのようなカラフルな大きい布を使って集団で感覚を味わうような遊びも楽しめる。いずれも、表現する方法は言語や動き、表情だけではないこと、さらに子どもの心が解放されることへとつながること、を意識させながら伝えていくことが必要である。また、障がいのある子どもに対する感覚統合遊びや、保育現場で繰り返し広げられている多彩な事例は、可能な限り、視覚的教材を活用して紹介したいものである。

(2) 造形遊び

造形遊びは、保育所の実習でも、責任実習に造形的な遊びを取り入れるよう求められることがある。そのため、遊び出しへの流れがスムーズに行われるようなストーリー作りや、ものの提示の仕方、言葉かけ等、具体的な子どもの動きを想像し、それらに応じたシミュレーションができるようにさせたい。一斉での造形活動では、製作物の仕上がりは個人差が大きいものである。子どもの発達に合わない素材や内容であれば、自分から取り組もうとすること自体が難しくなるし、途中で投げ出してしまうことも予想される。そのため、子どもの実態の把握が重要となってくる。どんな素材を好むのか、ハサミやのりなどはどのように使用しているのか、使用できるのか等、幼児の姿を観察し、取り組めるようにしておくことが肝要であろう。また、単なる作業で終わるのではなく、子どもが自由に表現したり遊んだりできる要素を、必ず活動に盛り込むようにしたい。一斉での造形遊びでは、製作物(作品)の完成までの時間も異なる。そのため、早くできあがった子どもの思いが損なわれることのないようにしながら、未だ完成途中の子どもに対する援助をどのようにするのか、具体的に実習生自身の動きをあらかじめイメージしておくことが必要である。早く完成させる子どもはその製作物を使って遊んだり、飾ったりしたい思いが強いので、その思いを受け止めながら、時間をかけて作っている子どもとの間で、しっかりとした全体への援助が求められる。事前指導の段階では、学生がまだ関わっていない幼児の姿を想定して計画を立てることは難しいので、学生自身が予定する造形遊びの教材研究として、試作や見本を作ることを勧めたい。作業経験をすることによって、子どもにとって難しいポイントや時間配分、子どもだ

とどんな造形遊びになるだろうかといった想定がしやすくなる。もちろん、試作がそのまま一斉での造形遊びに活用されるわけではないので、実習の際には子どもの姿や実習園の指導に合わせて変更することも確認が必要である。

好きな遊びの時間に展開される造形遊びは、クラスでの一斉活動とは大きく異なる。好きな遊びの造形遊びは、一斉での造形遊び以上に、子ども一人一人が異なる思いを持って遊んでいる。そのため、実習生には子どもの思いを理解し、遊びがさらに面白くなるような展開を想像しながら、さりげないものの再配置や分量の補充が求められる。これらは、子どもの視座に立ち、何を楽しんで造形しているのかを理解しようとする観察から始まる。まさに幼児理解があつての遊びの指導となるわけである。それができなければ、子どもの遊びへの介入の仕方次第では、子どもの主体的な遊びの流れをさえぎってしまうことにもなりかねない。このことも事前指導では十分に理解させておく必要がある。また、事後指導では、その園での造形遊びを紹介し合い、学生の体験を語り合う場を設けることも有益な活動となろう。

(3) 手遊び、歌遊び

手遊び、歌遊びはもっとも身近であり、また一日の流れのなかで様々な場面で使われている遊びである。人数や対象の制限が少なく、道具の有無などの条件を選ばずに楽しむことが特徴としてあげることができよう。

保育の中では活動の区切りや導入、季節や行事に関する内容に用いる、手のひらと指を素材としてイメージをふくらませる楽しさとリズムカルな曲に合わせてうたうという音楽的感覚の楽しさを味わう、手遊び、歌遊びそのものを遊びとして位置付けることも可能であることなども伝えておきたい。

このように身近で、手軽でありながら手遊び、歌遊びは子どもの成長のために大切な要素をあわせ持つ、優れた遊びであると認識し、その楽しさを子どもの笑顔とともに実習生も実感してほしい。特に手遊びのレパートリーは多く持ち、実習生に任せられた際に自信をもって取り組めるよう準備しておくことが大切である。

実践に際しては子どもが新しい手遊びや歌遊びに興味を示し、やってみたいと思えるように導入の仕方を工夫する。手遊び、歌遊びは教える事、覚えさせることではなく、子どもの前で実習生が楽しく、恥ずかしがらずに手指の動き、歌などを子どもに分かるように大きく表現することが大切であること、手遊び、歌遊びを一緒に楽しむことを忘れずに子どもの様子を観ながら行うことを留意することの大切さも伝えておきたい。

(4) 運動遊び

幼児に運動遊びの楽しさを味わわせ、自ら喜んで友達と活発に活動する基礎を培うためには、運動遊びや戸外での遊びに対する価値を知り、健康意識を高めていかなければならない。そのためにも養成校では、運動遊びの持つねらいや意義を学生に確実に浸透させ、子どもの目線で運動遊びを楽しみ、学生同士のふれ合いや動きの経験から心も体も弾んで、運動することの楽しさや、心地よさを存分に味わわせていきたいものである。

運動遊びは、基本的な歩く、走る、跳ぶ、転がる、投げるなど全身をつかって行う動的活動のことであり、子どもが夢中になって生き生きと体を動かす遊びの中で、多様な動きの獲得につながっていく。また遊びを繰り返し行うことにより、動きのなめらかさとともに洗練化も図られていく。ただし、どの遊びにもいえることであるが、「子どもが喜ぶので行う」というのではなく、各年齢の発育発達の特徴・

特性について理解を深め、子どもの実態をよみとった運動遊びの提供が必要である。つまり、年齢にあった運動量と質の確保を意識しながらの組み立ては、運動能力の向上や意欲喚起に役立ち、子どもにとっても十分な動きの満足感を得ることにつながるのである。学生は子どもの実態を把握しきれていない場合が多いが、実習中は、各実習園の指導内容に応じて担当教員と相談しながら運動遊びを進めていくのが望ましい。

運動あそびは、一人で操作できる小型遊具を使った遊びや、マットや巧技台等の大型遊具を活用した遊び、新聞紙や空になったペットボトルを活用した手作り教材での遊び、ゲーム的な遊びなど多種多様にある。それらの遊びを行う場合、一つの教材の活用に固定するのではなく、そこから応用ができるよう事前に遊具の扱いや使用方法などを確認することが大切である。実習前の演習科目では、子どもの様子を想定しながら、安全面の配慮、環境に目を向けさせるよう授業を展開・内容を構成することが必要である。

運動遊びの実践として、新聞紙を使った遊びを例に挙げる。新聞紙は、活用の用途が幅広く提供できる教材の一つである。新聞紙を丸めて、的当てのボールにしたり、的入れとして展開もできる。サッカーボールの代用としてゲームにも活用できる。新聞紙を開いた状態で走ったり、新聞紙を棒状に丸めて、やり投げのようにして遊ぶ方法等もある。一つの教材の活用に固定するのではなく、そこから応用ができるよう紹介したい。同時に、子どもが「次もまたやってみたい!」「こんどは、どんな遊びをするのかなあ」などワクワク、ドキドキする期待感や楽しみを感じ、意欲を沸かせるような言葉かけや雰囲気づくりができるような援助の仕方を考えることが大切である。したがって事前授業の中では、まず学生自身が活動を体験することで気づき、話し合いの場を設けることにより、工夫や改善すべき要素が見出せ、オリジナルの実践活動として展開が可能になる。

(5) 体操あそび

最近では、「体操」という言葉の使われ方が多様化している。表現あそび、模倣あそび、リズムあそび等の中にも体操的な要素が加わり、本来の体操あそびの意味合いが曖昧な形になってきた。

体操あそびは、幼児であっても基本となる心臓から遠い上下肢の運動から始め、首・胸の順に胴体を徐々に大きく動かす動きへと移行させる。その後ゆっくりと呼吸を整えながら上下肢の運動に戻り整理の段階へ入る。体を満遍なく動かすことは、幼児の体力低下を予防し、調整力の保持にも役立つ。動きを構成する際には、同じ動きの繰り返しや号令によって反復練習をするといった画一的な動きではなく、子どもが動きやすいようにリズムに変化を持たせるなどして心地よい汗をかく爽快感を味わわせたい。また保育者が子どもの前で手本となっていく体操は、各部位を意識し、伸びやかにそしてめりはりのある大きな動きが望ましく、保育者が笑顔で楽しそうに動くことによって子どもは自然に模倣することが楽しくなり、体操の目的である体の各部位のしなやかさや体づくりが図られていくものとする。

体操あそびの実践として、戸倉ハル氏の考案された数多くの作品の中から「くまちゃん体操」について触れることにする^{*}。くまちゃん体操は、小鳥（上肢下肢の運動）、馬（下肢の運動）、とら（首の運動）、ペンギン（胸の運動）、くま（背腹の運動）、さる（側屈の運動）、うさぎ（跳躍の運動）、にわとり（整理運動）、くじゃく（呼吸運動）の9種類の動物を中心とした動きで構成されているが、各動物の動きの特徴がうまく体操と表現に反映されており、ダイナミック且つ躍動的な動きが多い。子どもにとってなじみの動物が多いため、親しみやすく楽しい体操として定評がある。小学校領域における模倣の運動遊び、体づくり運動や表現運動の動機づけにもなり、活用度の高い体操である。養成校での指導では、学生自身の動きの鍛錬が、子どもの前で自信を持った良い動きにつながり、子どもに感動や刺激

を与えることにつながることをふまえ、各体操・動物の模倣等が体のどの部位を意識しつくりられているのか理解するためにも、学生が互いの動きを鑑賞し、適格に動いているかを確認し、より確実な動きが身につくような指導が必要である。

※引用文献 松本民子「幼児のリズム体操集」チャイルド本社, 1981, pp.81-87.

(6) ルールのある遊び

運動遊びの中には、ルールや約束事・きまりが含まれているものが数多くあり、守ることによって楽しい遊びが成立する。しかし、ルールやきまりは保育者の経験や考え方を一方的に押しついたり、指示したりするものではなく、基本的には子どもがアイデアを出し合い、工夫し、自分達でつくりあげていくことが望ましい。つまり保育者は、子どもの自由な発想のもと、面白さを広げていける雰囲気づくりや遊びの発展・変化を楽しませるような場面、場面に応じた指導力が必要なのである。

ルールのある遊びでは、複数の子どもが活発に動き回って遊ぶ中で、個々に自分なりの欲求や興味・関心を持ち、楽しみや喜びを求めて活動している。そのため、時には自己主張などの口喧嘩のような場面が想定される。保育者は、その場の状況のみで判断し注意するのではなく、その喧嘩や喧嘩の要因となった事柄を両者から聞きながら、ルールとは何のためにあるのか考えさせ、子どもでルールを守って遊ぶことで、結果的に、より安全にそして楽しく遊べることを理解させることが必要である。また、自分の主張だけではなく相手を思い理解する気持ちや尊重することの大切さ、人との関わり合いを通して、協調性や社会性を育むことができるのである。4歳児頃から、様々な運動遊びを通して基本的な動きが習得でき、やさしい運動から複雑な運動に挑戦しようとする意欲が芽生えはじめる。それと同時に、他の子どもにも興味・関心を持ちはじめ、ごっこ遊びや簡単なルールのある遊びなど、友達と一緒に運動することに楽しさを見出せるようになってくる。5~6歳児頃からは、目的に向かって友達や集団で力を合わせ協力し、自分たちで約束ごとやルールを決めて遊べるようになる。また、競争意識も高まり始めることから遊びのルールを子どもと一緒に確認することも大切である。

ここでは「鬼ごっこ」を例にとり、遊びの特徴と指導にあたっての留意点を考えてみる。鬼ごっこには、様々な遊び方があり、走力や運動機能の発達促進に有効な遊びの一つである。基本的には、追う、逃げる、捕まえる、の繰り返しの遊びになる。鬼に捕まりそうになったら素早く身をかいたり、鬼が子どもを捕まえたりしたときなどの達成感や鬼ごっこの醍醐味でもある。また、単純な鬼ごっこから、ルールや役割、ジャンケンを含んだ複雑な鬼ごっこにするなど、ゲームにまで応用ができる遊びである。しかし、いつも同じ子どもが鬼役であったり、いつも直ぐに捕まってしまったりというような状況が繰り返される場合には、鬼ごっこが嫌い、つまらないと感じ(4)で述べたような運動遊びの効果を得ることは難しい。本来鬼ごっこは、全身をつかう運動であるため、行う時季や回数・時間を十分に考慮して行うことや人数に合った場所等環境設定にも留意しなければならない。いつでもどこでも気軽に遊べる鬼ごっこだが、子どもが夢中になって遊べる要素をふんだんに含んでいるため、実習生には常に子どもの表情や会話に耳を傾け、子どもの好奇心と運動の促進を考えた指導内容に注目し、事前の準備と予測したルールの確認をすることが必要である。

3. 児童文化財の活用（作成）と実演方法

児童文化財の指導は、保育内容に関する演習や基礎技能等で実施されることが多く、養成校によって

は特色のある教科目を特設して指導に当たっている。そのため、実習の事前指導では、学生がそれまで習得した内容に合わせて、児童文化財の活用や事前の準備としての作成活動、実演のための練習などが挙げられる。

特に、好きな遊びの時間の終了後や昼食前、午睡前の時間には、学生の部分実習として一斉指導を行うことが多い。そのような短い時間での一斉指導では、子どもの育ちに合った児童文化財を選択し、適切に提供（指導／援助）することが求められる。また、全日実習では、前述の時間も含めたデイリープログラムを立案し、様々な児童文化財のなかから、子どもの心身の発達を育むための素材をあらかじめ選択しておく必要がある。

そこで、実習の事前指導としての児童文化財の取り扱いは、例えば、絵本、紙芝居、素話、童話、各種シアター（ペープサート、エプロンシアター他）等の活動の特長を再確認することが望ましい。季節や行事、その時期の園の活動にあった内容を、子どもの発達に照らして、複数の児童文化財から準備し、それらの提供が丁寧かつスムーズに行われるよう、教員がポイントを解説し、実演を通して指導する。

以下、具体的な事前指導の方法（例）を示す。ここでは、教員は学生同士が互いに学び合う意欲付けや雰囲気づくりを大切にしながら指導を展開する。そして、学生が自ら積極的に実習の準備・練習に取り組めるようにする。

（１）絵本

絵本は絵と言葉が融合してストーリーやテーマを物語り、一つの世界がつくられている本をさす。ページをめくると新たな世界が広がり、絵だけを見てもストーリーが分かることが絵本の特徴である。読み聞かせをすると、子どもらしい物事の受けとめ方や感じ方を分けてもらうことに気づく。子どもと共に心が通い合えるその時間を一番に大事にしたいものである。

絵本の読み聞かせの仕方には諸説あるため、指導者の指導法に委ねることとして、ここではクラスの集会活動としての読み聞かせで、必要と思われる事項について列挙する。「読む」ことについての具体的なスキルとして絵本の安定した持ち方やめくり方などの練習、そして誦んじられるように何度も読み込んでおくことが必要となる。また、読み手の声の大・小、穏・急、間を工夫し、顔の表情なども子どもが絵本の世界に入り込めるようにするために必要な技術である。これらの技術も子どもや保育士の前で整然と読み聞かせられるように練習しておく必要があるだろう。もともと絵本は個人が手にとってみて自分のペースでじっくり眺めたり、身近な人に読んでもらったりするためのものである。そのため、集団の場合は絵と文章のバランスの良い本や少し離れた場所からでも絵がよくわかる本を選ぶ必要がある。

実際の指導では、絵本の役割、実習時期や配当学年に合わせた絵本選定のアドバイス、読み聞かせのポイント指導を行う。絵本は、単なる時間調整のための教材ではないため、絵本を取り入れる際の考え方を理解できるようにする。また、指導者が読み聞かせのポイントを挙げ、読み聞かせをしながら評価する学び合いの手法が効果的である。

最後に、物語の筋を暗記したり、読み聞かせの技術を習得することはのぞましいことではあるが、絵本の作品についてその質を見極める目を学生時代に養うことも大切なことである。

（２）紙芝居

紙芝居は、文字どおり「紙の上の芝居」である。そのため、紙芝居には、台詞の他に、読み手の声の出し方や速度、紙の抜き方などが丁寧に示されている。読み手は、「演者」となって、声色を変えたり、

絵の抜き方を工夫したりしながら、紙芝居の場面を演出することが大切である。

最近の紙芝居は種類も豊富で、これまでのような誰もが知っている昔話の物語や絵の付いた創作童話だけではなく、基本的な生活習慣の習得のために写真で構成した紙芝居や動物の写真を用いたクイズ形式の紙芝居などもあり、多彩に活動を展開することができる。

実際の指導では、まず紙芝居が芝居であることを理解させることが必要であろう。指導者が演じ手になりきって紙芝居を演じてみせたり、学生同士が互いに演じ合い、評価し合うような学び合いが効果的である。また、自己紹介を自作の紙芝居で作成したり、歌の歌詞を紙芝居にして、一緒に歌ったりすることも、事前の学習では大切になってこよう。

(3) 素話

素話は語り手と聞き手がいれば、他に何も道具がいらない素朴な文化財である。語り手のことばから子どもが想像力を働かせ、一人一人が自分自身でイメージを創り出すところが素話の特徴である。絵本や紙芝居の手軽さに比べて、物語を憶えなければならない。しかし、既成の物語にこだわらず、園生活の出来事や身近なものを題材にした創作話も子どもは興味を持って喜んで聴く。そこには子どもが主体的に聴こうとするための保育士の力量がなければ、素話は成立しない。

そのため、実際の指導では、どのように進めれば、素話が成立するのかを具体的に考えさせる必要がある。話を選定する際に再話など多数の物と読み比べてみるのが大切であり、内容や文体、表現などそれぞれの違いを発見し、自分が語りやすいものを選ぶとよい。また、子どもの育ちにあった内容であり、身振り、手振りは自然に出てくる範囲とし、過剰な演技表現は必要がない。子どもが理解できる言葉をできるだけ用い、その話に子どもが自分から入り込めるような話術とは、どのようなものなのか、指導者自身が見本となって示すことが必要であろう。実習内容によっては実践の機会がなく、事前指導と関連付けにくい場合があるかもしれないが、保育士の話を聴くことの大切さや、素話の素晴らしさは指導しておきたい。

(4) 童話

このガイドラインでは、絵本ではなく、挿絵の少ない物語の図書を「童話」として捉えている。

童話の読み聞かせは、3歳以上児、特に年齢が上がるにつれて取り入れられることが多い。童話の読み聞かせも、読み手の力量に大きく左右される。特に、年長児であれば、たとえ文字だけが並んでいるページでも、絵本を読むように左手でページを示しながら読み進めることで、その物語の世界が文字だけで表されていることを知り、文字に関心が持てるようになってくる。

実際の指導では、保育現場での童話の役割について再確認させたい。童話は、実習指導以外の教科目（特に、保育内容（言葉））でも扱われることがあるため、実習指導では、多くの園で読まれている童話を指導者が紹介できるようにしたい。

また、実習後の活動として、学生が実習先の保育室や蔵書を見せていただき、学生同士で共有することで、数多くの園で活用される童話に触れることができる。これらは、事前に課題として取り上げ、事後指導として取り入れることもできよう。

(5) 各種シアター（ペープサート、エプロンシアター他）

近頃は、書店でも市販の教材を扱うようになって来た。また、作成用キットは、保育教材販売店やインターネットから手軽に購入できるようになってきた。そこで、実習の事前指導で使用できるように、

養成校にはパネルシアターやエプロンシアターも数種類は用意しておきたいものである。

実際の指導では、分かりやすい物語などをペープサート、エプロンシアターで作成し、学生同士で演じ合うなどの経験や練習、自分なりの演じ方を工夫できる場や時間を経て、実習施設で活用できるようにしておきたい。手作りの教材だからこそ子どもに伝わる温かみや感覚を学生自身が体感する中で子どもに表現するひとつの手段として取り入れてほしい。また、学生自身が楽しく感じ演じることで子どもに伝わることを実感できることが重要と考える。

4. 環境の構成に関する指導

幼少期に直接体験の少ない環境で育った学生でも、保育の専門職として実習に出る際には、項目(1)～(4)は少なくとも理解して欲しい内容である。また、事前訪問時などでは、園庭の樹木や草花、散歩で出会う自然について確認し、自ら調べ、知識として子どもに伝えられるような準備も必要であることを十分理解し、適切な環境の構成について考える力量を備えさせたいものである。

環境の構成に関する事前指導では、保育室のあつらえ、園庭の植生などについて、具体的かつ適切な保育所の事例を紹介し、保育者の意図が理解できるような指導を行うこととする。

また、環境の構成については、事前指導だけではなく、事後指導においても十分な時間が必要であろう。事後指導で実習園の環境から保育者の意図を想起することは、繁忙な実習中よりも、事後指導で確認することが有効である。そこで、事後指導の時間を確保して、学生が経験してきた保育所の様子を図示したり、「園庭道具の出しやすさ、片づけやすさ」「個人ロッカーの使い方」「椅子を使った保育室での集まり方」「遊戯室での全園児の集合の仕方」など、保育実習で確認することが可能な項目をあらかじめ決めておき、実習後に文章にして表す活動は重要であろう。

(1) 四季折々の活動

四季折々の遊びは、季節の植物、虫などに関した知識を取り入れながら子どもに関わる。また、季節の伝統的な行事を知り、学生が行事の意味を理解したり、伝統行事について子どもに分かりやすく説明したり、行事にあった活動を選べるように事前学習を促す。

(2) 園のまわりの植生の観察、樹木草花の名称の理解

学生自身が四季折々の植物や虫に関心を持ち、調べておくとよい。実習で、植物や虫を知っていると、子どもとの散歩の際に会話の糸口になったり、子どもと一緒に関心をもって植物等を調べたりすることにつながる。実習前に、学生が植物について関心を持つことが必要である。他の授業(例えば、環境など)と関連させながら学生自身の学習を促すのも教育の方法であろう。また、実習に行った際には、子どもの植物や虫についての気づきに「あ、本当だね!」「そうだね!」と返事をしたり、「一緒に調べようね」と誘ったり、学生が調べてから子どもに知識を伝えたりすることが、子どもの興味・関心を広げるとともに、学生自身の子どもの理解につながる。

(3) 材料、道具の使い方、指導法

子どもがどんな材料、道具を使って活動しているかは、実習施設によって異なる。特に一斉保育で道具を使う場合は、事前に実態を確認する必要がある。例えば、はさみのように危険の伴う活動の場合は、実習生が保育実習の中で使用することを禁止している場合もある。また、実習園によって道具を使う際

のルールが異なる場合がある。各園で行われている保育のつながりを切らないようにするためにも、普段、保育士がどのように言葉がけをして子どもに道具を使わせているか、事前に把握しておくこともスムーズである。担当する子どもが、どの程度その道具を使えるかを把握しておくことも当然必要である。一斉保育で使用する材料については、できるだけ実習生自身が揃えるようにしたい。画用紙など実習施設の材料を使わせていただくこともあるが、使いたいだけ使うというわけにはいかない。かといって実習生が自費で何千円も支払うようなことも避けたい。身近な素材で代用するなど、柔軟に工夫することも大切である。

<はさみについて> はさみを一斉保育で使う際は、事前に担当クラス担任や実習担当保育士に確認をとるようにし、切る素材や形が難しすぎたり簡単すぎたりしないよう、子どもの実状に合った指導計画案を立てたい。活動に入る際は、はさみの正しい使い方を子どもと確認しながら見本を示すようにすると、子どもが活動をイメージしやすくなる。活動中は、安全に、楽しくはさみの活動ができるよう、全体に目を配りながら進めることとなる。関係のない時にはさみで遊ばないよう、準備や片付けのタイミングも考えておきたい。

<のりについて> のりといっても、手で塗るタイプのでんぷんのり、水のり、スティックのり等、様々な種類がある。どんなのりを使っているかは実習園によって違い、また、子どもの年齢で使い分けられていることもある。ここでは、学生が普段あまり使わないでんぷんのりについて触れたい。指ですくうのりの量の確認をする際は、「豆粒くらいの量」などのように子どもがイメージしやすい言葉を使うと良い。また、のりのついた手で周りのものを触って汚さないように、手拭などの配慮もしておきたい。

(4) 実習期間の行事に関する事前事後の活動 等

運動会であれば体を動かすことや主になる活動の楽しさや、生活発表会では表現する楽しさや作っていく楽しさを子どもが知ること、行事の後に子どもから「やった～」という声を聞けるような指導を学ぶことが大切である。このような基本的な考え方を学生が知り、実習先での学びにつながると良い。

資料2 ボランティア・見学

保育実践の場でのボランティアや見学については、入学後から保育実習までの間、そして、実習後から卒業までの間でそれぞれ意味をもつだろう。養成教育の中で、見学やボランティアについては、ボランティア先に実習配属するなどの実習配属に関する工夫以外にも、レポート作成による施設理解、日誌の書き方の学びにつながる、環境整備の仕方などを始め実習施設の習慣に慣れる、施設のイメージが良い方向に変化する、学生の成長につながる、高い意識をもって活躍できる人材の育成につながる、就職につながるといったポジティブな効果が期待されている。

実際に、ボランティアや見学はこれまで学生が学んだことをもとにさらに深めていける体験となるであろう。そうしたことから、ボランティアや見学を学内・外での学習として単位化している養成校もある。本資料では、ボランティアや見学等、学外での学びについてお伝えする。

なお、本資料は東北ブロック研究委員会の調査結果に基づくため、「2. ボランティアの時期、ボランティア先の探し方」以降についてはボランティアを中心とした内容である。

1. ボランティアの位置づけ

(1) 入学後から実習前まで

入学直後から数か月以内に保育実践の場についてのイメージを形成し学習意欲を向上させる効果を期待して実施されたり、保育実践の場に慣れていくことを目的として継続的におこなわれたりする。また、実習前に保育の場での体験をすることは、学内の学びを実践につなげていく機会になったり、実習への不安を低減したり、これから実習をする施設に慣れたり、実習の準備をすることなどに期待されて実施される場合が多いだろう。例えば、実習先や保育実践の場に参加して、レポートを書くことにより理解をすることや、施設について調べた上で施設の生活に参加することでよりよい実習目標の設定を行うことや、日誌の書き方や指導計画案の作成などの学びにつなげていくことなどが考えられる。

また、初めて入る保育実践の場で、学生は保育者等の社会人の姿を見て、自分も実践の場に社会人としての基本を身につけていく意識をもつのではないだろうか。

(2) 実習後から卒業まで

実習で学んだことを活かして施設での活動に参加したり、環境整備・構成について大切なことを意識しながら動いたり、保育者の動きなどに合わせて大切なことを考えて動いたりする機会であったり、実習中に感じていた疑問を考究していったり、実習中の学びを土台として保育の場・保育者・利用者及び子どもに対する理解を深めていく機会となることが期待される。

また、就職活動の一環としてボランティアに入ったり、経験したことのない施設種別にボランティアに行ったりして新たな出会いによる学びを得ながら、学生が将来のキャリアについて考える機会にもなるだろう。

2. ボランティアの時期、ボランティア先の選定

ボランティアの時期としては、授業時間を利用したり時間割を調整したりして講義期間中に実施する、

授業時間とは別に夏休み等の長期の休みを利用して行う場合がある。参加日数は、数時間から数日、数週間にわたる場合があるだろう。

ボランティア先の選定は、授業の一環として養成校として附属施設に依頼したり養成校との信頼関係のある施設に依頼したりする、養成校が設置しているボランティアセンターを通して行う、養成校がボランティアサークルを設置してサークルに参加する学生がボランティアを行う、養成校や養成校教員と信頼関係を構築している施設に依頼する、施設から養成校へのボランティア依頼を学内に掲示して学生が応募する、学生が自分の自宅近くや帰省先で自主的に探して依頼する、学生主体のボランティアサークルがあり学生がそこに所属してボランティアを行う等多岐にわたる。学生が自主的に探す場合には、事前の報告を学生に求めたり、必要に応じて依頼状や推薦状を養成校や養成校教員が作成したりする。

東北ブロック内では、学校が体制を整えてボランティアを実施している養成校が 12 校、学生が個人でボランティアを実施している養成校が 22 校あった。

3. 学生が参加するきっかけ、ボランティアの事前・実施中・事後の教育活動

自主的にボランティア先を探す場合や授業の一環として実施する場合を除き、学生はどのようにボランティアに参加しているのだろうか。東北ブロック内では、教員が学生に声かけや紹介をする、学生にチラシを配布したり学内の掲示板で知らせたりする、ボランティアを推奨したりボランティアをするように指導したりする、学生のボランティア希望を受けて依頼（仲介）するといったボランティアをする機会をつくる教育活動がなされている。

また、ボランティアの実施にあたり、授業として実施する場合には事前指導や引率などがあり、授業の一環かどうにかかわらず学内でオリエンテーションやボランティア先でのオリエンテーションが行われる場合があるだろう。引率のない場合、ボランティア中に実施状況や学生の様子を確認するため教員が訪問する場合もある。

ボランティア後に、レポートや記録の提出などの報告書の提出や学生に口頭で確認したりすることで、実施状況を把握することが可能である。

4. 東北ブロック内の主なボランティア先、ボランティア内容

東北ブロック研究委員会の調査（2017）では、保育実習が可能な児童福祉施設に加え、幼稚園、おもちゃライブラリーなど幅広く行われている実態が明らかになった。中でも、ボランティア先として最も多かったのは障害者施設であり、次いで、障害者施設、発達支援センター・施設であった（表 1）。また、ボランティアの内容については、イベント・行事などが多かった（表 2）。学生が得る学びは、イベント・行事などにおいて準備段階からかわるか、当日ボランティアになるかによっても異なるだろう。こうした活動に加え、もし可能であるならば、日々の生活の上にイベント・行事があること、イベント・行事の意味（例えば、利用者にとってのイベント・行事、地域とのつながり）を考えるようなことと結びついた学びもなされれば、より保育者の仕事の理解につながるという点でよいのではないだろうか。

ボランティアを教育活動の一環として実施される場合には、学生自らの意思に基づくというボランティア本来の意味を大切にしながら、よりよい実践につなげていきたいものである。

表 1 施設実習指導の一環としてのボランティア先(回答全 27 校) ※複数回答有

分 類	回答全体 (n=27)	回答校割合	分 類	回答全体 (n=27)	回答校割合
障害者施設	18	66.7	学童保育	2	7.4
障害児施設	9	33.3	児童館	2	7.4
発達支援センター・施設	6	22.2	高齢者福祉施設	1	3.7
養護学校・特別支援学級	2	7.4	保育所	3	11.1
乳児院	1	3.7	幼稚園	1	3.7
児童養護	6	22.2	避難者学習支援	1	3.7
児童自立支援施設	2	7.4	おもちゃライブラリー	1	3.7
母子生活支援	1	3.7	不明	5	18.5
子育て支援事業	1	3.7	回答数合計	46	

表 2 ボランティア内容(回答全 27 校) ※複数回答有

ボランティア内容の分類	回答数	(%)
イベント・行事 ^{*1}	22	81.5
学習	2	7.4
預かり保育	1	3.7
児童デイ	2	7.4
訪問	1	3.7
学童保育	1	3.7
イベント開催	1	3.7
依頼内容	1	3.7
内容不明	5	18.5

*1 イベント・行事:

お祭り、運動会、きょうだいイベント、スポーツ大会、文化祭、イベント補助、夏休み旅行引率など

資料 3 保育実習 誤表記一覧

1. 保育所実習 誤表記一覧

保育者の行為

誤	正
言う	伝える
思う	感じる
考えたのだ	思った
みれたようであった	みれた
させる	行う
させる	誘う
話に参加してもらう	話への参加を促していく
注目させ	注目できるように
見学する	観察する
促す	約束する
(状態を) 伺う	観察する
雑用的	作業の手伝い
注意をひく	興味をむける
仕切る	保育をする
移動させる	誘う
子どもの前に置く	配膳する
あげる	配る or おかわりに対応する
あげる	渡す
膝に乗せる	一緒に絵本を見る

絵本を読んであげる	絵本の読み聞かせをする
トイレへ行く	オムツ交換をする
排泄の援助をする	排泄、手洗い、うがいの援助をする
睡眠を促すように子どもをおぶる	おんぶをして、気持ちよく眠りに入ることができるようにする
トントンのとき	添い寝の場面
背中をさすり、睡眠を促す	添い寝をする
背中をさすったり、トントンを	背中をさすり、眠りを促す
寝かし付ける	子守うたをうたいながら背中をトントンたたく
寝かしつける	入眠に誘う
寝かしつけた	眠りやすいようにしていた
寝かせる	眠りに誘う
寝つきが悪い	眠りにくい
子どもをさそう	一緒に制作をする
子どもと移動する	子どもとつばめ組に移動する

プログラム

誤	正
朝礼	実習生の歓迎会
イベント	行事
避難訓練	防犯訓練
体操	遊び
野外活動	園庭で遊ぶ
自由活動	遊びに入る

昼食	食事
運動	あそび
運動遊び	集団遊び
マット運動	マット遊び
運動会の種目の練習をする	運動遊び
飛び箱	巧技台
外で遊び	外遊び
ペタペタ	スタンプング
手洗い・排泄	排泄・手洗い
降所	順次降所
荷物まとめ	帰りの用意
お帰りのお集まり	帰りのお集まり
休日保育	土曜保育
午前中の園庭遊び	中心活動
特例	夕方の合同保育

子どもの状態

誤	正
バラバラ	個人差があり
ちゃんと並ぶ	並んで順番を待つよう
わがママを言うてしまう	訴えてくる
ぬれてしまい	ぬれたので
寝る子ども	眠る子ども
食事を投げる	遊びながら食べる子どももいる

入眠する	眠る
けんかをしてしまった	ぶつかり合いをしている
暴力をふるう	手がでたり、噛んだり
牛乳を飲む	おやつを食べる
お集まり	お集まりに参加する
外遊び	外遊びをする
各自遊ぶ	好きな玩具で遊ぶ
入室する	片付けをし、入室する
押さえつける	ひっぱっていいよ
見せてくる	見せる
着替える	パジャマに着替える
トウモロコシをむく	とうもろこしの皮をむく
遊んでくれた	遊んだので
多勢でかかって来た	大勢で寄って来た
1人1人	一人一人（または一人ひとり）
採取	摘む
微妙だった	反応がうすい

人的環境

誤	正
先生	保育者
保育士	保育者
先生	保育士

保育士の先生	保育士
職員の方	保育士
子ども達	子どもたち
お友だち	友だち
友達	友だち
以上児さん	以上児
未満児さん	未満児
衛生士	保健士
警察	交通指導員
親御さん	保護者

物的環境

誤	正
教室	保育室
イス	いす
中	保育室

誤字

誤	正
指適	指摘
広広	広々
軽がす	転がす
看護師	看護師
園長保育	延長保育

導徳性	道徳性
環境整び	環境整備
お辞義	お辞儀
指適	指摘
染め水	染め紙
賛美歌	讃美歌
食時	食事
衣存	依存
清毒	消毒
身守る	見守る
特徴	特徴
低抗	抵抗
オムツ変え	オムツ替え
初最	最初
嬉んで	喜んで
適確	的確
怒めた	努めた
作用	使用
子どもたち	子ども達
計る	図る
努られて	怒られて
振掛け	ふりかけ
無中	夢中

飛び箱	跳び箱
言葉違い	言葉遣い
体日	休日
活活	活動
手伝り	手伝い
ボタンを閉める	ボタンをしめる
急救車	救急車

紋切り型の表現

誤	正
援助した	手伝って自分でできるようにした
観察する	危険のないよう見守る
遊ぶ	安全に配慮しながら一緒に遊ぶ

述語の表現

誤	正
～だったと思います	～でした
昼食を取る	食べる
読んで聞かせる	読む

会話調の表現

誤	正
わからないんだ	わからないと
でも	しかし

あと	さらに（また）
----	---------

その他の営み

誤	正
ミルクをあげる	授乳
言葉による指示	ことばがけ
注意する	伝える or 話す

漢字の不使用

誤	正
あつまり	集まり
あらい	洗い
そうじ	掃除
さそう	誘う
はかせる	履かせる
コトバ	言葉

具体性の乏しさ

誤	正
あつまり	集まり
あらい	洗い
そうじ	掃除
さそう	誘う
はかせる	履かせる
コトバ	言葉

否定から肯定へ

誤	正
おいていかれるよ	(肯定的な声掛けが求められる)
トイレに行ったりお昼寝しなかったりするとおぼけが来るから先生の言うこと聞こうね	おぼけがくるからトイレへ行くという声掛けではなく、なぜトイレに行くか、お昼寝するか、ふまえた上で声掛けして頂きたいと思います
遅い子	ゆっくりな子
絵本を見ない子	早めに布団に入る子
けんかをしてしまった子ども	けんかをする子ども
早く食べないと先生がもらっちゃうよ	みんなとごちそうさまできるかな

その他の不適切表現

誤	正
とる	収穫
感覚	感触
汚れ物	汚れた服
～である	ことに気づいた
言葉でのコミュニケーション	言葉でのやりとり
野外活動の時間	夕方園庭で遊ぶ際
たくさん	(具体的に書く)
名前の表記	(イニシャルで表記する)
?	(書かない)
それ	(代名詞の使用ではなく、具体的に書く)

終わさなければ	終わらせなければ
やるのであった	やることができた
後ろ前が反対	前後が反対
食べれない	食べられない
かごめかごめ	なべなべそこぬけ
オオカミとブタ	オオカミなんかこわくないよ
まんべんのない笑み	まんめんの

2. 施設実習 誤表記一覧

子どもの状態

施設種別	誤	正
児童養護施設	体調不良の子どもをお風呂・食堂へつれていく。	通院後の子どもに入浴を促し、一緒に食事をする。
児童養護施設	(楽しみながら製作するために) 競争させる。	やるべきことを視覚でとらえる。
重症心身障害児	姿勢を直す	体勢を直す
重症心身障害児	強引に	強い姿勢で
重症心身障害児	暴れる	嫌がる
知的障害者更生	(興奮が) 治まり	収まり
知的障害者更生	脱走	無断離園
乳児院	怒られる	叱られる
知的障害者更生	いざこざ	トラブル
知的障害者更生	被害を受ける	トラブル
知的障害者更生	症状は良くなっている	症状は落ち着いた
知的障害者更生	嫌々行う	嫌がる
知的障害者更生	殴り書き	自由に描く
知的障害者更生	気を紛らわせる	気分転換をする
知的障害者更生	歩く、食べるなどのペースが速い	比較的、動きのある
知的障害者更生	盗食	食べてしまった

支援・行為

施設種別	誤	正
知的障害児施設	(移動の)補助	援助
児童養護施設	給食	食事介助
知的障害者更生	介助	支援
重症心身障害児	抑制	制止
児童養護施設	病院へ連れて行く	通院の付き添い
児童養護施設	(仕事を)与える	分担する
重症心身障害児	子どもに興味をもたせる	子どもに興味を引き出す
知的障害者更生	(トイレに)行かせる	誘導する
知的障害者更生	わざわざ(用意してくださり)	わざわざは入れない
知的障害者更生	やらせる	行う
知的障害者更生	～してあげる	援助する
知的障害者更生	させる	考えるように支援する
知的障害者更生	行わせる	行う
乳児院	寝かせる	就寝介助
乳児院	食べさせる	食事介助をする
知的障害者更生	薬を飲ませる	服用を支援する
児童養護施設	ベット整理をする	ベット準備をする
児童養護施設	挨拶をし、帰る	退勤

人称表現

施設種別	誤	正
重症心身障害児	保育士の方	保育士

重症心身障害児	保育の方	保育士
児童養護施設	先生	職員
重症心身障害児	看護師	看護師
知的障害児施設	小学生以下	小・中・高生未就学児
知的障害者更生	先生	職員
児童養護施設	みさちゃん	Mちゃん
知的障害者更生	M	Mさん
児童養護施設	斉藤お兄さん	副園長
肢体不自由施設	～ちゃん	～さん
知的障害児施設	～する人	～する方
知的障害者更生	利用者も	利用者の中には

プログラム

施設種別	誤	正
重症心身障害児	保育活動	療育
知的障害者更生	会議	カンファレンス
知的障害者更生	自由時間	棟内活動
知的障害者更生	散歩	歩行訓練
重症心身障害児	夜食	夕食
知的障害児施設	見送り	降園

会話調の表現

施設種別	誤	正
重症心身障害児	やる	行う

重症心身障害児	～だなあとと思った	という事だ
重症心身障害児	大切だなと思った	大切であると思った
知的障害児施設	仕事なため、	仕事だという責任感を持ってもらうため
知的障害児施設	参加せずにいた	参加できずにいた
知的障害者更生	見れた	見られた
肢体不自由施設	やる気ない	やる気がない
肢体不自由施設	積み上げるやつをつかって	積み上げるおもちゃを使って
重症心身障害児	なんて思いました	と思いました
重症心身障害児	やっぱり	やはり
重症心身障害児	くっつけた	合わせた
児童養護施設	キレイ	清掃
児童養護施設	それ	そのように
知的障害者更生	たいらげて	食べて
乳児院	いっぱいいっぱい	
乳児院	いまいち	

誤字

施設種別	誤	正
乳児院	入院	入所
乳児院	ぬがね	めがね
乳児院	興味深々	興味津々
児童養護施設	ほめてあげる	褒めてあげて
児童養護施設	無夢	夢中
児童養護施設	配善	配膳

児童養護施設	入浴	入浴
児童養護施設	表状	表情
児童養護施設	委節	季節
児童養護施設	訪問	訪問
児童養護施設	見だしなみ	身だしなみ
児童養護施設	敷ぶとん	座ぶとん
児童養護施設	後わり	終わり
児童養護施設	自童	児童
児童養護施設	受け取め	受け止め
児童養護施設	待ったいた	待っていた
児童養護施設	乱して	乱して
児童養護施設	食話	会話
児童養護施設	身のある	実のある
児童養護施設	割り合て	割り当て
母子生活支援	一諸	一緒
重症心身障害児	灌腸	浣腸
重症心身障害児	(髭剃り)器	機
重症心身障害児	自参	持参
重症心身障害児	悩んだ	悩んだ
重症心身障害児	呼吸機	呼吸器
重症心身障害児	排泄援助	排泄援助
重症心身障害児	解る	触る
知的障害児施設	「車を履き替えましょうね」	「靴を履き替えましょうね」
知的障害児施設	関心	感心

知的障害児施設	除々	徐々
知的障害児施設	こちら傾	こちら側
知的障害児施設	間始	開始
知的障害児施設	外校	下校
肢体不自由施設	期限がない	時間がない
肢体不自由施設	寒ぐ	塞ぐ
知的障害者更生	接極的	積極的
知的障害者更生	試考錯誤	試行錯誤
知的障害者更生	(施設長名を間違えている)	
知的障害者更生	下様	下校
知的障害者更生	自虐行為	自傷行為
知的障害者更生	大雑肥	大雑把
知的障害者更生	1 1 0 番	1 1 9 番
知的障害者更生	前員	全員
知的障害者更生	喚起	換気
知的障害者更生	利解	理解
知的障害者更生	誰認	確認
知的障害者更生	配膳	配慮
知的障害者更生	中継	中断
知的障害者更生	述べた	延びた
知的障害者更生	非難訓練	避難訓練
知的障害者更生	真自目	真面目
知的障害者更生	破子	帽子
知的障害者更生	総手	総出

知的障害者更生	序々	叙々
知的障害者更生	撃ぐ	繋いで

その他不適切表現

施設種別	誤	正
知的障害児施設	特殊学園	特殊学校
知的障害児施設	あったのですが	あったのだが
肢体不自由施設	来た	来られた
肢体不自由施設	リアリティーの写真	リアリティーのある写真
肢体不自由施設	児童の子どもたち	学童
重症心身障害児	前掛け	エプロン
乳児院	目をキラキラしながら	キラキラさせながら
乳児院	授乳する	授乳をする
重症心身障害児	呼んでしまった	呼んだ
知的障害児施設	意欲的に教えていただく	積極的に質問していく
知的障害児施設	反応	対応
知的障害者更生	むつけた	機嫌を損ねた
知的障害者更生	精神年齢は幼児	
乳児院	気を遊びにそらせようと	
乳児院	効果的なものかは分からない	
乳児院	交換条件をだしていいか不明	
知的障害者更生	たった10日間	

令和2・3年度東北ブロック研究委員

委員長	石森 真由子	(宮城県) 聖和学園短期大学
委員	松浦 淳	(青森県) 青森中央短期大学
	及川 未希生	(岩手県) 盛岡大学短期大学部
	蛭田 一美	(秋田県) 聖園学園短期大学
	鈴木 享之	(宮城県) 仙台青葉学院短期大学
	福田 真一	(山形県) 東北文教大学
	安部 高太郎	(福島県) 郡山女子大学短期大学部
	研究協力委員	三浦 主博
	細川 梢	(福島県) 福島学院大学
	大関 嘉成	(山形県) 羽陽学園短期大学
	小坂 徹	(福島県) 郡山健康科学専門学校

平成30・31(令和元)年度東北ブロック研究委員

委員長	石森 真由子	(宮城県) 聖和学園短期大学
委員	西 敏郎	(青森県) 東北女子短期大学
	佐藤 匡仁	(岩手県) 岩手県立大学
	石井 美和子	(秋田県) 聖霊女子短期大学
	日野 さくら	(宮城県) 東北福祉大学
	大関 嘉成	(山形県) 羽陽学園短期大学
	細川 梢	(福島県) 郡山健康科学専門学校
	研究協力委員	三浦 主博
	上村 裕樹	(宮城県) 聖和学園短期大学
	福田 真一	(山形県) 東北文教大学

平成 28・29 年度東北ブロック研究委員

委員 長	三浦 主博	(宮城県) 東北生活文化大学短期大学部
委員	時本 英知	(青森県) 青森中央短期大学
	竹之下 典祥	(岩手県) 盛岡大学
	瀬尾 知子	(秋田県) 秋田大学
	大迫 章史	(宮城県) 仙台白百合女子大学 (現・東北学院大学)
	福田 真一	(山形県) 東北文教大学
	細川 梢	(福島県) 郡山健康科学専門学校
	石森 真由子	(専門委員・宮城県) 聖和学園短期大学
研究協力委員	利根川 智子	(宮城県) 東北福祉大学
	日野 さくら	(宮城県) 東北福祉大学

平成 26・27 年度東北ブロック研究委員・執筆協力者

委員 長	利根川 智子	(専門委員) 東北福祉大学
副委員 長	三浦 主博	(宮城県) 東北生活文化大学短期大学部
委員	小林 琢哉	(青森県) 東北女子大学
	岸 千夏	(岩手県) 盛岡大学短期大学部
	猿田 興子	(秋田県) 聖園学園短期大学
	花田 嘉雄	(山形県) 羽陽学園短期大学
	前 正七生	(福島県) いわき短期大学 (現・淑徳大学短期大学部)
執筆協力者	中山 寛子	(青森県) 東北女子大学

平成 24・25 年度東北ブロック研究委員

委員 長	井上 孝之	(岩手県) 岩手県立大学
委員	上村 裕樹	(青森県) 八戸短期大学 (現・聖和学園短期大学) H24 年
	岩井 哲雄	(青森県) 東北女子大学 (現・埼玉県立大学) H25 年
	織田 栄子	(秋田県) 聖霊女子短期大学
	和田 明人	(宮城県) 東北福祉大学
	河合 規仁	(山形県) 東北文教大学 (現・東北福祉大学)
	京免 徹雄	(福島県) 郡山女子大学短期大学部 (現・筑波大学)
	利根川 智子	(専門委員) 会津大学短期大学部 (現・東北福祉大学)
